

大分県社会的養育推進計画 2025 改定版（計画案）

令和7年〇月

目 次

計画の改定にあたって	1
第1 県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	4
第2 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）	10
第3 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	17
1 市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組	17
2 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組	22
3 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組	26
第4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	29
第5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み	33
第6 一時保護改革に向けた取組	41
第7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	47
1 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組	47
2 親子関係再構築に向けた取組	49
3 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	53
第8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	57
1 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等	57
2 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組	67
第9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	70
1 施設で養育が必要なこども数の見込み	70
2 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	70
第10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	80
1 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握	80
2 社会的養護経験者等の自立に向けた取組	81
第11 児童相談所の強化等に向けた取組	86
1 県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組	86
2 中核市の児童相談所設置に向けた取組	91
第12 障害児入所施設における支援	93

計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

- ・ 県内には、虐待など様々な事情により家庭から離れて、児童養護施設や里親家庭等で生活をしているこどもが約450人います。
- ・ 本県では、権利の主体であるこどもの家庭養育優先原則¹を徹底するため、令和2年3月に「大分県社会的養育推進計画」（以下本計画を通じて「現行計画」という。）を策定し、家庭的な養育環境である里親等への委託の推進や児童養護施設等の小規模グループケア²化などを進めてきました。その結果、里親等委託率の上昇や小規模化された施設数の増加など、関係機関の理解と協働のもと、家庭養育優先原則に基づく社会的養育³体制の充実に図られてきました。
- ・ 一方で、児童相談所における虐待相談対応件数は増加の一途を辿っており、パーマネンシー保障⁴の理念に基づくケースマネジメントの更なる徹底など、こどもの最善の利益を図るために取り組むべき新たな課題等も生じています。
- ・ 令和4年6月に成立した改正児童福祉法では、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利擁護を念頭にした児童福祉施策を推進するため、市町村におけるこども家庭センターや子育て世帯訪問支援事業等のほか、一時保護施設（一時保護所）の設備・運営基準の策定や親子再統合支援事業、里親等に対する支援を包括的に実施する里親支援センターの創設などが規定されました。さらに、妊産婦等生活援助事業や社会的養育自立支援拠点事業が創設されたほか、こどもの権利擁護に係る環境整備などが規定され、当該改正法の内容は、虐待等の予防的支援策に、また、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対する支援策に、重要な役割を果たすものです。
- ・ また、「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）では、「全てのこども・若者が、（中略）生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」（こどもまんなか社会）を目指すことが示されました。
- ・ 本県では、令和11年度までとしている現行計画の折り返しにあたり、現状を把握しつつ、時代の潮

¹ こどもの養育者に対する安全かつ継続的な愛着心という基本的なニーズを満たすことの重要性等から、こどもの養育にあたっては、家庭を優先するという原則（国連指針）。国及び地方公共団体は、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、保護者への支援を原則とした上で里親等委託を、里親等委託が適当でない場合は、できる限り良好な家庭的環境においてこどもが養育されるよう必要な措置を講じなければならない（平成28年改正児童福祉法）。

² 児童養護施設等において、6人以下の小規模グループ毎に居室等を設けるとともに、担当職員を配置し、より家庭的な環境下でこどもの養育を行うもの。本体施設の敷地内又は敷地外（分園型小規模グループケア）で行う。

³ こどもの養育に対して、保護者とともに社会全体が責任を持つという考え方。社会的養育のみならず、市町村が行う子育て支援サービス全般も含まれる。

⁴ 親による養育が困難な場合、こどもの健やかな成長のために養子縁組等により、永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場を保障しようとする考え方。

流にあわせ、こどもたちの社会的養育を更に推進するため、現行計画を抜本的に見直し、新たに「大分県社会的養育推進計画2025改定版」を策定しました。

- ・ 策定にあたり、有識者や代替養育経験者等を委員とした大分県社会的養育推進計画改定委員会を全7回開催（準備委員会を含む。）し、各委員から意見聴取等を行ったほか、代替養育中のこどもを対象としたアンケート（以下本計画を通じて「こどもアンケート」という。）及び児童養護施設に入所中のこどもを対象とした意見ヒアリング（以下本計画を通じて「こどもヒアリング」という。）を通じて、当事者であるこどもの意見を取り入れました。
- ・ 今後、社会的養育の推進にあたっては、本計画に基づいて施策を実施し、着実に成果をあげていくことが重要です。
- ・ 本県の将来を担う全てのこどもが、その権利が保障され、愛情豊かな環境の中で心身ともに健やかに育ち、夢と希望に満ちた生活を送ることができる大分県の実現に向けて、本計画が、社会的養護⁵に関わる関係職員のみならず、全ての県民の理解と意識の醸成につながることを期待します。

2 計画の性格

- ・ 本計画は、大分県次世代育成支援行動計画「大分こどもまんなかプラン（第5期計画）⁶」の社会的養育部門計画の性格を有します。

3 計画の期間

- ・ 本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。
- ・ 進捗については、毎年度検証するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の構成

- ・ 本計画の掲載内容は、『都道府県社会的養育推進計画』の策定について（令和6年3月12日付けこ支家第125号こども家庭庁支援局長通知）に基づく12項目において、①現行計画の達成見込みや達成・未達成（見込）の要因分析等のほか、②資源等に関する地域の現状（「資源の必要量等」の見込み、「現在の整備・取組状況等」、「整備すべき見込量等」）を明らかにした上で、③整備・取組方針及び④評価のための指標等とします。
- ・ 現行計画の前期目標値（2024（R6）年度）に対する実績等については、前述のとおり各項目に掲載し

⁵ 保護者のいないこどもや、保護者に監護させることが適当でないこどもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うこと。

⁶ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条第1項等に基づく都道府県子ども子育て支援事業計画。次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される社会の形成のため、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するための行動計画を策定したものである。令和7年度～11年度までの5年間を計画期間としており、大分県長期総合計画（令和6年10月公表）の部門計画に位置付けられている。

ていますが、一覧を参考資料として掲載しています。

第1 県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

1 社会的養育の体制整備の基本的考え方と計画体系

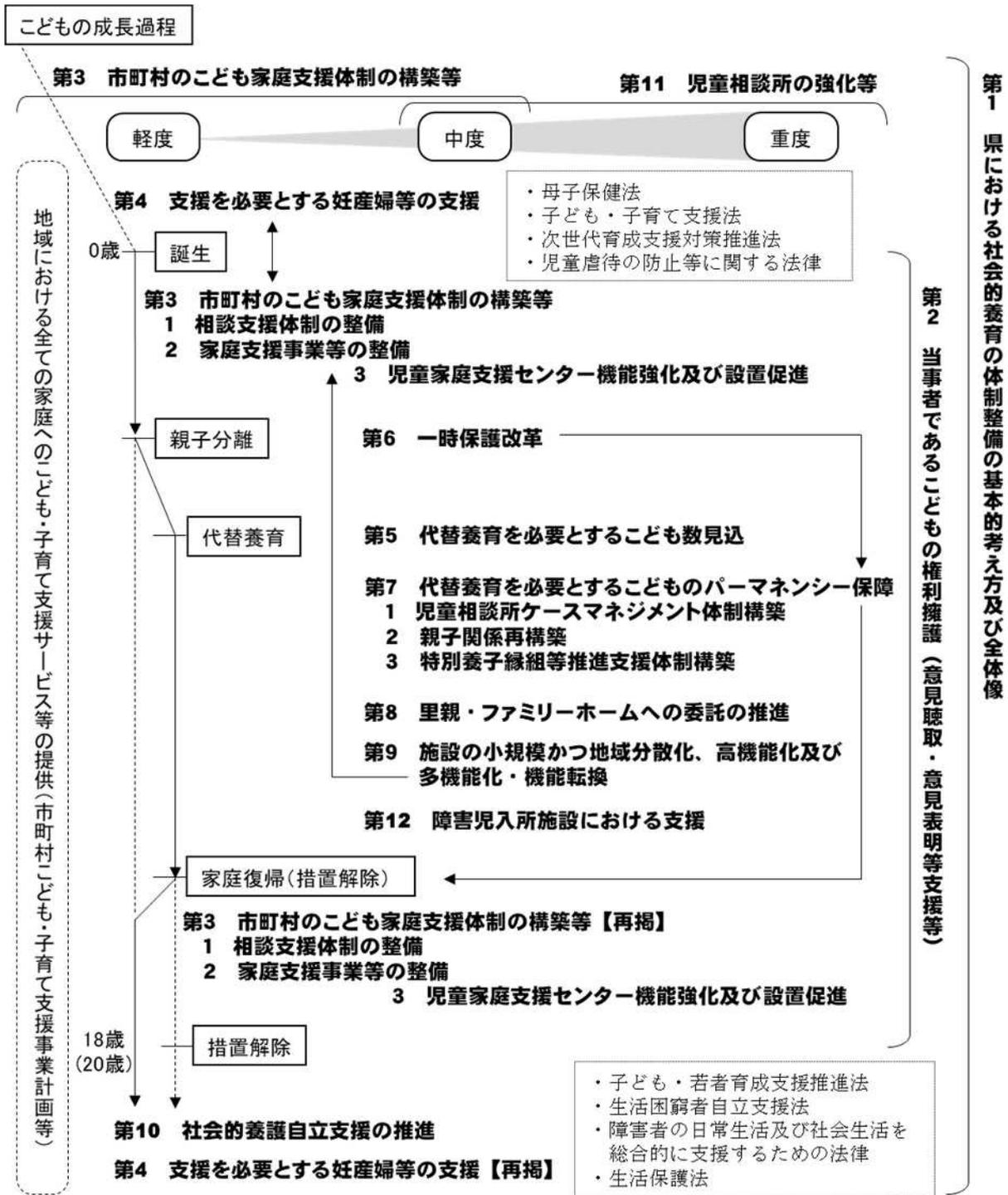
- ・ 令和5年4月に施行された「こども基本法」(令和4年法律第77号)第3条には、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」や「こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること」など、こども施策の基本理念が規定されています。
- ・ 県においては、当該基本理念にのっとり、国や市町村等と連携のうえ、こどもの状況に応じた施策を策定し実施する必要がある、また、国民は、地方公共団体等が実施するこども施策に協力するよう努めなければなりません。
- ・ こどもの最善の利益を図るためには、まず、市町村において、家庭支援事業⁷等を活用した予防的支援による家庭維持のための最大限の努力を行うことが重要です。また、県(児童相談所)は、代替養育を必要とするこどもに対して、親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討する一方、より専門的な支援を必要とするこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設⁸又は高機能化された治療的なユニットへの入所の措置を行うなど、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねを継続していくことが必要です。
- ・ 本計画は、県において、児童相談所や市町村、児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホーム等の社会的養育に関わる関係者はもとより、全ての県民が、在宅から代替養育での支援や自立支援まで、こどもの権利擁護や家庭養育優先原則、パーマネンシー保障の理念等に基づき協力連携のもと、一体的かつ全体的な視点を持ち、地域の資源を最大限に活用しながら着実に取組を進めることを目的としています。
- ・ 本計画の体系は(図表1-1)のとおりです。全ての県民が家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感でき、こどもたちが健やかに成長できる環境を整備することが重要であり、子ども・子育て支援法等に基づき市町村が策定する「こども・子育て支援事業計画⁹」とも密接に連携しています。

⁷ 子育て短期支援、養育支援訪問、一時預かり、子育て世帯訪問支援、児童育成支援拠点及び親子関係形成支援の各事業の総称(児童福祉法第21条の18)。

⁸ 児童養護施設等のうち、本体施設の支援の下で地域の民間住宅等において、4～6人が専任職員等と家庭的な環境下で生活するもの。具体的には、「地域小規模児童養護施設」及び「分園型小規模グループケア」をいう。

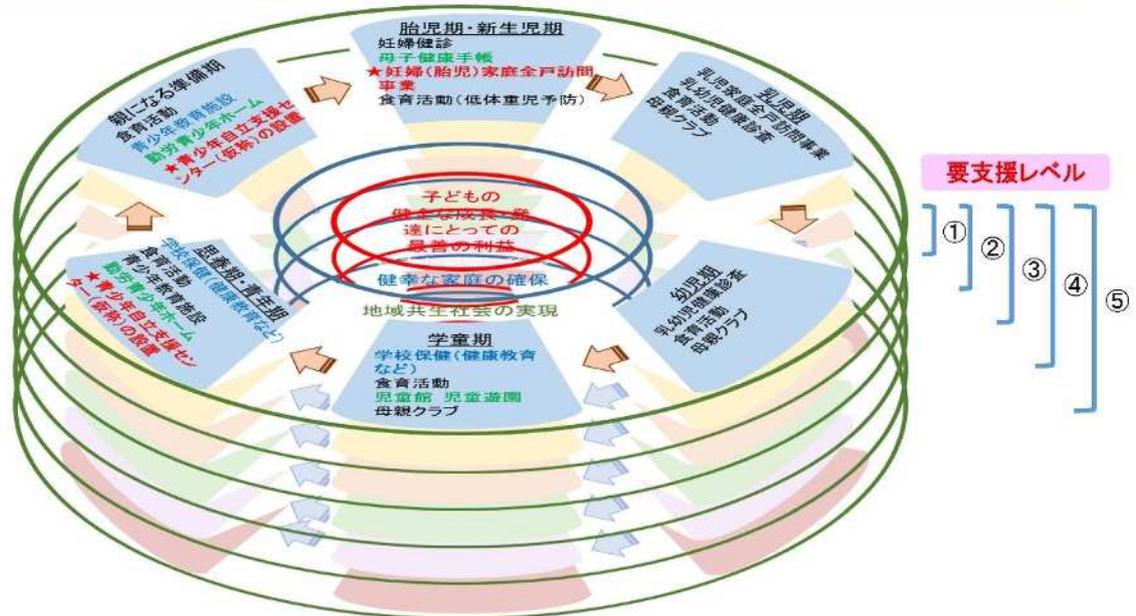
⁹ 地域における全ての子育て世帯等に対して、養育相談をはじめ総合的な子育て支援施策を推進し、その福祉の向上を図るために実施する地域こども・子育て支援事業(家庭支援事業を含む。)の量の見込みや児童虐待防止の充実策(任意記載事項)などを盛り込んだ計画。

(図表1-1) 計画体系



(注) 社会的養護に係るケースは多岐にわたるため、支援を必要とする妊婦から誕生し、幼少期に親子分離、代替養育を経て家庭復帰したケースを参考として例示したもの

市区町村と都道府県の協働のもと、養育のライフサイクルを見据え、どの年齢や時期においても、その子どもや家族の多様なニーズにも対応できる緩やかなグラデーションをもった重層的な養育支援システムの構築が重要



(出典) 大分県社会的養育推進計画改定委員会 相澤仁委員長 提供資料より抜粋

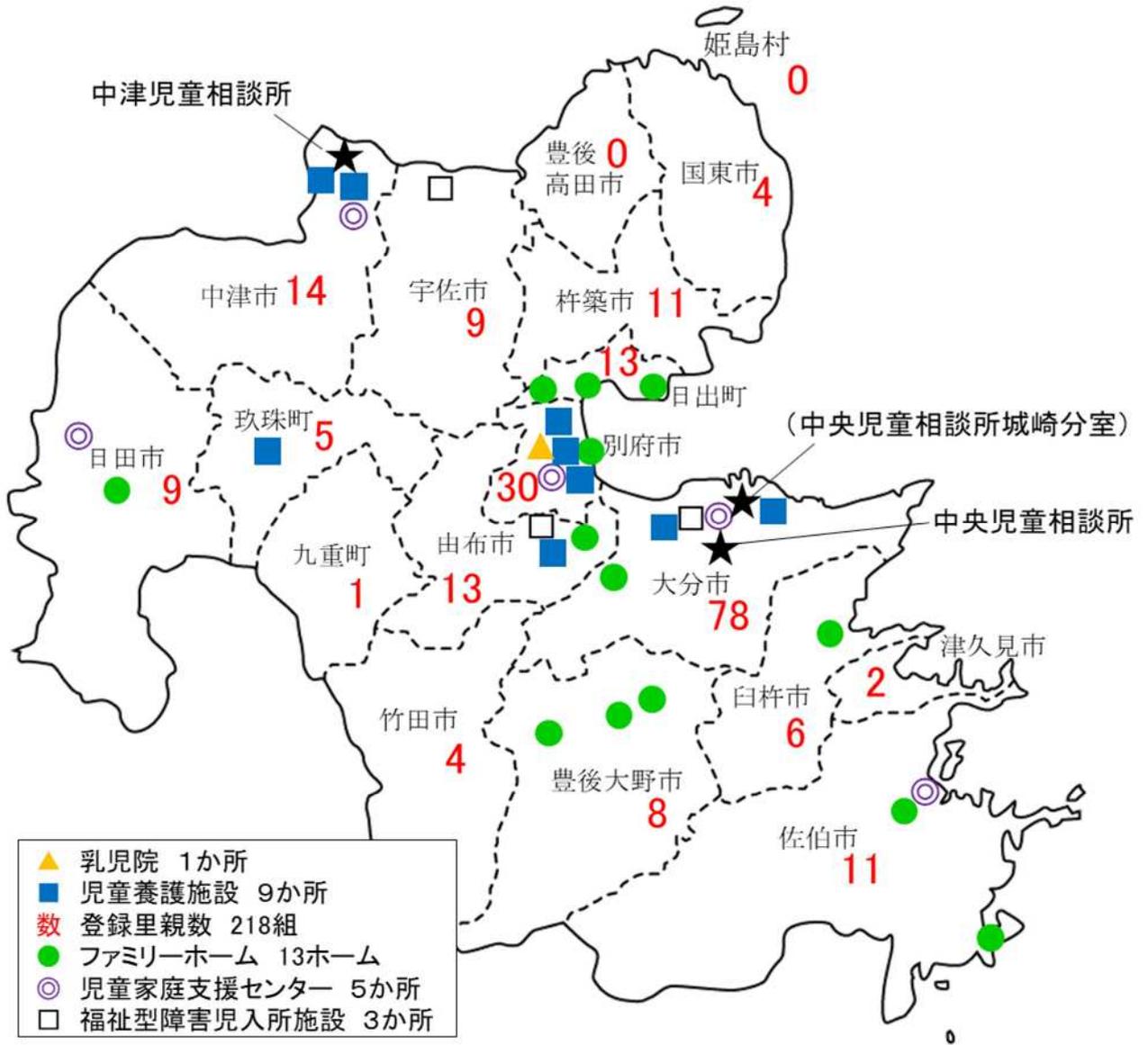
2 PDCAサイクルの運用の在り方

- ・ 本計画は毎年度、各項目の評価のための指標等により自己点検・評価を行い、その結果を、有識者や代替養育経験者等を委員とした大分県社会的養育推進計画評価委員会（仮称）へ報告するなど、進捗管理を徹底します。
- ・ 自己点検・評価により明らかになった課題等については、速やかに取組の見直し等を行い、適切にPDCAサイクルを運用するとともに、その際は、こどもアンケートやこども会議等により、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の意見聴取に努めます。

3 代替養育資源

- ・ 令和6年3月31日現在、県内の代替養育資源は（図表1-2）のとおりです。

（図表1-2）代替養育資源の分布



（注） 上図のほか、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所I型（R6.5開所）が大分市内に1か所ずつ、母子生活支援施設が大分市内に1か所及び別府市内に2か所

4 主な評価のための指標

- ・ 評価のための指標は各項目に掲載していますが、主な指標は（図表1-3）のとおりです。

（図表1-3）主な評価のための指標

項目	現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)					
	R5	R6見込		R7	R8	R9	R10	R11	
第2	意見表明等支援事業を利用可能なこども的人数(人)	477	486	600	114				
					15	15	15	30	39
第3	こども家庭センターの設置数(か所)	—	16 (14市町村)	20 (18市町村)	4				
					3	1	—	—	—
第4	妊産婦等生活援助事業の実施事業所数(か所)	(1) 前身事業	1	1	—				
					—	—	—	—	—
第6	一時保護専用施設の確保数(か所)	3	4	5	1				
					—	—	1	—	—
第6	第三者評価を実施している一時保護施設(一時保護所)数(か所)	1	—	1 (おおむね3年毎)	1				
					—	1	—	—	1
第7	親子再統合支援事業による各種支援の実施件数(件)	263	290	300	10				
					2	2	2	2	2
第7	児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数(件)	6	3	延25	延25				
					5	5	5	5	5
第8	里親等委託率(%)	39.1	40.0	45~55.0以上	41.0	42.0	43.0	44.0	45.0
	3歳未満	66.7	70.0	75.0以上	76.9				
					77.8	77.8	77.8	76.9	76.9
	3歳以上就学前	67.2	60.0		74.3				
					62.5	66.2	69.0	72.9	74.3
	学童期以降	31.8	31.0	35~50.0以上	39.0				
				34.0	35.1	35.8	37.3	39.0	
第8	里親登録(認定)数(組)	218	230	280	50				
					10	10	10	10	10
第8	里親支援センターの設置数(か所)	—	0	1	1				
					—	1	—	—	—
第9	小規模かつ地域分散化した児童養護施設数(か所)	13	12	16	4				
					1	—	1	1	1
第10	社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数(か所)	(1) 前身事業	1	1	—				
					—	—	—	—	—
第11	第三者評価を実施している児童相談所数(か所)	—	—	2	2				
					中央	—	中津	中央	—
	児童福祉司の配置数(人)	69	78	配置基準以上	(配置基準以上) 国プラン等に基づき配置				
	児童心理司の配置数(人)	28	35	配置基準以上	(配置基準以上) 国プラン等に基づき配置				

※各項目、年度末時点

(参考) 主な評価のための指標 (エリア別)

エリア	項目		資源の必要量等 【目標値】
県レベル	第2	意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数(人)	600
	第4	妊産婦等生活援助事業の実施事業所数(か所)	1
	第6	第三者評価を実施している一時保護施設(一時保護所)数(か所)	1 (おおむね3年毎)
	第7	親子再統合支援事業による各種支援の実施件数(件)	300
		児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数(件)	延25
	第8	里親等委託率(%)	45~55.0以上
		3歳未満	75.0以上
		3歳以上就学前	
		学童期以降	35~50.0以上
	第10	社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数(か所)	1
児童自立生活援助事業(Ⅰ型)の実施箇所数(か所)		2	
圏域レベル (県北・県央・県南など)	第3	児童家庭支援センターの設置数(か所)	5
	第6	一時保護専用施設の確保数(か所)	5
	第8	里親支援センターの設置数(か所)	1
		民間フォスターリング機関の設置数(か所)	5
	第9	小規模かつ地域分散化した児童養護施設数(か所)	16
	第10	児童自立生活援助事業(Ⅱ型)の実施箇所数(か所)	6
	第11	第三者評価を実施している児童相談所数(か所)	2
		児童福祉司の配置数(人)	配置基準以上
児童心理司の配置数(人)		配置基準以上	
市町村レベル	第3	こども家庭センターの設置数(か所)	20 (18市町村)
	第8	ファミリーホームの設置数(か所)	18
地区レベル (小・中学校区など)	第8	里親登録(認定)数(組)	280

※各項目、年度末時点

第2 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 本県では、令和2年度より国の「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」（以下「モデル事業」という。）の採択を受け、国立大学法人大分大学（権利擁護教育研究センター）に業務委託のうえ、こどもの権利擁護の取組を推進しています。
- ・ モデル事業による主な取組は、以下のとおりです。
 - ① 児童相談所、里親・ファミリーホーム、児童養護施設などの関係機関に対して、こどもの権利や権利擁護の仕組みに関する周知啓発、理解促進のための説明会等の実施
 - ② 令和2年度に当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）や弁護士等を委員とした検討委員会で権利ノート¹⁰の改定を行い、こどもが自身の権利に対する理解を深めることができるように措置時に個別配布のうえ説明を実施
 - ③ 児童相談所等から独立した立場の意見表明等支援員（以下「こどもアドボケイト¹¹」という。）の募集、研修実施による養成、事業実施体制の構築
 - ④ こどもアドボケイトが児童養護施設などの関係機関を定期訪問・随時対応すること等によるこどもの意見形成・意見表明等支援の実施
 - ⑤ こどもからの意見表明について、こども権利擁護調査員が意見内容に応じて調査及び関係機関等との調整の実施
 - ⑥ こどもの権利擁護に関する専門部会として、大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会¹²臨時会を開催し、こどもの申立てについて必要な調査等を行い、臨時会への意見具申や対応結果のこどもへの説明を実施
- ・ モデル事業の開始当初、関係機関は取組内容について理解を示す一方で、こどもへの影響を不安視する声や支援に関わる職員の負担増等を懸念する声などもありましたが、大分大学と連携のうえ、関係機関との協議や説明会等の開催による理解醸成等を重ねながら段階的に訪問範囲を拡大するなど、着実な事業展開を図ってきました。
- ・ 以上を踏まえ、現行計画策定時には想定できなかったモデル事業に注力した結果、(図表2-1)のとおり、「代替養育中のこどもを対象としたアンケート調査の実施」については十分な取組ができていない状況ですが、こどもへの分かりやすい説明と理解促進のために、権利ノートの内容の改定等を行っています。

¹⁰ こどもが自分の権利を認識し必要な意見を表明するなど、権利を行使できることを記したもの。自らの権利と同様に、他人の権利を守るためにはルールが必要であることもあわせて明記。

¹¹ 権利表明が困難なこどもなど、自らの権利をさまざまな理由で行使できない状況にある人に代わり、その権利を代弁・擁護し、権利実現を支援する者。

¹² 児童福祉等に関する事項を調査・審議するため、県が設置する附属機関。

- ・ なお、「代替養育中のこどもの意見を聴くための訪問調査の実施」については、児童相談所が代替養育中のこども全員を訪問のうえ面接する「児童調査」（年1回）により、こどもから直接意見等を聴く機会を確保しているため、R6 目標を達成する見込です。
- ・ あわせて、『育てノート』『育ちアルバム』の整備については、児童相談所が主体となり児童養護施設や里親等とともにこどもの年齢や理解力に合わせたライフストーリーワーク¹³を実施しています。代替養育中のこどもや養子縁組が成立したこどもの意向に応じて実施している（図表2-1※印）ため、おおむね R6 目標を達成する見込ですが、整備割合の統計算出が困難なため掲載はしていません。

（図表2-1）現行計画の達成見込

項目	R4	R5	R6見込(目標)	
代替養育中のこどもを対象としたアンケート調査の実施	—	—	— (100%)	—
代替養育中のこどもの意見を聴くための訪問調査の実施	100%	100%	100% (100%)	達成見込
「育てノート」「育ちアルバム」の整備	—※	—※	—※ (100%)	(達成見込)

（出典）大分県こども・家庭支援課調べ

2 地域の現状

- ・ 令和4年改正児童福祉法において、こどもの権利擁護に関して、里親等委託や施設入所の決定時等の意見聴取等措置の義務化やこどもの意見表明等を支援する意見表明等支援事業が創設されるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として明記されました。
- ・ 前述のとおり、本県ではモデル事業によりこどもの権利擁護の推進を図ってきましたが、児童相談所職員やこどもアドボケイト等に対して、こどもが「本音」を言えること、こどもが措置決定理由や今後の見通し等の説明を聞いて「理解できること」が重要です。
- ・ そのためには、社会的養護に関わる関係職員に対する研修等の充実により更なる理解醸成を図り、こどもが自身の権利を認識し必要な意見を表明するなどの権利行使ができるように、こどもの年齢や理解力に応じた説明や制度周知を図ることはもとより、関係職員の子どもの権利擁護に関する理解を高めるとともに、関係職員とこどもの相互の信頼関係を深めることで、こどもが意見を表明しやすい環境づくりが必要です。
- ・ こどもアンケートによると、「代替養育が必要となった理由を教えてください」が65.1%である一方、（教えてもらったが）「不安になった」が13.7%、「よくわからなかった」と「もっと詳しく説明してほしいかった」がともに6.8%となっており、こどもが今の生活を始めることになった経緯や今後の生活

¹³ こどもの出自や生い立ち、離れて暮らす家族の状況、家庭から離れて暮らさなければならなかった理由等をこどもと一緒に振り返り、確認する取組。

の見通しについて、こどもの気持ちに配慮しながら個別具体的な説明が必要です。

- ・ また、「代替養育が必要になったときにこれからどうしたいのか、気持ちや希望、考えを聞いてくれたがそのとおりにならなかった」が9.1%など、こどもの意見を聴取しそれを実現していくこと、実現が難しい場合はこどもが理解できるよう丁寧に説明することにより、信頼関係を構築していくことが重要です。
- ・ さらに、「あなたの気持ちや希望、考えを聞いてくれるものの中で、知っているもの」として、こどもアドボケイトが69.5%と最も多く、こどもアドボケイトを「利用したことがある」が34.9%となっており、こどもが意見を表明できる権利の保障として、引き続き、こどもアドボケイトの啓発や利用促進を図る取組が必要です。
- ・ こどもヒアリングでは、自分に関わることを決める際は、信頼関係が築けている施設の職員等による意見聴取を望む声が多く、その方法については「相手の表情を見ることができると直接の方が話しやすい」「文字では誤解が生じる」など、対面による意見聴取を望む声が多くありました。
- ・ また、意見表明が苦手なこどももいることを考慮し、「こどもアドボケイトの活動は続けてほしい」という権利擁護について肯定的な意見があったほか、生き立ちや育ちの記録(アルバム)については、「作ってほしい」「あった方が嬉しい」「後で振り返ることができる」という声があった一方で、「写真は自分で選びたい」「中学生以降がいい」「昔の写真は見たくないので作ってほしくない」等の声もあり、ライフストーリーワークの取組は、こどもの意向を尊重して実施する必要があります。

(1) 資源の必要量等

- ・ こどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等については、全ての社会的養護に関わる関係職員及び代替養育中のこどもを対象にして実施することが必要です。
- ・ 意見表明等支援事業については、全ての代替養育中のこどもが自分の意見を表明する際に利用できる環境の整備が必要です。利用割合についても計画期間中、毎年度、対前年度比増となることが必要で、そのためには、こどもアドボケイトとこどもとの相互の信頼関係の構築が重要となります。また、一時保護専用施設¹⁴等に委託一時保護中のこどもや児童家庭支援センターによる在宅指導措置委託(以下「指導委託という。’)中のこども、福祉型障害児入所施設に在籍するこどもに対しても、意見表明等支援事業が利用できる環境整備が必要です。
- ・ 措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組については、全ての代替養育中のこどもが理解し認知したうえで、利用できる環境を整え、取組効果を実感してもらうことが必要であり、その確認体制についても、アンケート調査等の実施により把握していくことが必要です。
- ・ また、こどもの権利擁護に関する専門部会を設けることや、社会的養護施策策定の際には、検討委

¹⁴ 乳児院や児童養護施設等で委託一時保護を安定的に受入れるための諸条件を満たした施設。

員会の委員として当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の参画や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施が必要です。

（2）現在の整備・取組状況等

- ・ 社会的養護に関わる関係職員に対する研修や啓発プログラム等については、児童相談所における児童福祉司任用後研修や一時保護所職員研修による実施のほか、児童養護施設等やこども自身に対しては、こどもアドボケイトの定期訪問時による個別説明会などにより実施しています。
- ・ こどもアドボケイト等による定期訪問は、一時保護施設（一時保護所）、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホームを対象としており、里親については、こどもの希望等に応じて随時訪問による方法で意見表明等支援を実施しています。なお、委託一時保護中のこどもや児童家庭支援センターによる指導委託中のこども、福祉型障害児入所施設に在籍するこどもに対して意見表明等支援が実施できていません。
- ・ 措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係る認知度や満足度等を把握するためのアンケート調査等は実施できていません。
- ・ また、こどもの権利擁護に関する専門部会については既存部会（大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会）の臨時会を利用しているほか、ヒアリング・アンケートの実施や検討委員会への参画を含めて施策策定時のこどもの意見等の聴取体制は整備できていない状況です。

（3）整備すべき見込量等

- ・ 社会的養護に関わる関係職員に対する研修や啓発プログラム等については、現在、アプローチができていない里親に加え、新たに採用・配属された新任施設職員等を対象にした県児童養護施設協議会が行う研修回数と受講者等数が整備すべき見込量等になります。
- ・ 意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数等については、毎年度、新たに児童養護施設や里親家庭で生活を始めることになるこども数及び一時保護を行ったこども数に加え、委託一時保護中のこども数や児童家庭支援センターによる指導委託中のこども数、福祉型障害児入所施設に在籍するこども数も数が整備すべき見込量等になります。
- ・ 措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度等については、全てのこどもが認知のうえ利用でき、満足することが整備すべき見込量等になります。また、その確認体制として、全ての措置児童等を対象としたアンケート調査等を実施することが整備すべき見込量等になります。
- ・ こどもの権利擁護に関する専門部会の設置については、新たな専門部会の設置が整備すべき見込量等になります。また、社会的養護施策策定の際に、検討委員会の委員として当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の参画や措置児童等に対するヒアリング・アンケートの実施が整備すべき見

込量等になります。

3 整備・取組方針等

- ・ 社会的養護に関わる関係職員に対する研修や啓発プログラム等については、新たに社会的養護に関わることとなった新任施設職員等に対して、県児童養護施設協議会と連携し、こどもの権利擁護や意見表明等支援事業の取組などに係る説明を行い、養育にあたって必要なこどもの権利に係る意識醸成を図ります。
- ・ 里親（委託児童を含む。）に対しては、児童調査や通所支援等のタイミングを活用し、児童相談所の児童福祉司等による権利擁護の取組（フォーマルアドボカシー¹⁵）を強化します。具体的には、児童調査などの訪問時に、里親には養育にあたって必要となるこどもの権利擁護の理解促進・意識の醸成を図るための制度説明等を、こどもには今後の希望や権利ノートの活用等について聴取・説明等を行うとともに、相互の信頼関係の更なる構築にも努めます。加えて、里親支援センターを主体としたこどもの権利擁護に関する取組等を検討します。
- ・ また、意見を表明することで不安等を感じる里親委託中のこどもに配慮するため、県里親会単位（7ブロック¹⁶）で遊び等も取り入れた形での研修や啓発プログラム等の実施を検討します。
- ・ 意見表明等支援事業については、毎年度、こどもアドボカイトの定期訪問を継続実施のうえ、新たに施設等に入所措置となったこどもや一時保護下（委託一時保護を含む。）にあるこどもに加え、代替養育から家庭に復帰し在宅での生活を始めることになったこどもの意見表明等支援の連続性を担保するため、家庭の見守り支援等を目的にして児童相談所が行う児童家庭支援センターによる指導委託の対象となっているこどもや福祉型障害児入所施設に在籍するこどもに対して制度趣旨等の説明を行い、こどもの権利についての理解促進を図ります。なお、福祉型障害児入所施設に在籍するこどもに対しては、サポートツール等を用いて、より分かりやすい制度趣旨等の説明や意見表明等支援の実施に努めます。
- ・ 措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係る認知度や満足度等を把握するためのアンケート調査等については、「次期都道府県社会的養育推進計画におけるこどもの権利擁護の取組の評価のための指標等に基づく意見表明等支援事業等の評価及び検証について」（令和6年5月20日付けこども家庭庁支援局虐待防止対策課、事務連絡）により実施します。
- ・ こどもの権利擁護に関する専門部会の設置については、現状は大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会の臨時会に対応していますが、こどもと利益相反のない独立性を担保した委員等が参画する新たな専門部会等の設置を検討します。

¹⁵ 児童相談所の児童福祉司や児童養護施設の職員、里親などによる取組が該当する。その他アドボカシーには、ピア（同じ属性・背景を持つ仲間など）、インフォーマル（家族や親族、近隣住民など）、独立型（利害関係のない第三者（こどもアドボカイトなど外部の専門員）など）等がある。

¹⁶ 大分（2ブロック）、別荘、県北、県西、県南、豊肥の各ブロック。

- ・ 社会的養護施策策定の際、検討委員会を開催する場合は当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員として参画を図るとともに、新たな施策の検討段階では、県児童養護施設協議会等の協力を得ながらこども会議などを通じて措置児童等に対するヒアリングやアンケートを実施し、こどもの声や意見等の反映を促進します。
- ・ 代替養育中のこどもが何を考え、何を感じて生活しているのか等を知ることは、こどもの権利擁護の観点から重要です。児童相談所や児童養護施設等のこどもの支援に関わる関係職員による、こどもの気持ちに寄り添ったフォーマルアドボカシーの取組強化の一環として、引き続き、代替養育経験者など当事者から話を聞く機会（研修会の開催等）を確保します。
- ・ 令和2年度に改定した権利ノートについては、こども会議等を踏まえて適宜内容を見直すとともに、こどもアドボケイトの新たな訪問先への配布も随時行います。
- ・ こどもの意向に基づき実施する育てノート・育ちアルバム及びライフストーリーワークについては、こどもが将来に向けて自分自身を大切に、誇りを持って成長できるように、引き続き、児童相談所において児童養護施設や里親等と連携した取組体制の維持・充実を図ります。

4 評価のための指標

項目		現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)				
		R5	R6見込		R11	R7	R8	R9	R10
社会的養護に関わる関係職員(注1)及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等	実施回数(回)	66	66	66	—				
	受講者等数(延人)	933	933	933	—	—	—	—	—
(里親や里親委託児童に係る取組)	ブロック開催(数)	—	—	7	7				
(代替養育経験者など当事者の話を聞く機会の確保)	研修会数(回)	1	1	3	2				
意見表明等支援事業の実施状況(①利用可能な子どもの人数及び②割合、並びに③そのうち事業を利用した子どもの割合、④第三者への事業委託状況(子どもと利益相反のない独立性を担保しているか))	①(人)	477	486	600	114				
	②(%)	78.3	78.6	100.0	15	15	15	30	39
	③(%)	8.0	8.0	10.0	21.4				
	④	済	済	委託実施	2.5	2.5	2.5	5.0	8.9
措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度(⑤知っているか・利用度(⑥利用したことがあるか、⑦利用しやすいか)・満足度(⑧利用してどうだったか))	⑤(%)	—	(69.5)	アンケート調査の実施	アンケート調査の実施 (評価のための指標) 対前年度比維持又は増 ※調査日時点				
	⑥(%)	—	(34.9)						
	⑦(%)	—	—						
	⑧(%)	—	—						
措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度(%)		—	—						
措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度	割合(%)	100	100	100					
	満足度(%)	—	—	アンケート調査の実施					
児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対し子どもから意見の申立てがあった件数	設置状況	有 (既存利用)	有 (既存利用)	専門部会	専門部会の設置 (既存利用ではない新規部会)				
	申立件数(件)	2	2	5	対前年度比維持又は増				
社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども(社会的養護経験者を含む。)の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	参画有無	無	無	有	有				
	ヒアリング等の実施有無	無	無	有	有				
子どもの意向に応じたライフストーリーワークの取組体制	体制有無	有	有	有	体制の維持・充実				

注1: 児童相談所、一時保護施設(一時保護所)、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員

※指定のない項目については、年度末時点

第3 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

- ・ 令和4年改正児童福祉法において、子ども家庭総合支援拠点¹⁷と子育て世代包括支援センター¹⁸の設置の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置について、市町村の努力義務とされるとともに、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存事業（子育て短期支援、養育支援訪問、一時預かり）とともに、利用勧奨と措置¹⁹の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置付けられました。
- ・ 市町村においては、こども家庭センターによる相談支援を通じて、子育て家庭等に対して家庭支援事業など必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や、こどもや家庭の見守り支援等を効果的に実施することが求められています。

第3-1 市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組

1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 平成28年改正児童福祉法では、こどもが権利の主体であることを明確にするとともに、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とあわせて、家庭養育優先原則が規定されました。社会的養育の対象は全てのこどもであり、その胎児期から自立まで、こどもの権利やニーズを優先し、家庭のニーズも考慮して支援するためには、身近な市町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実が必要であるとともに、在宅の親子の状況を定期的に把握しながら関係機関と連携し、家庭状況に応じた支援を確実に届けられる仕組みが必要です。
- ・ 以上を踏まえ、現行計画では、「市町村子ども家庭総合支援拠点の設置数」及び「在宅支援率（こどもの人口に占める代替養育を受けていないこども数の割合）」を目標指標に設定しましたが、(図表3-1)のとおり、R6目標を前者は達成見込で、後者は未達成見込です。
- ・ 要因としては、全市町村が一堂に会する会議等での制度説明や未設置市町村への個別訪問による働きかけのほか、児童養護施設等による子育て短期支援事業等の実施拡充、児童家庭支援センターとの連携強化など地域における支援体制のより一層の充実を図っていく気運の高まりもあり、市町村が子ども家庭総合支援拠点を核とした在宅支援サービスの実現に努めてきたことによるものです。目標年

¹⁷ こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う拠点（平成28年改正児童福祉法）。市町村に設置努力義務がある。

¹⁸ 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援を目的に、保健師等を配置して妊産婦等からの相談に応じて、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、情報提供や支援プラン等の作成を行う拠点（平成29年改正母子保健法）。市町村に設置努力義務がある。

¹⁹ 家庭支援事業の利用が必要と認められる者に対して、市町村はその利用を勧奨しなければならないが、また勧奨しても利用することが著しく困難な場合は利用の措置を行い、支援を提供することができる（児童福祉法第21条の18）。

度を1年前倒し、全市町村で設置されました。

- ・ 在宅支援率については（図表5－2）のとおり、こどもの人口は減少しているのに対して、代替養育を必要とするこども数は横ばい傾向が続いていることが要因です。

（図表3－1）現行計画の達成見込

項目	R4	R5	R6見込(目標)	
市町村子ども家庭総合支援拠点の設置数	17市町村	18市町村	18市町村 ※	（18市町村） 達成見込
在宅支援率(こどもの人口に占める代替養育を受けていないこども数の割合)	99.72%	99.71%	99.71%	〔毎年度 対前年比で 増加〕 未達成見込

※R6年度は制度上、市町村子ども家庭総合支援拠点は廃止

（出典）大分県こども・家庭支援課調べ

2 地域の現状

- ・ 従前より、児童相談所ではこどもや家庭等からのあらゆる相談対応を行ってきましたが、虐待事案など緊急かつ高度な専門的対応が求められる一方で、子育ての不安や悩みなどの相談ニーズも増大する中、平成16年改正児童福祉法では、住民に身近な市町村において、児童の福祉に関する相談に応じること等が明記され、虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組を求めつつ、児童相談所においては、専門的な知識や技術を必要とする相談対応や市町村支援を行うこと等により、地域全体で相談体制の充実を図ることとされました。
- ・ さらに、同改正法では、こどもやその家庭に関する情報を関係機関等で共有のうえ適切な連携下で対応することを目的に、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の設置について、地方公共団体の努力義務とされました。
- ・ 本県では、全市町村に要対協が設置されており、調整担当職員を配置のうえ、児童相談所のほか、警察、教育委員会、医療機関（小児科、産婦人科、精神科等）、保健所等が連携し、支援対象児童等（要保護児童²⁰、要支援児童²¹及び特定妊婦²²）への対応を行っています。
- ・ 要対協は、各機関の代表者による「代表者会議」、実務担当者による「実務者会議」、個別ケースの支援内容等を協議する「個別ケース検討会議」の三層で構成されており、平成23年に発生した別府市児童虐待死亡事件に係る再発防止策に基づき、24年度からは原則、実務者会議を毎月開催し、市町村と児童相談所が受理した虐待事案を含むケースを共同管理台帳に登載のうえ、進行管理を行う仕組みを構築しています。実務者会議では全てのケースの進行管理を行いつつ、状況に応じて関係機関が集

²⁰ 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（児童福祉法第6条の3）。

²¹ 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（児童福祉法第6条の3）。

²² 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の3）。

まって個別ケース検討会議を開催し、各ケースの課題や支援方針、役割分担を明確にすること等により、市町村では要保護児童対策調整機関として安定した業務運営が可能となっています。

- ・ 平成28年改正児童福祉法で、市町村と児童相談所それぞれの役割・責務が明確化されたことを踏まえ、本県では、29年3月に「児童虐待対応における市町村と児童相談所の役割分担に係る『虐待重症度判断基準表』」及び「警察からのDV目撃通告に係る取り扱いについて」を規定のうえ市町村に通知し、現在も運用しています。
- ・ 市町村職員に対する児童相談業務等に関する研修は、児童福祉法により都道府県の業務とされており、本県では、児童相談所において、要保護児童対策調整機関の担当者研修や実地研修、母子保健担当職員と児童相談関係職員を対象にした相互理解・連携強化を図るための合同研修等を実施しています。さらに、市町村職員の児童相談所への派遣研修（人材交流）に加え、要対協の場を活用した研修会の実施など、支援対象児童等への支援に関する理解醸成を図るとともに、児童虐待の早期対応に必要な知識や技術等の習得を図っています。
- ・ また、本県では令和3年度に、小学5年生から高校3年生までの全8学年を対象にした独自のヤングケアラー²³実態調査を行い、約1,000人の支援を要するヤングケアラーを把握しました（対象学年79,550人のうち約1.3%）。当該結果を踏まえ、県の相談体制の整備として、令和4年度には電話とSNSによる専門相談窓口を設置のうえ児童・生徒へ相談先カードを配布しています。加えて、令和5年度から県に配置した専門アドバイザーが精力的に働きかけた結果、全市町村で相談窓口が設置されるなど、ヤングケアラーにとって身近な市町村で支援体制の構築が進んでいます。令和5年度には、学校やスクールソーシャルワーカー等を通じて178件のヤングケアラーに関する相談が市町村に寄せられ、うち49件を家事や介護支援サービス等の利用に結びました。さらに、コロナ禍後の状況を把握するため、令和6年度に3年ぶりとなる実態調査を行った結果、ヤングケアラーは県内で少なくとも約2,100人と推計され（対象学年78,826人のうち約2.7%）、加えて認知度も向上（前回調査の約29%から約66%へ倍増）しており、これまで潜在化していたヤングケアラーの自覚につながったことによるものと考えられます。一方で、ヤングケアラーのうち相談経験のない子どもが約半数となっており、身近な市町村の支援体制の更なる充実に加え、周囲が早期に気づき、子どもの状況に応じた支援につなぐとともに、きめ細かに家庭状況を見守ることが重要です。
- ・ 以上のとおり、これまで市町村と児童相談所（県）においては、個別事案対応のみならず、あらゆる機会を捉えて組織的な相互連携に努めてきましたが、更なる連携強化を図るため、令和4年改正児童福祉法により創設されたこども家庭センターを核とし、母子保健や子育て支援サービスを必要とする妊産婦や子ども、子育て世帯に対して、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプ

²³ 一般的に、大人が担うと想定されている家事や家族の世話（介護など）を日常的に行っている子ども。責任や負担の重さにより、学業や交友関係等に影響を及ぼすことがあるとされている。

ラン²⁴」を作成のうえ支援に当たるとともに、支援体制の充実・強化を図るため、地域資源の開拓にも取り組むことが必要です。

(1) 資源の必要量等

- ・ こども家庭センターの設置数については、全市町村に1か所以上、計20か所を資源の必要量等とします。
- ・ こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数については、3回、延べ150人を資源の必要量等とします。
- ・ 県と市町村との人材交流の実施体制の整備については、市町村と児童相談所間において人材交流を行う体制を資源の必要量等とします。
- ・ こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備については、各市町村が策定した第三期子ども・子育て支援事業計画に掲げる取組の実現可能性を高めるため、先行事例の効果や課題、策定対象となる家庭やこどもの考え方など、市町村間で情報共有を図る場の確保などを資源の必要量等とします。

(2) 現在の整備・取組状況等

- ・ こども家庭センターの設置数については、14市町村で計16か所²⁵です。
- ・ こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数について、令和5年度の実績は次のとおりです。

要保護児童対策調整機関の調整担当者研修	1回、延べ108人（延べ4日間）
児童相談所実習研修（短期間実習生）	1回、延べ4人
市町村保健師（母子保健）連携強化研修	1回、延べ39人

- ・ 県と市町村との人材交流の実施体制の整備について、令和5年度は、中央児童相談所において、大分市から心理職員（5名）及び児童福祉担当職員（4名）を受入れています。
- ・ こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備については、市町村の実務担当者が一堂に会する協議の場において、希望する市町村が議題を提案し、情報共有を図る体制を整備しています。

(3) 整備すべき見込量等

- ・ こども家庭センターの設置数については、未設置4市町で計4か所を整備すべき見込量等とします。

²⁴ 支援の必要度が高い妊産婦・子ども及びその家庭を中心に、当該対象者の課題とその解決のための支援内容を模索・提示するとともに、状況変化に応じた支援内容の見直し等を行うための計画。

²⁵ 大分市はこども家庭センターを3か所（中央、東部、西部）設置（令和6年4月1日時点）。

- ・ こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数については、現状の整備・取組状況等の維持を整備すべき見込量等とします。
- ・ 県と市町村との人材交流の実施体制の整備については、現在の整備・取組状況等の継続・拡充を整備すべき見込量等とします。
- ・ こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備については、現在の整備・取組状況等の継続・拡充及び協議の場の有効活用を整備すべき見込量等とします。

3 整備・取組方針等

- ・ こども家庭センター未設置4市町のうち、令和7年度に3市（日田市、佐伯市、津久見市）が、8年度に1町（玖珠町）がそれぞれ設置予定となっています。県では、市町村が一堂に会する会議等を活用し、こども家庭センターの理念・機能等に関する市町村の理解を深めるため、既設市町村の取組内容や成果・課題等の共有に努めます。
- ・ とりわけ、ヤングケアラー支援については、福祉、介護、医療、教育など様々な分野における対応が求められます。こども本人が担っているケアを外部サービスの導入等により代替するなど、こども家庭センターを中心に、サポートプランに基づく重層的支援体制²⁶の構築について支援します。
- ・ 一時保護及び措置解除により家庭復帰となるケースで、家庭状況を把握しながら在宅支援を行うことが必要なケースについて、サポートプランの作成が有効だと考えられる場合には、引き続き、要対協の個別ケース検討会議の適宜開催や毎月の実務者会議により市町村と児童相談所などの関係機関との連携・情報共有に努めます。
- ・ 市町村職員に対する研修については、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（令和4年4月13日付け厚生労働省子ども家庭局長改正通知）に基づく実施に努めます。また、市町村職員と児童相談所職員との派遣交流型の研修について、双方の立場を経験することでより介入と支援といった異なるアプローチなど多角的な視点を養うことが期待されるため、引き続き、多くの市町村が参加できるよう人事・配置面など実施環境の配慮に努めます。
- ・ 令和4年改正児童福祉法において創設された、こども家庭ソーシャルワーカー²⁷の養成研修等の市町村職員の受講機会を確保するなど、更なる専門性向上に努めます。あわせて、こども家庭センターに配置された統括支援員に対する基礎研修や実務研修の実施に努めます。

²⁶ 市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援の体制（社会福祉法106条の4）。対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うもの。

²⁷ こども家庭福祉実務者の専門性向上を目的とした認定資格。児童相談所の児童福祉司やこども家庭センターの統括支援員などの任用要件の一つ。

4 評価のための指標

項目		現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)				
		R5	R6見込	R11	R7	R8	R9	R10	R11
こども家庭センターの設置数	設置数 (か所)	—	16 (14市町村)	20 (18市町村)	4				
					3	1	—	—	—
こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数 (回)	3	3	3	—				
					—	—	—	—	—
	受講者数 (延人)	151	151	150	—				
					—	—	—	—	—
県と市町村との人材交流の実施体制の整備	実施体制	有 (1市9人)	有 (1市7人)	有 (維持・拡充)	—				
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備	情報共有の場	—	有 (2回)	有 (2回以上)	—				

※各項目、年度末時点

第3-2 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組

1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 本項は、「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」(令和6年3月12日付けこ支家第125号こども家庭庁支援局長通知)に基づき新たに追加したため、現行計画に記載がありません。

2 地域の現状

- ・ 市町村では、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)、養育訪問支援事業、子育て短期支援事業等の実施により家庭状況を把握のうえ、こどもや家庭のニーズ等に応じて必要な支援につなげる取組を行っています。
- ・ 近年、新型コロナウイルス感染症の影響も相まって地域社会における家庭の見守り機能が脆弱化する中、相談支援の必要性を理解することなく否定的な感情を抱く等の傾向が顕在化する家庭(自ら援助を求めない家庭)において虐待リスクが高まることから、本県では、各市町村要対協に登録されている児童等(主に要支援児童)の居宅を訪問し、その状況を把握する支援対象児童等見守り強化事業を積極的に推進してきました。
- ・ 当該事業は、市町村が児童家庭支援センター等と協働し、日用品や食品等を家庭やこどもに直接届け、現認することで保護者との関係性を構築し、必要な支援へ繋ぐことを目的としていますが、令和3年度時点で4市の実施に留まっていました。そこで、県では市町村に対する独自の財源支援策を創設し、市町村を個別訪問のうえ事例共有するなど積極的な横展開を図った結果、6年度には17市町村に取組が拡大しました。
- ・ 支援対象児童等見守り強化事業を含め、市町村による家庭支援事業の実施状況は、(図表3-2)の

とおりです。国の調査によると、全国自治体の令和6年度中の実施（見込）率について、子育て世帯訪問支援事業は39.7%、児童育成支援拠点事業は4.9%、親子関係形成支援事業は9.9%となっており、本県では各事業とも、比較的实施率が高い状況にあります。

(図表3-2) 市町村による社会的養育関係事業（家庭支援事業等）の実施状況

事業名	事業概要	実施市町村数
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育てに不安等を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する。	9/18
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱えるなど家庭や学校に居場所のない子ども等に対して居場所となる場を開設し、生活習慣形成や学習支援、食事提供等、子ども及び家庭状況を包括的に支援する。	5/18 ※
親子関係形成支援事業	子どもとの関わり方等に不安を抱える保護者やその子どもに対し、グループワーク等を通じて、子どもの発達状況等に応じた支援を行うとともに、保護者同士が情報交換できる場等を設ける。	1/18
養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する専門的な相談支援等を行う。	16/18
子育て短期支援事業	保護者の疾病等により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う。	17/18
一時預かり事業	子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用）や、保護者の就労や傷病等で一時的に保育が必要となる場合に、子どもを預かる保育サービスを実施する。	18/18
支援対象児童等見守り強化事業	要対協の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供等を通じた子どもの見守り体制を強化する。	17/18

(出典) 大分県子ども・家庭支援課調べ（令和6年4月1日時点の6年度中実施見込）

※日本財団の協力のもとで実施している類似事業を含む

- ・ 家庭状況に応じて、子どもや保護者が必要とする市町村支援は多岐に渡ります。子どもと保護者が安心して地域で生活するためには、市町村（子ども家庭センター）が策定するサポートプランに基づき、利用勧奨・措置により家庭支援事業を着実に実施し、虐待等に至る前の予防的支援や子どもや家庭の見守り支援等に取り組むことが重要です。県においては、各市町村域における児童福祉施設等の資

源に関する情報提供や人材育成のほか、市町村間で事業効果や課題を共有する場の提供等が必要です。

(1) 資源の必要量等

- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策については、その実現可能性を高めるため、効果や課題に加え、児童家庭支援センターや児童養護施設等との協働方法など、市町村間で情報共有を図る場の確保などを資源の必要量等とします。
- ・ 市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数については、それぞれ30組、6か所、5か所を資源の必要量等とします。

(2) 現在の整備・取組状況等

- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策については、市町村の実務担当者が一堂に会する協議の場において、希望する市町村が議題を提案し、情報共有を図る体制を整備しています。
- ・ 市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数については、それぞれ11組（4市）、2か所（2市）、4か所（6市）となります。

(3) 整備すべき見込量等

- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策については、現在の整備・取組状況等の継続・拡充及び情報共有の場の有効活用を整備すべき見込量等とします。
- ・ 市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数については、それぞれ19組、4か所、1か所を整備すべき見込量等とします。

3 整備・取組方針等

- ・ 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画に掲載している家庭支援事業の確保方策の達成に向けて、市町村の実務担当者が一堂に会する協議の場等において情報共有を徹底するとともに、実施体制など状況把握に努めます。
- ・ 子育て世帯訪問支援事業は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭、妊産婦、ヤングケアラー等の状態にある家庭の居宅を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。保健師や助産師等の専門職が訪問する養育支援訪問事業とは明確に区分されており、県においては、今後もこどもの最善の利益を第一に考慮したパーマネンシープランに基づく家庭復帰等を積極的に行うため、全市町村に当該事業の実施を働きかけ、こどもや保護者等との信頼関係を構築するための見守り支援の更なる強化を行い、家庭及び養育環境を整え、虐待リス

ク等の高まりの未然防止等に繋がる環境整備を推進します。

- ・ 児童育成支援拠点事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこども等に対して安心して過ごせる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、こどもとその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど包括的な支援を提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的としています。当該事業を利用することで、家庭復帰が見込める代替養育中のこどもが一定数考えられるため、県においては、全市町村に当該事業の実施を働きかけ、安心・安全な居場所が十分に提供される環境整備を推進します。
- ・ 令和4年改正児童福祉法により、こどもと離れることなく在宅で養育をしている保護者がレスパイトケア²⁸を希望する家庭や、レスパイトケアと併せてこどもとの関わり方や養育方法について支援が必要な家庭等について、子育て短期支援事業を親子で利用することが可能となりました。今後、利用者の増加が予想されるため、当該事業の受け皿としての里親・ファミリーホームの開拓が必要です。
- ・ 子育て短期支援事業については、令和5年度末時点での未受託里親及びファミリーホームが所在する市町において利活用を進めるため、対象里親等の意向確認などに努めます。加えて、新たな里親登録家庭に対して、当該事業による養育の可能性の理解醸成・促進に努めます。

4 評価のための指標

項目	現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段: 定量的な整備目標)					
	R5	R6見込	R11	R7	R8	R9	R10	R11	
市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策	確保方策	—	—	市町村計画掲載量のとおり	各年度、市町村計画掲載量のとおり (評価のための指標) 各年度100%以上				
	達成率(%)	—	—	100以上					
	情報共有の場	—	有 (2回)	有 (2回以上)	—				
市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	里親数(組)	11	11	30	19				
					3	4	4	4	4
	ファミリーホーム数(か所)	2	2	6	4				
					1	1	1	1	—
児童家庭支援センター数(か所)	4	4	5	1					
					—	—	1	—	—

※各項目、年度末時点

²⁸ 養育や育児をしている者が休息等を目的に、公的サービスとして一時的に児童養護施設や児童家庭支援センター等でこどもを預かってもらう仕組み。

第3-3 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 本項は、『都道府県社会的養育推進計画』の策定について（令和6年3月12日付けこ支家第125号こども家庭庁支援局長通知）に基づき新たに追加したため、現行計画に記載がありません。

2 地域の現状

- ・ 児童家庭支援センターは、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として、児童相談所や市町村など関係機関と連携しつつ、専門的な知識及び技術を必要とする家庭等からの相談に応じるなど、地域に密着したきめ細やかな支援を行う児童福祉施設です。
- ・ 本県では、地域偏在の課題を抱えながら、3か所（大分市、別府市、中津市）で児童家庭支援センターが運営されていましたが、日本財団の協力のもと、令和3年度に佐伯市と日田市にそれぞれ1か所新設され、計5か所となりました。
- ・ 児童家庭支援センターは、「児童家庭支援センターの設置運営等について」（平成10年5月18日付け児発第397号厚生省児童家庭局長通知）に基づき、5つの業務を行っています。
 - ① 地域・家庭からの相談に応ずる事業 全ての児童家庭支援センターで電話や来所、訪問、SNS等による相談支援（24時間365日）を行っています。
 - ② 市町村の求めに応ずる事業 支援対象児童等見守り強化事業の受託のほか、本県の特徴として宿泊機能が完備されている児童家庭支援センターにおいて、子育て短期支援事業を行っています。
 - ③ 県又は児童相談所からの受託による指導 本県では、令和元年度より一時保護及び措置解除によって家庭引取りとなったこどもの見守りや保護者に対する指導を児童相談所から児童家庭支援センターに委託しており、家庭状況の定期把握や必要な支援（指導）を行っています。
 - ④ 里親等への支援 主に里親レスパイトケアを実施していますが、日本財団の協力のもと、令和3年度に、里親レスパイトケアの更なる推進のための担当職員をモデル的に配置（2か所）し、家庭養育優先原則に基づく取組を強化しています。
 - ⑤ 関係機関等との連携・連絡調整 要対協など地域におけるネットワーク会議等に参画することで協働体制を構築しています。
- ・ 児童家庭支援センターは、その専門性の高さから、こどもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うことはもとより、こども家庭センターの求め等に応じて、引き続き、市町村に対する技術的助言・援助等を行うことが期待されており、地域の実情に応じた適切な設置数を検討する必要があります。
- ・ また、ヤングケアラー支援にあたり、児童家庭支援センターの役割は重要です。令和4年度より2年間、日本財団の協力のもと、県内3か所の児童家庭支援センターにおいてヤングケアラー支援研究事業を実施しました。当該事業では、ヤングケアラーのみを支援対象とするのではなく、その家族や

家庭環境へのアプローチに加え、物質的な支援のみならず気持ちの受け止めなど心理的支援の重要性などが報告されています。

(1) 資源の必要量等

- ・ 児童家庭支援センターについては、5か所を資源の必要量等とします。
- ・ 児童相談所からの在宅指導措置委託件数については、1か所あたり12件とし、60件を資源の必要量等とします。
- ・ 市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数については、5か所を資源の必要量等とします。

(2) 現在の整備・取組状況等

- ・ 児童家庭支援センターについては、5か所です。
- ・ 児童相談所からの在宅指導措置委託件数については、67件（39世帯）です。
- ・ 市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数については、4か所で周辺市町村等から子育て短期支援事業を委託されています。

(3) 整備すべき見込量等

- ・ 児童家庭支援センターについては、現在の整備・取組状況等の維持が整備すべき見込量等となります。
- ・ 児童相談所からの在宅指導措置委託件数については、資源の必要量等が整備すべき見込量等となります。
- ・ 市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数については、1か所を整備すべき見込量等とします。

3 整備・取組方針等

- ・ 地域偏在を更に解消し、各地域で市町村による家庭支援事業が実施できるよう、児童家庭支援センターの適正な設置のあり方について検討を進めます。
- ・ 引き続き、児童家庭支援センター間の情報共有を目的とした連絡会議（令和元年度から）を開催することで、各児童家庭支援センターとの連携強化を図っていきます。
- ・ 児童家庭支援センターが安定的に運営できるよう、事業費支援はもとより、周辺市町村や地域の関係機関等と連携して認知度の向上を図り、利用者の拡大と人材確保に努めます。また、地域・家庭からの相談件数が増加する中、職員配置基準（現行3名）の見直しや、家庭養育優先原則に基づく里親レスパイトケアを推進するため、日本財団の協力によりモデル的に配置している担当職員の制度化等について、国に要望していきます。

- ・ 児童家庭支援センターが支援を必要とする家庭と関係構築のうえ、継続的にヤングケアラー支援を実施できるよう、県においては、市町村に対して子育て世帯訪問支援事業等を通じた児童家庭支援センターとの連携強化を促すとともに、市町村に配置されているヤングケアラー支援コーディネーター等と連携のうえ、児童家庭支援センターによるピアサポートや居場所の提供等を含む相談支援体制の充実を検討します。

4 評価のための指標

項目		現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段: 定量的な整備目標)				
		R5	R6見込		R11	R7	R8	R9	R10
児童家庭支援センターの設置数	設置数 (か所)	5	5	5	—				
					—	—	—	—	—
児童相談所からの在宅指導措置委託件数 (割合分母: 指導措置委託全件数)	件数(人) 割合(%)	67	67	60	—				
					—	—	—	—	—
市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	センター数 (か所)	4	4	5	1				
					—	—	1	—	—
うち、子育て世帯訪問支援事業	センター数 (か所)	—	2	3	1				
					—	—	1	—	—
うち、児童育成支援拠点事業	センター数 (か所)	—	0	2	2				
					—	2	—	—	—
うち、子育て短期支援事業 (ショートステイ)	センター数 (か所)	4	4	5	1				
					—	—	1	—	—

※各項目、年度末時点

第4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 本項は、『都道府県社会的養育推進計画』の策定について（令和6年3月12日付けこ支家第125号こども家庭庁支援局長通知）に基づき新たに追加したため、現行計画に記載がありません。

2 地域の現状

- ・ 令和4年改正児童福祉法において、生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的な住まいや食事の提供、養育等に係る情報提供や医療機関等との連携を行う妊産婦等生活援助事業が創設されるとともに、都道府県が体制整備や支援を必要とする特定妊婦等への利用勧奨等を通じて着実に支援を届けていくこととされました。
- ・ 本県では、従前より、全てのこどもが健やかな出生を迎えられるよう、産科医療機関をはじめとした関係機関間における密な情報共有等により特定妊婦等を早期に発見し、医療・保健・福祉・教育などのサービスを切れ目なく提供する体制の構築に努めてきました。
- ・ 平成13年度から、県医師会（産婦人科医会、小児科医会）と市町村（主に母子保健担当課）が情報共有を図り、産婦人科医と小児科医の連携のもと、妊産婦に対して小児科医が育児に関する保健指導を行う機会を提供するとともに、出産前からこどものかかりつけの小児科医を確保し産後の育児不安を解消することを目的に、育児等保健指導事業（ペリネイタル・ビジット）を実施しています。また、平成20年度からは、妊娠期から乳幼児期までの各ライフステージにおける医療や保健福祉サービス等を体系的に整理するとともに、妊娠届出時から支援が必要な妊婦等を早期に発見し、関係機関が連携して必要なサービス等を提供する仕組み（ヘルシースタートおおいた）を構築しました。
- ・ 例月開催のペリネイタル・ビジット及びヘルシースタートおおいた合同専門部会において、産婦人科医会、小児科医会、精神病院協会、助産師会、児童相談所、保健所、市町村など幅広い関係者が出席し、ハイリスク症例の事例検討や地域における母子保健・育児支援システムの課題解決のための議論等を行っています。当該取組を通じて、里帰り出産などの市町村域を超えるケースの支援が強化されるとともに、行政による早期支援が可能となっており、妊産婦からは、「不安の軽減に繋がった」「出産前にかかりつけ医を決めていた方が出産後、こどもが病気になった時などに慌てずにすむ」などの声が寄せられています。
- ・ 平成28年度には、産科医療機関において精神的リスクを持つ妊婦を早期に発見し、医療機関（産科・小児科・精神科）と行政の連携により安定した状況に保つための支援システム（大分トライアル）を構築しました。
- ・ 平成30年度からは、特定妊婦等への支援体制を更に強化し、虐待等の発生予防につなげることを目的に、妊産婦等生活援助事業（旧産前・産後母子支援事業）を実施しています。当該事業では、緊急的

に支援が必要となった特定妊婦等に対して、委託先である母子生活支援施設へ必要な期間（おおむね1か月間）の入所により、出産前後の食事や身の回りのお世話などの生活支援を行うほか、出生届等の行政手続き、産後の養育に向けた支援や必要に応じて養子縁組制度の紹介等を行っています。利用状況について、令和4年度は4ケース、5年度は3ケースとなっています。

- ・ また、保健上必要にも関わらず、経済的な理由により入院助産を受けることができない妊婦に対して、市福祉事務所等が助産施設への入所措置を行っています。助産施設は、県の認可施設が1か所、国の通知に基づき助産施設と同様の取扱いとする施設が1か所の計2か所設置されています。
- ・ 特定妊婦等に対する支援については、母子保健事業を実施している市町村における役割が特に重要です。各市町村の要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）では、例月の実務者会議において、参画機関間で特定妊婦等に対する支援状況の確認、援助方針の見直しや役割分担の確認などを行い、適宜開催される個別ケース検討会議では、関係機関が対応している事例の危険度や緊急度の判断、当面の具体的な支援の内容等について検討を行っています。
- ・ なお、妊産婦のための相談窓口として「おおいた妊娠ヘルプセンター」（県助産師会、平成24年度）を設置しており、思いがけない妊娠の悩みや妊娠中の養育不安などの相談に専任の助産師が対応しています。特に、特定妊婦を把握した場合は、医療機関等への同行支援を行うとともに、初回産科受診料に対する助成を行うなど、関係施設等へ確実につなぐ体制を整備しています。相談件数は、令和4年度は552件、5年度は416件となっています。

（1）資源の必要量等

- ・ 妊産婦等生活援助事業については、複数箇所での実施による居室の更なる確保等の利点も考えられますが、現状、満床により利用を断る事例等がないほか、利用の前段階で要対協やペリネイタル・ビジット等による育児等に係る保健指導の充実が図られていることを前提に、1か所を資源の必要量等とします。
- ・ 助産施設については、2か所を資源の必要量等とします。
- ・ 特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修については、実際のケース対応や制度理解、地域資源の現状等を理解するために実施することを資源の必要量等とします。
- ・ ペリネイタル・ビジットやヘルシースタートおおいた、大分トライアル、おおいた妊娠ヘルプセンター等の取組については、特定妊婦等に関する情報を関係機関で共有し、支援につなげるために重要な役割を担っているため、継続的な実施を資源の必要量等とします。
- ・ 特定妊婦等の状況によっては、里帰り出産や転居などにより県内市町村を跨ぐ事案等もあるため、各市町村の要対協の仕組みを活用した医療機関と市町村及び児童相談所との情報共有の体制構築を資源の必要量とします。

(2) 現在の整備・取組状況等

- ・ 妊産婦等生活援助事業については、母子生活支援施設が実施しています。
- ・ 助産施設については、2か所で運営しています。
- ・ 特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修については、市町村の母子保健担当職員と児童相談所職員を対象に、母子保健の役割と保健機関との連携等をテーマに、相互の連携強化を図るため研修会を実施しています。
- ・ ペリネイタル・ビジットについては、児童相談所など特定妊婦等の支援に関わる関係機関の職員が、例月の合同専門部会等へ参加し事例の情報共有等を行っているほか、ヘルシースタートおおいた及び大分トライアルは身体的・精神的・社会的なリスクを持つ妊産婦の早期発見を、おおいた妊娠ヘルプセンターは妊産婦等からの相談対応を行っています。
- ・ さらに、県内市町村を跨ぐ事案等に対応できるよう、医療機関と市町村要対協との円滑な情報共有のために、県要対協に県内の産婦人科及び小児科が参画しています。

(3) 整備すべき見込量等

- ・ 妊産婦等生活援助事業については、母子生活支援施設での継続実施が整備すべき見込量となります。
- ・ 助産施設については、2か所での継続運営が整備すべき見込量となります。
- ・ 特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修については、継続実施が整備すべき見込量となります。
- ・ ペリネイタル・ビジット、ヘルシースタートおおいた、大分トライアル及びおおいた妊娠ヘルプセンターの各取組については、継続実施が整備すべき見込量等となります。
- ・ 医療機関（産婦人科・小児科）の県要対協への参画促進が整備すべき見込みとなります。

3 整備・取組方針等

- ・ 妊産婦等生活援助事業については、事業の実施状況を市町村要対協等で紹介するなど、市町村に対する情報共有を徹底し利活用を推進します。また、産後の養育が困難な状況にある特定妊婦等に対して、パーマネンシー保障の理念に基づき特別養子縁組²⁹のあっせんを行う場合等については、養子縁組里親に特化した支援機関（乳児院）による当該事業の実施を検討します。
- ・ 助産施設については、市福祉事務所等による措置状況に応じて制度に基づく費用負担等を実施します。
- ・ 特定妊婦等への支援に関する職員等に対する研修については、新任の市町村保健師等へ参加を促すとともに、医療機関等の協力を得て内容の充実に努めます。

²⁹ こどもの福祉の増進を図ることを目的に、養子となるこどもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。

- ・ ペリネイタル・ビジット、ヘルシースタートおおいた、大分トライアル及びおおいた妊娠ヘルプセンターの各取組を通じて、医療機関（産婦人科・小児科・精神科）や市町村及び児童相談所など関係機関との情報共有を密に行い、メンタルヘルスの悪化などに対処し、全ての妊産婦に対してよりよい養育環境を整備するため更なる連携強化を図ります³⁰。さらに、要支援例等の事例検討を行うペリネイタル・ビジット専門部会は、児童相談所児童福祉司や市町村保健師などの関係者が専門医の見解を仰ぐことができる貴重な機会であるため、積極的な活用に努めます。
- ・ 新たな医療機関（産婦人科・小児科）が開院となった場合は、要対協の制度趣旨等について説明を行い、県医師会（産婦人科医会、小児科医会）の協力を得て、県要対協への参画を促します。

4 評価のための指標

項目		現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)				
		R5	R6見込		R11	R7	R8	R9	R10
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	事業所数 (か所)	(1) 前身事業	1	1	-				
					-	-	-	-	-
助産施設の設置数	設置数 (か所)	2	2	2	-				
					-	-	-	-	-
特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数 (回) 受講者数 (人)	1 40	1 40	1 40	-				
					-	-	-	-	-
特定妊婦等を支援するための取組(ペリネイタル・ビジット、ヘルシースタートおおいた、大分トライアル、おおいた妊娠ヘルプセンター)の継続実施	実施有無	有	有	有	-				
大分県要保護児童対策地域協議会への新規開院医療機関(産婦人科・小児科)の参画割合	割合(%)	100	100	100	-				

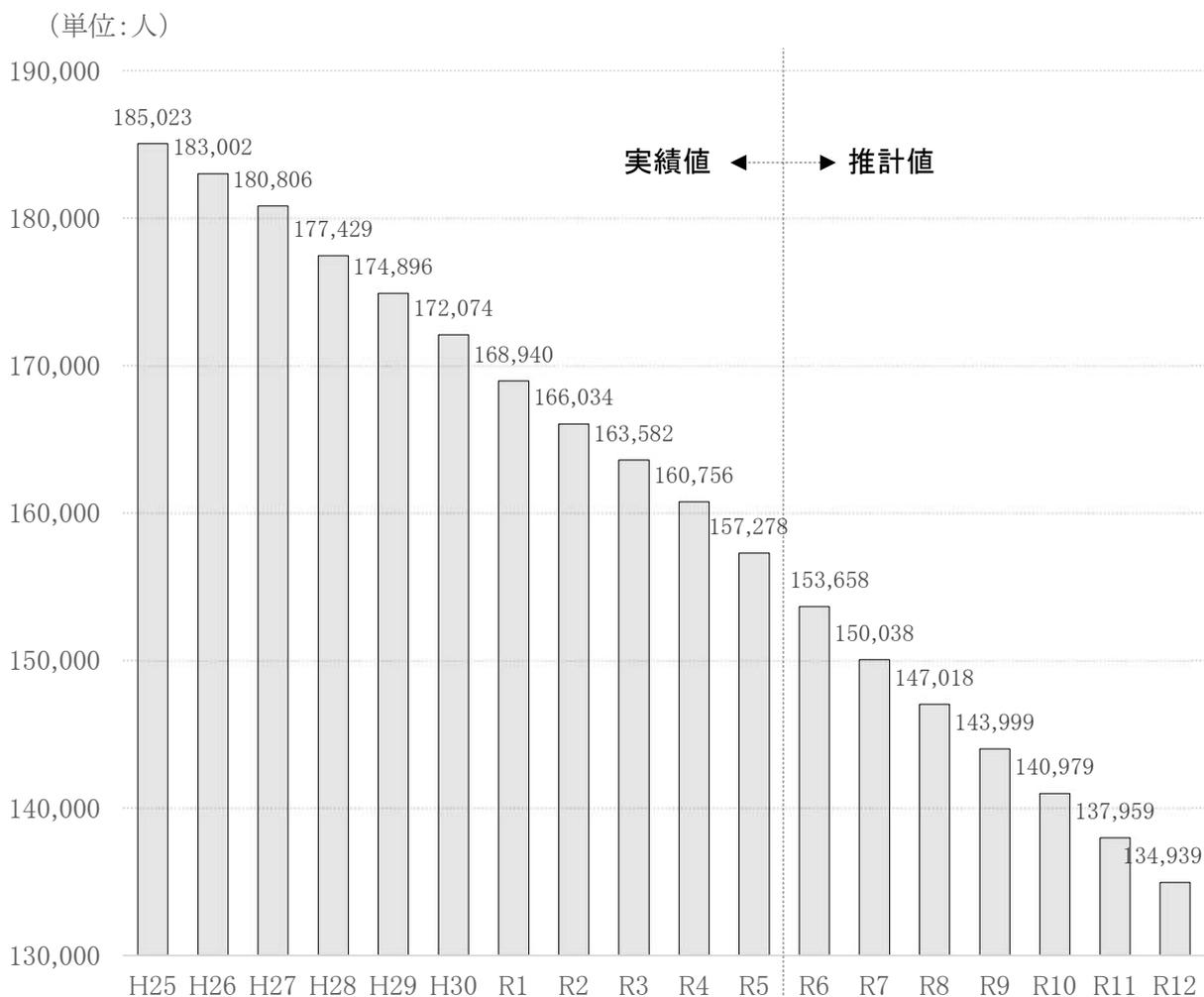
※各項目、年度末時点

³⁰ いわゆる「ポピュレーションアプローチ」として、集団全体に対して働きかけを行うことで、集団全体のリスクを減らそうとする考え方。

第5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

- ・ 保護者のないこども又は保護者に監護させることが不適當であると認められるこどもであって、里親・ファミリーホームに委託又は児童養護施設等に入所のうえ養育することが必要であるこどもの数（以下「代替養育を必要とするこども数」という。）を見込みます。
- ・ （図表5－1）のとおり、こどもの人口は平成25年から令和5年の11年間で27,745人の減（△15.0%）と減少傾向が続いています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を参考に令和6年以降のこどもの人口を推計すると、7年には150,038人（対平成25年で34,985人の減、△18.9%）、12年には134,939人（同50,084人の減、△27.1%）まで減少することが見込まれます。

（図表5－1）こどもの人口（0～18歳未満）

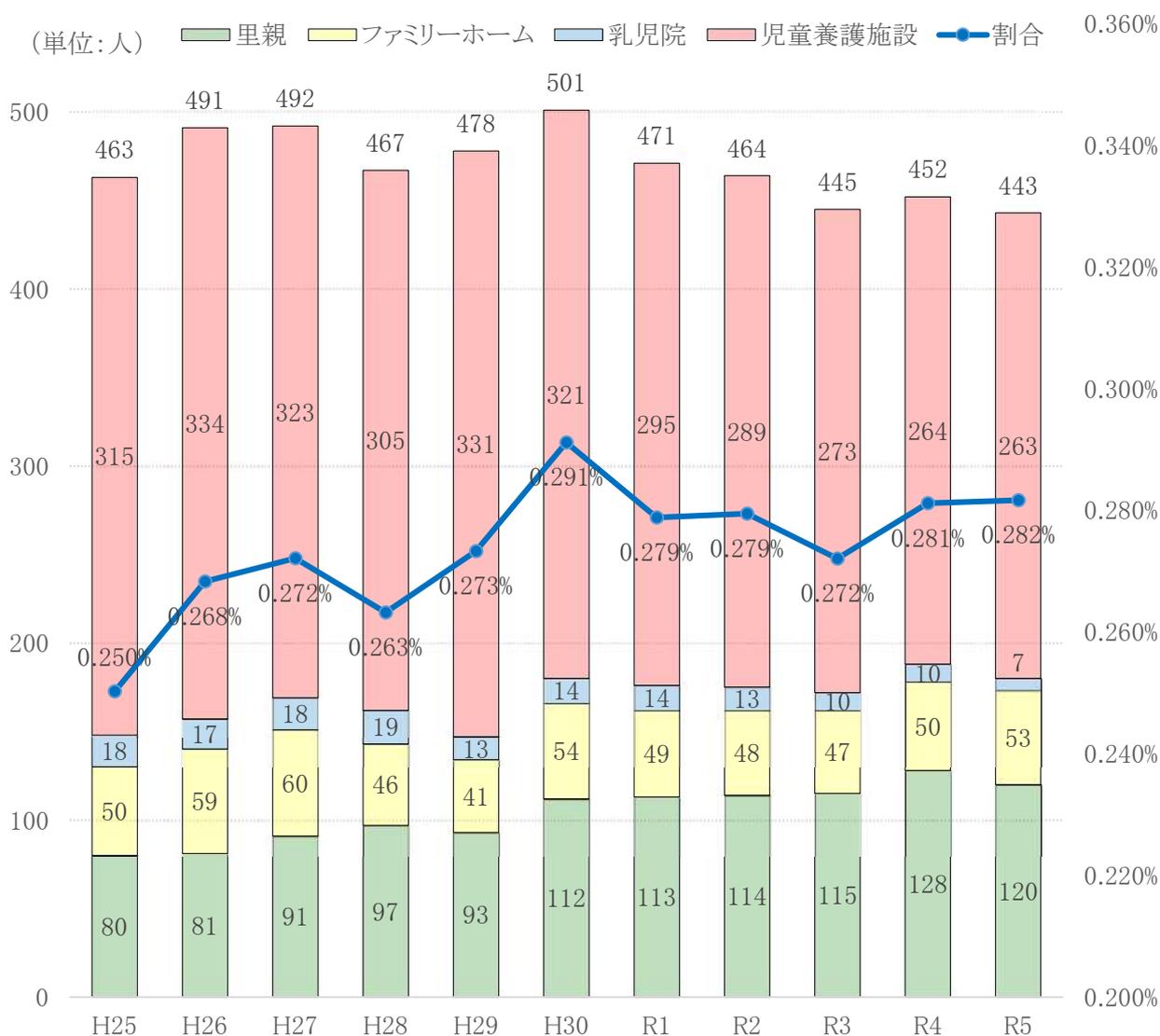


（出典）実績値は、大分県「人口推計」（統計調査課）各年10月1日現在

推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年）」を用いて、大分県こども・家庭支援課で推計

- ・ (図表5-2) のとおり、代替養育を必要とするこども数は平成30年度に500人を突破しましたが、その後は450人前後と横ばい傾向が続いています。内訳として、乳児院や児童養護施設に入所するこども数が減少傾向であるのに対して、里親やファミリーホームに委託となるこども数が増加傾向にあります。また、割合(こどもの人口に占める代替養育を必要とするこども数)は増加傾向にあります。これは、こどもの人口は減少していますが、代替養育を必要とするこども数は横ばい傾向が続いていることが要因です。

(図表5-2) 代替養育を必要とするこども数



(出典) 厚生労働省「福祉行政報告例」、割合及びR5年度は大分県こども・家庭支援課で算出

- ・ (図表5-3) のとおり、代替養育を必要とするこどもを年齢別に見ると、令和元年度から5年度までの5年間で3歳未満が平均6.4%、3歳以上就学前が15.8%、学童期以降が77.8%となっています。

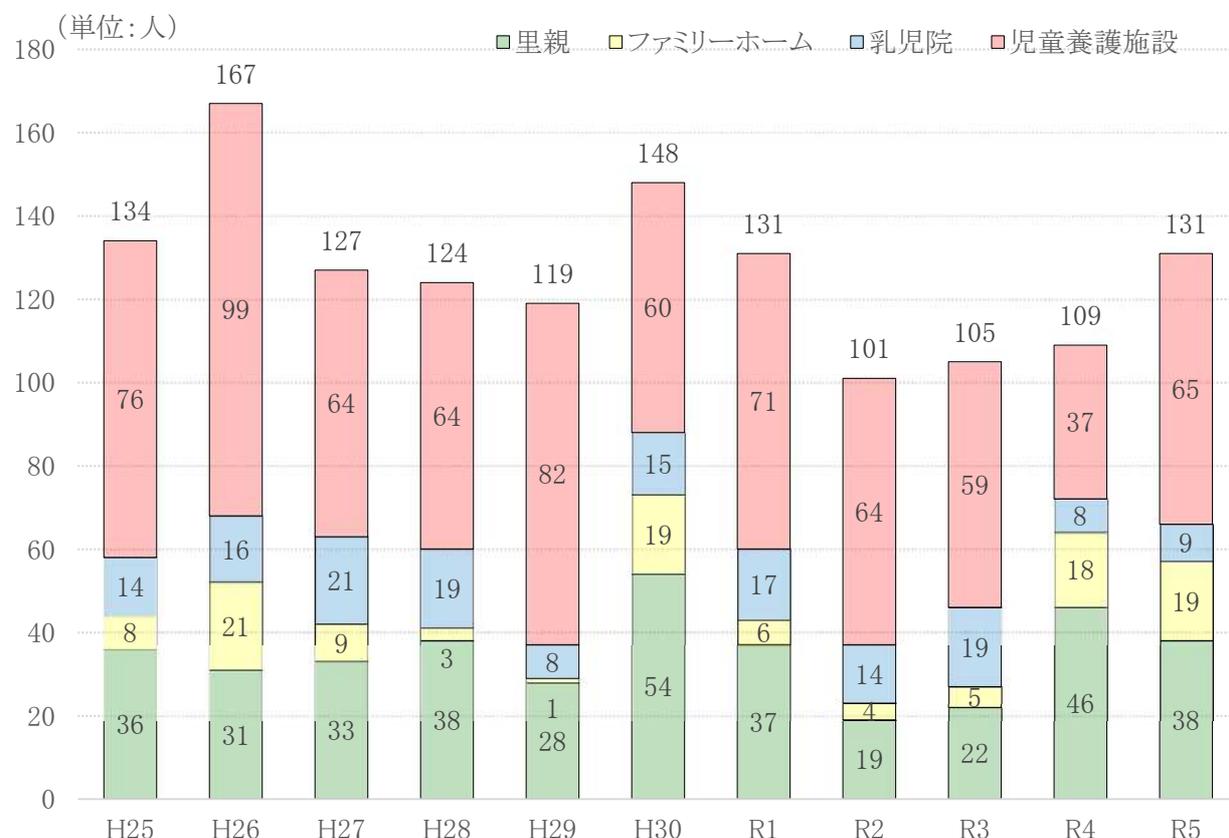
(図表5-3) 代替養育を必要とするこども数(年齢別)

	R1	R2	R3	R4	R5	R1~R5平均
3歳未満	35 (7.4%)	28 (6.0%)	26 (5.8%)	28 (6.2%)	27 (6.1%)	29 (6.4%)
3歳以上就学前	78 (16.6%)	76 (16.4%)	73 (16.4%)	70 (15.5%)	64 (14.4%)	72 (15.8%)
学童期以降	358 (76.0%)	360 (77.6%)	346 (77.8%)	354 (78.3%)	352 (79.5%)	354 (77.8%)
合計	471 (100.0%)	464 (100.0%)	445 (100.0%)	452 (100.0%)	443 (100.0%)	455 (100.0%)

(出典) 大分県こども・家庭支援課調べ

- ・ (図表5-4) のとおり、新たに代替養育が必要になったこども数は、年度により増減がありますが、逡減の傾向です。これは、市町村において面接や家庭訪問など在宅支援を中心とした相談対応等を行う子ども家庭総合支援拠点の設置促進などにより、地域でこどもや家庭を支援する体制が充実してきたことによるものと考えられます。なお、乳児院や児童養護施設に入所するこども数が減少傾向にあるのに対して、里親やファミリーホームに委託となるこども数が増加傾向にあります。

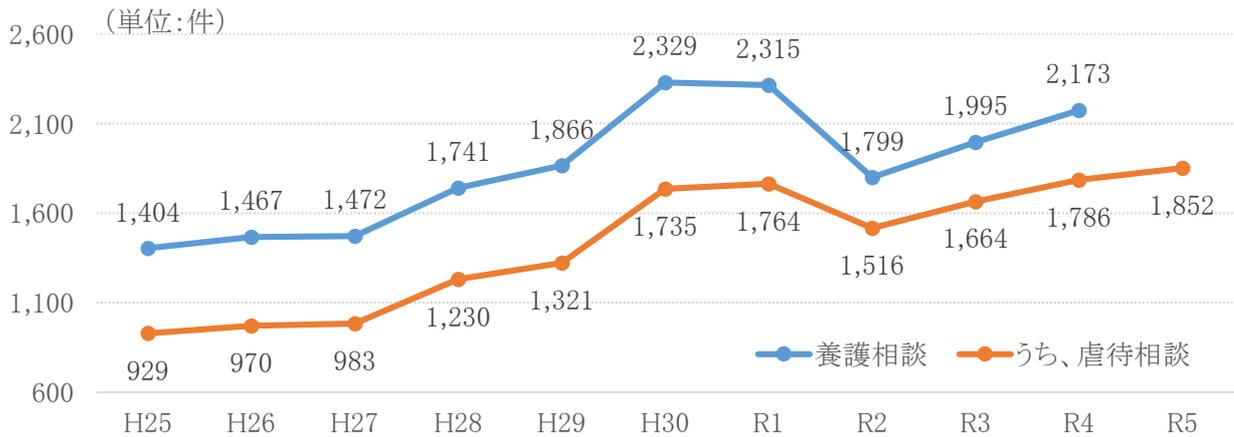
(図表5-4) 新たに代替養育が必要になったこども数(措置変更を含む)



(出典) 厚生労働省「福祉行政報告例」、R5年度は大分県こども・家庭支援課で算出

- ・（図表5－5）のとおり、児童相談所における養護相談対応件数は、令和2年度に一旦減少しましたが、その後も増加傾向が続いています。そのうち、虐待相談対応件数は、現行の統計開始（平成20年度）以降、令和5年度に過去最多となりましたが、この傾向は大分県のみならず全国も同様となっており、増加傾向が続いています。これは、関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり、関係機関からの通告等が増えていることが背景にあると考えられます。

（図表5－5）児童相談所における養護相談対応件数、虐待相談対応件数



（出典）厚生労働省「福祉行政報告例」、R5年度は大分県子ども・家庭支援課で算出

- ・（図表5－6）のとおり、一時保護子ども数は横ばい傾向が続いていましたが、令和4年度に大きく増加しました。内訳として、一時保護施設（一時保護所）が横ばいであるのに対して、委託一時保護³¹が増加傾向にあります。

（図表5－6）一時保護子ども数



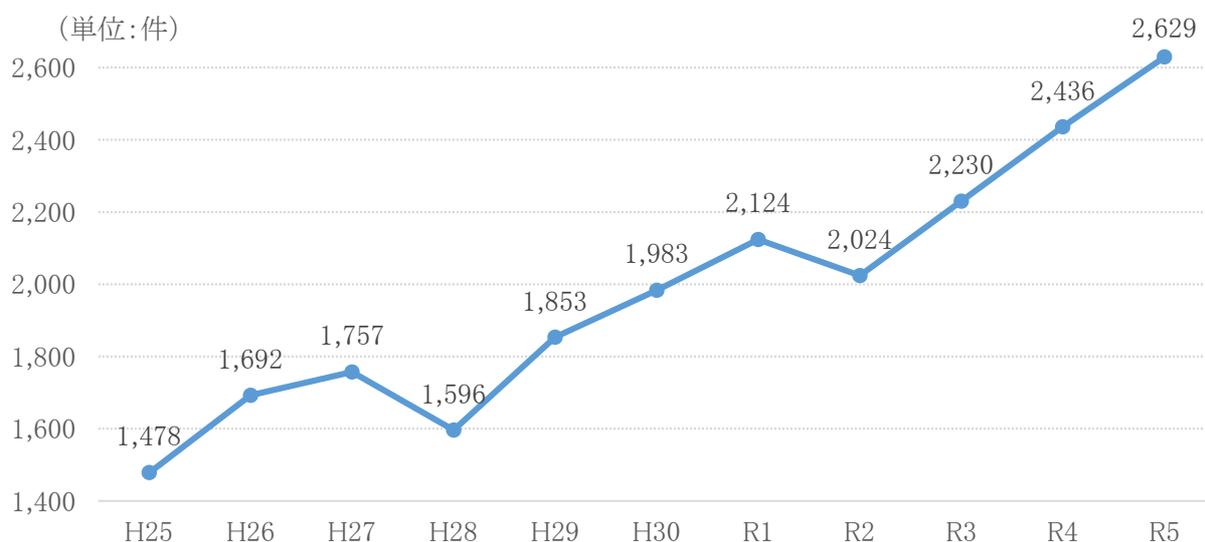
（出典）厚生労働省「福祉行政報告例」、R5年度は大分県子ども・家庭支援課で算出

³¹ 必要がある場合は、子どもを見相福祉施設や里親その他適当な者に一時保護を委託することができる。

- ・ 令和4年度以降の増加要因は、児童養護施設の多機能化の一環として一時保護専用施設が県内3か所に増え、多様な受入れ先を確保できたことで円滑な緊急保護時の対応ができるようになったことに加え、様々な課題を抱えていることで児童養護施設や里親家庭等において支援が困難なこどもを短期入所指導や行動観察目的で計画的に一時保護しアセスメントを実施してきたこと等によります。緊急時においては、こどもの安全・安心を第一に、夜間・休日を問わず躊躇なく一時保護を行ってきたこと、こどもが児童養護施設や里親家庭で安定した養育を受けることができるように施設及び里親支援を精力的に実施してきたことが主な要因です。

- ・ (図表5-7) のとおり、市町村の要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)で管理しているケース数は、平成25年からの11年間で約2倍となり、増加傾向が続いています。

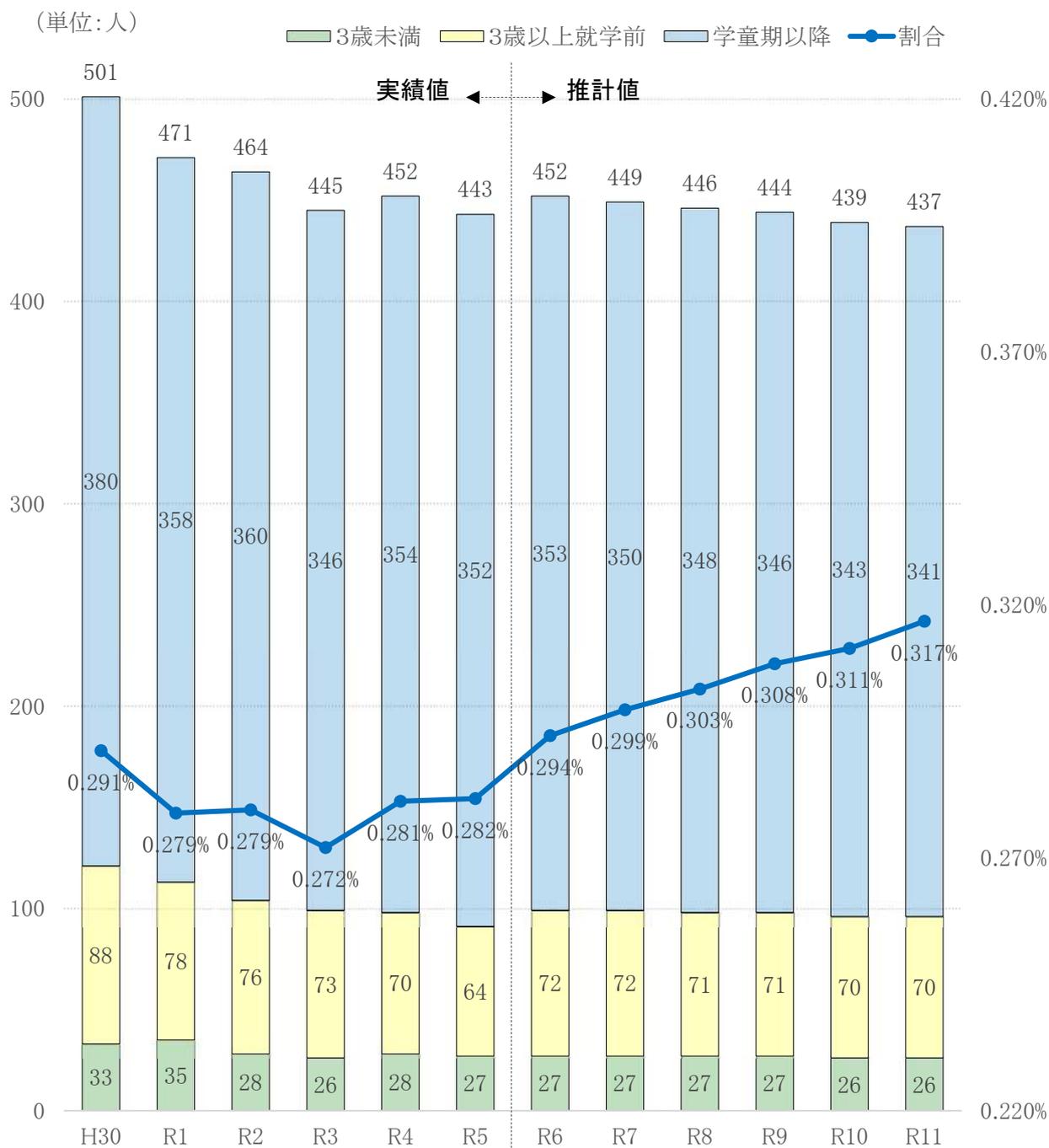
(図表5-7) 市町村の要保護児童対策地域協議会で管理しているケース数



(出典) 大分県こども・家庭支援課調べ(各年10月末時点)

- ・ 以上のとおり、こどもの人口は減少しており、また、新たに代替養育が必要になったこども数は過減の状況であることに加えて、養護相談対応件数、一時保護こども数及び市町村の要対協の管理ケース数はともに増加傾向となっています。
- ・ これらを踏まえ、各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み及びこどもの人口に占める割合が(図表5-8)のとおりです。

(図表5-8) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み



(出典) 大分県子ども・家庭支援課で推計

推計方法

・子どもの人口、新たに代替養育が必要になった子ども数、児童相談所における養護相談対応件数、一時保護子ども数、市町村の要対協で管理するケース数の過去10年間の状況(平成25年度～令和4年度)を踏まえ、回帰分析(※)により推計。

(※) 回帰分析は、複数の変数の関係を表す、最も適した線を作成して数式化する分析手法です。

(総務省統計局ホームページより引用)

・年齢別については、代替養育を必要とする子ども数の過去5年間の状況(令和元年度～5年度)の年齢別の平均割合(3歳未満6%、3歳以上就学前16%、学童期以降78%)により推計。

- ・ 現行計画との差異については、(図表5-9)のとおりです。

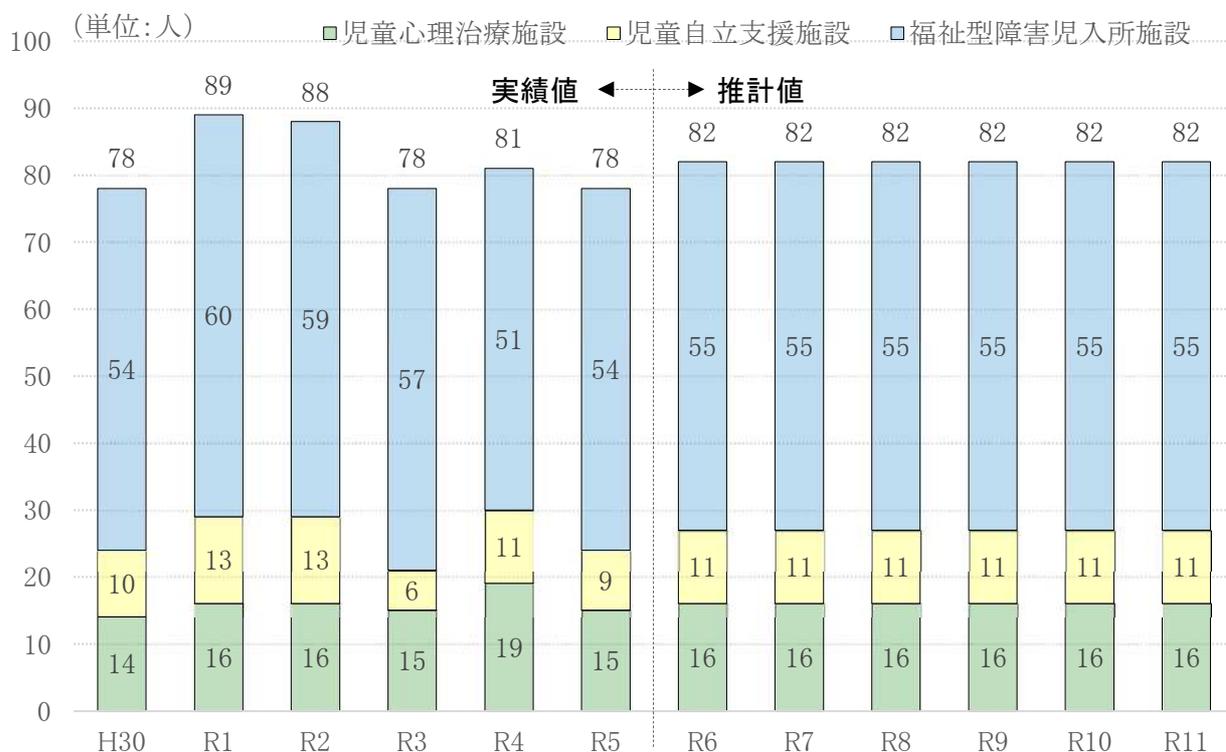
(図表5-9) 現行計画との差異

	R6			R11		
	現行計画	今回見込	差	現行計画	今回見込	差
(a)代替養育を必要とする こども数の見込み(人)	498	452	△ 46	507	437	△ 70
(b)こどもの人口(人)	159,959	153,658	△ 6,301	148,984	137,959	△ 11,025
(a/b)割合(%)	0.311	0.294	△ 0.017	0.340	0.317	△ 0.024

(出典) 大分県こども・家庭支援課調べ

- ・ 現行計画と比較して今回見込は、こどもの人口が更に減少すると見込まれ、代替養育を必要とするこども数もあわせて逡減する見込みとなっています。
- ・ ただし、こどもの人口に占める代替養育を必要とするこどもの割合は、令和6年度には0.294%、11年度には0.317%と増加傾向が見込まれ、こどもの人口の減少割合よりも、代替養育を必要とするこども数の減少割合の方が低いことが窺えます。
- ・ 代替養育を必要とするこども数の見込みは上記のとおりですが、今後の取組によって、こどもを取り巻く状況やこどもの意向を踏まえ、改めて家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要があります。
- ・ 虐待等に至る前の予防的支援として、また、虐待発生後の再発防止として、市町村におけるこども家庭センターの設置や家庭支援事業の実施による在宅における養育支援の充実のほか、施設の多機能化・機能転換による子育て短期支援事業の受入れ体制整備などにより、支援を必要とする家庭に対して十分な在宅サービス等を提供できる環境を整えることが必要です。
- ・ なお、児童福祉法に基づき、心理に関する治療等の支援・援助や生活指導による自立支援を行うことなどを目的とする施設(児童心理治療施設、児童自立支援施設及び福祉型障害児入所施設)に入所するこども数の見込みは、(図表5-10)のとおりです。

(図表5-10) 児童心理治療施設、児童自立支援施設及び福祉型障害児入所施設に入所する
 子ども数の見込み



(出典) 児童心理治療施設・児童自立支援施設は厚生労働省「福祉行政報告例」(R5年度は大分県こども・家庭支援課調べ)、福祉型障害児入所施設は、大分県障害福祉課調べ(各年3月31日時点)
 R6年度以降は、R1年度～R5年度実績の5か年平均にて推計

第6 一時保護改革に向けた取組

1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 本県においては、2か所の児童相談所のうち、中央児童相談所に一時保護施設（定員 22 名、男女各 11 名、以下「一時保護所」という。）を併設のうえ、全県域を対象に緊急保護、短期入所指導、行動観察を目的とした一時保護を行っています。
- ・ 近年増加傾向にある児童虐待対応が後手に回ることで、こどもの生命に危険が及ぶ可能性もあることから、こどもの安全確保を最優先に、保護者やこどもの同意がなくても、時間帯を問わず躊躇なくこどもを緊急保護することがあります。その場合、家庭や地域社会など住み慣れた養育環境等から一時的に離すものであり、こどもにとっては急な環境変化により精神的にも大きな不安が伴います。
- ・ また、短期間の心理療法、生活指導等が必要と判断したこどもに対して行う短期入所指導を目的とした一時保護や、こどもの具体的な援助方針を定めるために必要な行動観察等のアセスメントを含む一時保護など、児童相談所における一時保護の必要性及び重要性は増しています。
- ・ 一方で、一時保護が立て続くことで定員に達した場合、緊急保護に対応できないこと等があるため、児童相談所の一時保護所のみが有する機能や専門性が必要時に十分に発揮されるよう、児童養護施設などの委託一時保護先となる関係機関や一時保護専用施設との連携強化を進めてきました。
- ・ 以上を踏まえ、現行計画では、「児童養護施設等の一時保護専用施設数」を目標指標に設定しましたが、(図表6-1) のとおり、R6 目標を達成する見込です。
- ・ 要因としては、児童養護施設等における多機能化・機能転換に向けた取組成果の一環であり、また、一時保護を必要とするこどもの支援にあたって、一時保護所と一時保護専用施設との円滑な連携による業務分担ができたことによるものです。

(図表6-1) 現行計画の達成見込

項目	R4	R5	R6見込(目標)	
児童養護施設等の一時保護専用施設数	2か所	3か所	4か所	(3か所) 達成見込

(出典) 大分県子ども・家庭支援課調べ

2 地域の現状

- ・ 本県では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和 23 年厚生省令第 63 号）に基づき、一時保護所に必要な職員配置及び設備整備を行っており、その充実も図ってきました。人員面では、こどもの支援に直接携わる児童指導員のほか、学習支援を行う複数の教職員（出向）、衛生面や感染症対策を行う保健師や看護師、こどもの心理面接を行う児童心理司などを配置しており、設備面では、

激しく感情的になったこどもの気持ちを落ち着かせるためのヒーリングルームや成長期にあるこどもの健全な育成のため屋内外に運動場を備えています。

- ・ また、一時保護されたこどもの権利擁護のため、平成24年度から、入所後直ちにこどもに個別に権利ノートの説明を行い手交付するとともに、一時保護所内外に意見箱を設置して、こどもの意見表明を支援する取組を行っています。加えて、令和2年度より国の「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」の採択を受け、一時保護所においても、国立大学法人大分大学（権利擁護教育研究センター）に業務を委託のうえ、意見表明等支援事業などの取組を推進しています。
- ・ 一方で、建物の間取り上、一時保護されたこどもが2人部屋への入室を余儀なくされるなど、こどもの年齢や主訴（入所理由）によっては、その支援に支障を及ぼす可能性も考えられます。
- ・ そのような中、令和4年改正児童福祉法を踏まえ、国において「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和6年内閣府令第27号、以下「府令」という。）及び「一時保護ガイドライン」（令和6年3月30日付けこ支虐第165号こども家庭庁支援局長通知、以下「ガイドライン」という。）が示されました。
- ・ 府令では、小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者の居室定員を1人とすることや、児童おおむね10人に対して1人以上の心理療法担当職員を配置しなければならないなど、こどもに対して一時保護所の設備・運用面でよりきめ細かな対応を行うべく基準が示されました。本県では、府令に基づき、令和6年度に「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定しました。
- ・ 本県では、府令を踏まえ、令和6年度から一時保護所の改修工事を計画しています。具体的には、男女ともに個室を4室追加し7室とするほか、現在の2人部屋を改修し個室利用するなどして、こどもができる限り良好な家庭的環境において安全かつ安心して過ごすことができるよう環境整備を進める予定です。また、満床時の狭隘化が課題であったプレイルームの増床に加え、新たに夜間等緊急受入時や感染症隔離用の居室を設置する予定です。当該改修工事は令和7年度中の竣工を予定しており、一時保護所の設備面でより一層の機能強化を図ります。
- ・ ガイドラインでは、令和4年改正児童福祉法により義務化された意見聴取等措置によるこどもの意見等把握のほか、外出、通信、面会、行動等の制限を行う場合のこどもに対する十分な説明・納得が得られる機会の確保、服装や髪型などを含む生活上のルールがこどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものか定期的に点検・見直しを行うことなどが示されました。さらに、家庭養育優先原則に基づき、乳幼児については未委託里親等への委託一時保護の活用を検討することや、できる限り原籍校への通学が可能となるよう一時保護の場の地域分散化等を進めることなどが示されました。
- ・ 本県では、ガイドラインを踏まえ、児童相談所や一時保護所の職員が参画する「一時保護所運営委員会」を令和6年度に立ち上げ、「一時保護所運営マニュアル」を改訂することとしています。具体的には、私物の持込みを禁止している入所時のルールの見直しや、こどもが参画する「こども会議」を

開催し、こどもたちと一時保護所における生活上のルールについて議論し、必要に応じて見直すこととしています。

- ・ こどもアンケートによると、一時保護所での生活でよかったことについて、「生活がよくなった（早寝、早起きなど）」が8.3%、「安心できた」が7.9%である一方、生活をもっとよくするためにしてほしいこととして、「自由な時間を増やしてほしい」が16.5%、「自由に外で遊びたい」が13.2%、「ひとつだけでもいいので、自分が大切にしている物（私物）を持っていきたい」が12.4%など、生活上のルールや入所時のルールに関する改善希望が窺えました。
- ・ こどもヒアリングにおいても、「（服装、髪型、早朝ランニング、外遊び、就寝や入浴時間など）全体的にルールが多く自由度がない」といった声が多くありました。引き続き、こどもの意見を充分把握し、内容を検討したうえで、こどもが安心・安全に過ごすことができるよう一時保護所の環境改善に努めていくことが重要です。
- ・ 本県では、令和5年10月に一時保護所において第三者評価を実施しましたが、援助指針に沿った個別ケアやこどもが自主的に活動する中での行動観察の実施の徹底などについて、重点的に改善が求められる事項となっています。当該評価結果を真摯に受け止め、一時保護所のより一層の適切な運営に向けて取組んでいきます。
- ・ また、本県では、緊急時の乳幼児の（委託）一時保護先について、従前では県内1か所の乳児院が主にその役割を担ってきましたが、家庭養育への転換を目的に、令和3年7月より、日本財団の協力のもと、個々の里親と年間契約を締結のうえ乳幼児の一時保護等における「常時委託可能」な里親を登録する仕組み（乳幼児短期緊急里親事業）を実施しています。
- ・ 当該取組について、令和6年度は6組の里親と契約を締結しています。特に、休日・夜間など緊急保護が必要な乳幼児ケースは乳児院に一時保護等を行ってきましたが、居住地によっては長距離移動にならざるを得ない状況にあったため、当該取組によって、緊急保護時に家庭生活の連続性を踏まえて地域での里親委託が可能になるなど、家庭養育優先原則に基づいたケース対応が可能となります。

（1）資源の必要量等

- ・ 一時保護所の定員数については、現在の整備・取組状況等の維持を資源の必要量等とします。
- ・ 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設の確保数については、一時保護専用施設は5か所（各定員6名、計30名）を、全ての里親・ファミリーホーム、児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、福祉型障害児入所施設、（宿泊機能がある）児童家庭支援センター）で委託一時保護が実施可能であることを資源の必要量等とします。
- ・ 一時保護所職員に対する研修の実施回数、受講者数については、全ての一時保護所職員を対象に年1回以上の実施を資源の必要量等とします。

- ・ 第三者評価を実施している一時保護所数については、1か所を資源の必要量等とします。

(2) 現在の整備・取組状況等

- ・ 一時保護所の定員数については、22名（男女各11名）です。
- ・ 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設の確保数について、一時保護専用施設は4か所（各定員6名、計24名）、全ての里親・ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、福祉型障害児入所施設、（宿泊機能がある）児童家庭支援センターで委託一時保護が実施可能です。
- ・ 一時保護所職員に対する研修の実施回数、受講者数について、令和5年度は5回、延べ44名が受講しています。
- ・ 第三者評価を実施している一時保護所数について、令和5年度に1か所実施しています。

(3) 整備すべき見込量等

- ・ 一時保護所の定員数については、現在の整備・取組状況等の維持が整備すべき見込量等となります。
- ・ 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設の確保数について、一時保護専用施設は1か所（定員6名）が、委託一時保護は全ての施設等で実施可能であることが整備すべき見込量等となります。
- ・ 一時保護所職員に対する研修の実施回数、受講者数及び第三者評価を実施している一時保護所数については、現在の整備・取組状況等の継続が整備すべき見込量等となります。

3 整備・取組方針等

- ・ 一時保護所について、緊急保護の場合は、必要な社会調査や家庭環境調整が終わり、かつ安全・安心が確実に確保されるこどもを、また、短期入所指導や行動観察を目的とする場合は、必要なケアが十分に行われ、アセスメントが完了して今後の具体的な方向性が決まった段階のこどもを、できるだけ早期に開放的な環境となる委託一時保護に切り替えることで、より専門的な支援が必要となるこどもの利用を進めます。
- ・ なお、委託一時保護を積極的に推進するためには、受入れ先となる施設等の理解・協力が必要です。近年の委託一時保護こども数の増加等を鑑み、支弁される措置費単価の充実について、引き続き、国に要望していきます。
- ・ 一時保護所の改修工事により個室ケア環境が充実することで、より多くのこどもが入所可能となるため、引き続き、一時保護所職員の配置拡充を図るとともに、市町村職員との人事交流（保育士等）による配置も検討します。
- ・ 行動観察表の作成にあたっては、一時保護所内で観察会議を開催し、こどもの変化や支援に有効な

方法等を議論するなどして、組織対応力の強化を図ります。

- ・ 一時保護所と一時保護専用施設との連絡会（令和5年度開始）を継続開催することで、それぞれの支援の現状や課題等について情報共有を図るとともに、具体的な支援事例等について横展開を検討するなどして、各機関の支援技術の向上を図ります。
- ・ 「一時保護所運営マニュアル」を適宜改訂のうえ、居室、浴室、便所等はジェンダーアイデンティティ³²に配慮するなど設備・環境面での見直しを進めるとともに、良好な衛生管理面の維持や、運営委員会やこども会議の場を活用し、生活上のルールの目的や必要性等をこどもが理解し納得できるよう議論の深化に努めます。
- ・ 一時保護専用施設については、地域での委託一時保護の状況等を勘案し、新規開設の必要性が判断できれば、対象機関等に対して設備面等での支援を実施します。また、新たに里親登録を希望する家庭等に対して、委託一時保護の必要性や受託の可能性等について十分な説明を行い、休日・夜間など緊急時等に一時保護受入可能な里親家庭の確保に努め、できる限り原籍校への通学が可能となるよう一時保護の場の地域分散化等に取り組めます。
- ・ また、一時保護専用施設には、「一時保護実施特別加算費実施要綱」（令和6年3月21日付けこ支庁第83号こども家庭庁支援局長通知）に基づき、専任職員2名及び管理宿直等職員が配置されていますが、原籍校に通学できないこどもに対する学習支援やこどもの送迎時等にその体制が脆弱になるなど課題が生じているため、職員配置基準の改善について、国に要望していきます。あわせて、家庭養育優先原則に基づき、一時保護専用施設においても個室ケアの充実を図るため、施設整備等に係る財政支援の充実について、国に要望していきます。
- ・ 一時保護所職員に対する研修については、府令やガイドラインの理解促進に加え、日々のアセスメント技術の向上とその結果としての的確な行動観察表の作成など、OJTや観察会議等を活用し、職員の業務遂行力の向上に努めます。
- ・ 第三者評価については、ガイドラインに基づき、一時保護所においておおむね3年に1回実施することとし、指摘事項を児童相談所も含めた関係職員全員で共有のうえ、改善に向けた検討を行います。
- ・ 乳幼児短期緊急里親事業については、令和7年度までの実施予定ですが、一時保護先として、「常時委託可能」な里親登録を継続するためには、全国展開に向けた国による制度化を要望するとともに、安定的な委託体制を維持するための乳幼児短期緊急里親への支援（「常時委託可能」の運用研究）など、事業実施で得られた課題の検証等が必要です。

³² 性自認のこと。自分の性別をどう認識しているかを表す概念。生まれ持った身体的性別と一致する場合も、そうでない場合もある。また、男性・女性だけでなくその両方に該当する場合も、どちらも該当しない場合もある。

4 評価のための指標

項目		現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)				
		R5	R6見込		R11	R7	R8	R9	R10
一時保護所の定員数	定員数(人)	22	22	22	—				
					—	—	—	—	—
一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設※の確保数 ※全ての乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、福祉型障害児入所施設、(宿泊機能がある)児童家庭支援センター	一時保護専用施設(か所)	3	4	5	1				
	里親数(組)	218	230	280	50				
	ファミリーホーム数(か所)	13	13	18	10	10	10	10	10
	児童福祉施設数(か所)	22	22	23	5				
					1	1	1	1	1
一時保護所職員に対する研修の実施回数、受講者数 (割合:実受講者数÷一時保護所職員数)	実施回数(回)	5	5	5	1				
	受講者数(延人)	44	44	44	—				
	受講割合(%)	100	100	100	—				
第三者評価を実施している一時保護所数 (割合分母:管内の全一時保護施設数)	施設数(か所)	1	—	1 (おおむね3年毎)	1				
	割合(%)	100	—	100	—	1	—	—	1
一時保護所	平均入所日数(日)	14.2	—	—	(評価のための指標) 対前年度比維持又は減				
	平均入所率(%)	64.2	—	—	(評価のための指標) 100%以下				

※各項目、年度末時点

第7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

- ・ 令和4年改正児童福祉法において、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援の充実を図るため、こども家庭センターの設置について市町村の努力義務とされるとともに、新たに子育て世帯訪問支援事業等が創設され、既存の子育て短期支援事業等とともに利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置付けられたほか、都道府県に対しては、親子再統合支援事業が着実に実施されるよう必要な措置を実施することが努力義務とされました。
- ・ 以上を踏まえ、児童相談所においては、市町村をはじめとした関係機関と緊密な連携の下、改めて家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要があります。

第7-1 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 本項は、『都道府県社会的養育推進計画』の策定について（令和6年3月12日付けこ支家第125号こども家庭庁支援局長通知）に基づき新たに追加したため、現行計画に記載がありません。

2 地域の現状

- ・ 本県において、パーマネンシーとは、「こどもがこれからずっと続くと感じられる、将来の見通しを持った育ちの保障である。こどもが自分に対してコミットしてくれていると感じられる存在であり、そこに所属していると感じられ、いつでも戻れる場所であり、いつでも頼ることができる1人以上の人との『つながり』である。それは周りの大人ではなく、こども自身が定義するものであり、社会的・制度的に認められたものである。それはすべてのこどもに対して社会が保障すべきものである。」³³と定義しています。
- ・ 本県では、児童相談所において、代替養育が必要となったこどもの措置先の決定に際し、まずは里親等委託を検討しています。里親等委託の検討にあたっては、中央児童相談所に配置している里親養育支援担当児童福祉司や里親委託推進員が中心となっていますが、こどもの年齢や発達特性、性格行動面での支援の困難性によっては、小規模かつ地域分散化され専門職員を配置している施設等への入所措置を検討するなど、家庭養育優先原則の考え方に基づくケースマネジメントを原則としています。
- ・ 代替養育中のこどもで、家庭復帰が全く望めず長期措置の可能性があるケースについては、こどもの年齢や家庭状況等に応じて親族等養育や特別養子縁組を検討するなど、パーマネンシー保障に必要な

³³ 島山由佳子・福井充編著、パーマネンシーをめざす子ども家庭支援～共通理念に基づくケースマネジメントとそれぞれの役割～、岩崎学術出版社、2023年、P37～38から引用

な判断・支援を着実かつ早期に行うことが必要です。

- ・ そこで、令和元年度から、児童相談所において措置児童の支援を専任する児童福祉司の配置や班の設置を進めてきており、6年度には、大分市を管轄する中央児童相談所城崎分室にも措置児童の支援を専任する課を設置しました。
- ・ また、令和6年度から、児童相談所において新たに代替養育が必要となる全てのこどもを対象に「パーマネンシープラン」を作成するための取組方針を定めました。パーマネンシープランは、家族再統合の方針を実現するための具体的な支援内容を明らかにするもので、代替養育を検討する際は作成を原則とし、今後、課題整理・効果分析等を行ったうえで取組方針の見直しなどを進めていく予定です。
- ・ こどもヒアリングでは、いつでも帰れる場所については、「急な訪問を『よく来てくれたね』と迎え入れてくれ、『困ったらいつでも来てよいよ』『おかえり』と言ってくれる安心できる場所」「ここ（代替養育先）」という声があったほか、信頼できる人については、「秘密を口外せず、話しやすく付き合いが長い人」「隠し事なく、否定せず話を聞いてくれる人」「ここ（代替養育先）の職員」という声がありました。パーマネンシー保障という考え方を具体的に理解した際のこどもたちの表情は穏やかで安心感に満ちており、こどもの最善の利益を第一に、取組を充実していく必要があります。

(1) 資源の必要量等

- ・ こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備については、児童相談所において、措置児童の支援を専任とする児童福祉司の配置や班の設置を資源の必要量等とします。

(2) 現在の整備・取組状況等

- ・ 児童相談所において、体制を整備しています。

(3) 整備すべき見込量等

- ・ 現在の整備・取組状況等の維持・拡充が整備すべき見込量等となります。

3 整備・取組方針等

- ・ 児童相談所の児童福祉司等に対して、措置児童に関するアセスメント力を高めるとともに、円滑なケースマネジメントを実施するための手技・手法等を習得する研修の充実に努めます。また、児童相談所において、代替養育の検討にあたり、令和6年度から原則作成するパーマネンシープランに基づき、パーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底するため、引き続き、措置児童の支援を専任とする児童福祉司の配置や班の設置など組織体制の維持・拡充に努めます。

- ・ パーマネンシープランの作成や見直しに際しては、まず、子どもや保護者並びに家庭に関する詳しい情報を子どもと保護者を含む関係者で共有したうえで、子どもや保護者等の意向を聴取し、可能な限り同意を得ることとします。その内容は、子どもが継続的に安心・安全に暮らせるためのプランニング案であるため、子ども本人が納得し、理解できるよう、年齢や発達状況等に応じた分かりやすい説明に努めます。
- ・ なお、パーマネンシープランは、児童相談所において、子どもや保護者はもとより、里親や施設職員等の関係者と十分に協議を行うほか、子どもが家庭復帰を望まない場合なども想定されることから、家庭復帰のみを目的とするのではなく、子どもの最善の利益を第一に、子どもの意向を最大限に尊重します。

4 評価のための指標

項目		現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段: 定量的な整備目標)				
		R5	R6見込		R11	R7	R8	R9	R10
子どもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備		整備済	整備済	整備済	体制の維持・拡充				
平均措置期間	里親・ファミリーホーム(日)	—	—	—	(評価のための指標) 日数のみ把握し、長短による評価は行わない				
	児童養護施設(日)	—	—	—					
	乳児院(日)	—	—	—	対前年度比減				

※各項目、年度末時点

第7-2 親子関係再構築に向けた取組

1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 本項は、『都道府県社会的養育推進計画』の策定について(令和6年3月12日付けこ支家第125号子ども家庭庁支援局長通知)に基づき新たに追加したため、現行計画に記載がありません。

2 地域の現状

- ・ 児童相談所において、措置児童の支援を専任する児童福祉司の配置や班を設置するなど、親子関係の再構築が望めるケースについては、当該班が中心となり支援を行う体制が整備されており、保護者からの虐待等による代替養育中の子どもについて、子ども自身や保護者の意向、子どもの状態等を勘案して、親子関係再構築支援を実施しています。

- ・ また、保護者からの虐待等により一時保護や施設等入所措置になったものの、その後の家庭状況の好転等により家庭復帰となったケースについては、児童相談所が主体となり児童福祉司指導や通所による家庭状況等の把握と状況に応じた必要な支援等を実施していますが、定期的な家庭訪問による見守りや電話相談対応など、地域の中でよりきめ細かな支援が必要な一部の家庭においては、児童相談所から各児童家庭支援センターに当該家庭への指導（親子関係支援・再統合プログラムの実施等）を委託しています（以下「指導委託」という。）。
- ・ 指導委託を受けた児童家庭支援センターでは、児童相談所と連携のもと、保護者に対して養育に関する振り返りや学習を実施し、保護者の養育スキル向上と親子関係の再構築を支援しています。
- ・ また、児童相談所においてこどもや保護者等に対してより専門的なカウンセリング等を実施するため、令和6年度に嘱託精神科医を増員（6名から8名へ）するなど支援体制の強化を図るとともに、児童相談所職員の資格取得（トラウマフォーカスト認知行動療法³⁴）の促進等を行っています。
- ・ さらに、令和6年5月には、「親子関係支援・再統合プログラム見直しプロジェクトチーム」を児童相談所内に設置し、こどものパーマネンシー保障が実現可能となる各種プログラムの考え方等を再検証のうえ策定を目指すこととしています。

（1）資源の必要量等

- ・ 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数については、嘱託精神科医によるカウンセリングや親子関係支援・再統合プログラムの実施など、児童相談所における各種プログラムの実施件数を資源の必要量等とします。
- ・ 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備については、児童相談所における措置児童の支援を専任とする児童福祉司の配置や班の設置を資源の必要量等とします。
- ・ 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数については、児童福祉司任用後研修等の機会を活用し実施することを資源の必要量等とします。
- ・ 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備については、民間団体等が主催する研修会への参加機会の確保を資源の必要量等とします。
- ・ 保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備については、児童家庭支援センターへの指導委託による実施体制を資源の必要量等とします。

（2）現在の整備・取組状況等

- ・ 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数について、児童相談所における令和5年度の実績は以下のとおりです。

³⁴ 虐待等により、こころに傷を受けたこども（その原因となった出来事を思い出すのを嫌がるなど）を対象にした心理療法（TF-CBT）。親や療育者も一緒に当該療法を受けることで、サポート機能の向上も期待される。

- ① こどもや保護者等に対する嘱託精神科医によるカウンセリング等の実施：81件
 - ② こどもを含む家族全体に対するアプローチによる援助や保護者がこどもとの適切な関わり方等を学ぶための家族療法・保護者支援プログラムの実施：111件
 - ③ こどもや保護者、親族などが主体的に問題解決の方法を話し合い、支援方法について検討するファミリーグループカンファレンスの実施：48件
 - ④ 離れて生活する親子に対して、宿泊等をしながら生活訓練や親子関係改善のためのプログラム等を行うとともに行動観察を行い、必要な支援を行う宿泊型支援の実施：10件
 - ⑤ 学識経験者等からのスーパーバイズ³⁵の実施：13件
- ・ 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備については、児童相談所において措置児童の支援を専任とする児童福祉司の配置や班を設置しています。
 - ・ 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数について、令和5年度は児童福祉司任用後研修の機会を活用し、延べ68名が受講しています。
 - ・ 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備については、例年、民間団体等が主催するトラウマ・インフォームド・ケア³⁶研修会に参加し、資格取得ができる機会を確保しています。
 - ・ 保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備については、令和元年度より児童相談所から各児童家庭支援センターへの指導委託（家族支援）を実施しています。

(3) 整備すべき見込量等

- ・ 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数については、増員した嘱託精神科医によるカウンセリングや、児童相談所における親子関係支援・再統合プログラム等の継続実施が整備すべき見込量等となります。
- ・ 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備については、現在の整備・取組状況等の維持・拡充を整備すべき見込量等とします。
- ・ 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数及び受講者数、児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備及び保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備については、現在の整備・取組状況等の継続実施が整備すべき見込量等となります。

3 整備・取組方針等

- ・ 児童相談所では、離れて暮らす親子について、家庭復帰の見込みの有無とは別に、お互いを受入れ、

³⁵ 児童福祉等の専門性を有する者に対して、より高度な専門性（立場）からの助言や支援を行うこと。

³⁶ トラウマとその影響についての知識を持ち、その知識や情報に基づいた配慮等を向けた関わりをすること。

認め合うことができるようにその関係性を良好なものへと導き、こどもが心身ともに健やかに成長できるように、引き続き、親子関係再構築に取り組めます。

- ・ 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数については、こどもや保護者等に対してより専門的なカウンセリングを実施することができるよう十分な嘱託精神科医の確保・増員を検討するとともに、研修や OJT 等を通じて、各種の親子関係支援・再統合プログラムを実施することができる児童相談所職員の育成に努めます。あわせて、児童福祉司任用後研修の場において、インシデントプロセス法³⁷による事例検討等を通じて、不調となった家庭復帰事例等の検証を行います。
- ・ 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数については、児童福祉司任用後研修の機会を通じて親への相談支援等に関する技術の研鑽に努めます。
- ・ 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備については、親子関係支援・再統合プログラムの効果分析等を行い、民間団体等が主催する新たな研修に参加できる機会を創出し資格取得ができるよう、十分な予算確保に努めます。
- ・ 保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備については、令和元年度から開催している児童家庭支援センター連絡会により、引き続き、児童相談所が主体となり、各児童家庭支援センターとの緊密な連携を維持します。
- ・ また、こどもと保護者が安心して地域で生活するためには、市町村（こども家庭センター等）が親子関係再構築支援の意義を理解し、児童相談所と連携して切れ目なく支援していくことが重要です。特に、家庭復帰となったケースについては、市町村による充実した家庭支援事業の展開を前提に、児童相談所が市町村要保護児童対策地域協議会等の場を活用し、親子の課題やニーズ等を適切に共有し、サポートプランの策定に反映できるような体制づくりを検討します。

³⁷ 発生事実をもとに参加者が事例提供者に質問し、その背景や原因となる情報を収集のうえ、問題解決の方策を考える方法。

4 評価のための指標

項目		現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段: 定量的な整備目標)				
		R5	R6見込	R11	R7	R8	R9	R10	R11
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	件数(件)	263	290	300	10				
					2	2	2	2	2
親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備		整備済	整備済	整備済	体制の維持・拡充				
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数(回)	1	1	1	児童福祉司任用後研修での実施				
	受講者数(延人)	68	68	75	児童福祉司など児童相談所に属する全ての職員				
児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備	研修回数(回)	1	1	取得体制の維持	取得体制の維持				
	ライセンス取得数(件)	9	9		(評価のための指標) 対前年度比維持又は増				
保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	プログラム実施件数(件)	5	5	委託体制の維持	児童家庭支援センター指導委託による実施体制の維持 (評価のための指標) 対前年度比維持又は増				

※各項目、年度末時点

第7-3 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 本県では、県産婦人科医会と連携のもと、説明会の実施や医療機関でのポスター掲示などにより特別養子縁組制度の周知・広報を図るとともに、里親や養親に対しては、法定研修とは別に実施するテーマ別研修会等により、養育に必要な基礎的知識や技術の習得等を推進しています。
- ・ また、中央児童相談所に特別養子縁組里親のリクルートや研修等を担当する児童福祉司を配置するなど組織的な対応力強化を図っているほか、特別養子適格の確認の審判³⁸の申立てを児童相談所長が全てのケースで実施するなど、家庭復帰が困難なケースに係る早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を行うとともに、里親の負担軽減を図っています。
- ・ 以上を踏まえ、現行計画では、児童相談所を通じた「特別養子縁組成立件数」を目標指標に設定しましたが、(図表7-1)のとおり、R6目標は未達成の見込みです。
- ・ 要因としては、実親の同意を得ることができない場合や、実親による監護が著しく困難又は不適當であること等の事情により特別養子縁組の申立て対象となる子どもが少なかったことによるものです。なお、令和2年度は8件の特別養子縁組が成立するなど、年度により増減があります。

³⁸ 家庭裁判所において、実親による養育状況及び実親の同意の有無等を判断する審判(家事事件手続法第164条)。

(図表7-1) 現行計画の達成見込

項目	R4	R5	R6見込(目標)	
特別養子縁組成立件数	0件	6件	3件	(10件) 未達成見込

(出典) 大分県こども・家庭支援課調べ

2 地域の現状

- ・ 本県では、実親による監護が著しく困難又は不相当である乳幼児等について特別養子縁組を推進するとともに、養子縁組に特化したフォスタリング³⁹機関の創設に向けた準備を行うことを目的に、乳児院と「養子縁組里親包括支援事業の実施に関する協定」を締結しました(令和5年9月)。
- ・ 当該協定に基づき、日本財団の協力のもと、乳児院は民間あっせん機関から業務コンサルティングを受けることで、法定研修の内容充実や家庭調査の手法、真実告知を含めた委託後支援など特別養子縁組に関する業務の円滑な実施に向けた体制づくりを進めています。
- ・ また、令和6年度には、隣県の児童相談所と連携し、特別養子縁組の検討対象となるこどもの本県へのケース移管に取り組むための協議を開始しました。具体的には、隣県からの協力要請に基づき、本県において養親候補となる里親の検討を行ったうえで推薦し、こどもとのマッチング等を行うなど、県境を越えた特別養子縁組の推進に取り組むための環境づくりを目指します。

(1) 資源の必要量等

- ・ 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数については、これまでの実績を踏まえ、過去10年間(平成26年度から令和5年度まで)の平均成立件数である年間5件、計画期間中延べ25件を資源の必要量等とします。
- ・ 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数については、県内において「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」(平成28年法律第110号)に基づく許可団体がなく偶発的であるため資源の必要量等は見込みませんが、隣県の児童相談所と連携したケース移管による成立件数を年間1~5件、計画期間中延べ15件を資源の必要量等とします。
- ・ 親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備については、児童相談所による取組体制を資源の必要量等とします。
- ・ 里親支援センターやフォスタリング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子

³⁹ 里親等のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親研修、こどもと里親家庭等のマッチング、里親等委託中における里親等養育への支援、里親等委託措置解除後の支援に至るまでの一連の過程において、こどもにとって質の高い里親等養育がなされるために行われるさまざまな支援(児童福祉法第11条第4項)。

縁組等の相談支援体制の整備については、乳児院による体制の整備を資源の必要量等とします。

- ・ 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数については、児童福祉司のほか里親支援に関わる全ての職員を資源の必要量等とします。

(2) 現在の整備・取組状況等

- ・ 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数については、令和5年度は6件ですが、4年度は実績がないなど、年度により増減があります。
- ・ 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数について、令和5年度は2件となっています。また、隣県の児童相談所と連携したケース移管による特別養子縁組の成立件数について、令和5年度の実績はありません。
- ・ 親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備については、全ての申立てケースを児童相談所長が担っており、申立件数について、令和5年度は4件となっています。
- ・ 里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備について、特別養子縁組里親のリクルートや研修等を担当する児童福祉司を配置している中央児童相談所が担っています。
- ・ 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数について、令和5年度は延べ75人となっています。

(3) 整備すべき見込量等

- ・ 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数については、年度により増減があるため、資源の必要量等を整備すべき見込量等とします。また、民間あっせん機関を通じた成立件数及び隣県の児童相談所と連携したケース移管による成立件数についても同様とします。
- ・ 親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備については、現在の整備・取組状況等を整備すべき見込量等とします。
- ・ 里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備については、乳児院による体制整備を整備すべき見込量等とします。
- ・ 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数については、資源の必要量等を整備すべき見込量等とします。

3 整備・取組方針等

- ・ 特別養子縁組については、成立件数の目標を達成するために恣意的にケースマネジメントを行うの

ではなく、代替養育開始の時点から、こどもの最善の利益を第一に、こどもの意向や状況等を踏まえ、こどもが心身ともに安全かつ健全に養育されるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合に特別養子縁組を検討するなど、児童相談所が作成するパーマネンシープランに基づくケースマネジメントを徹底します。

- あわせて、里親リクルートから審判成立後の養育支援までの特別養子縁組里親業務を包括的に実施するとともに、特に、実親対応や真実告知については、その後のこどもの成育に大きな影響を与えるため、養親に対して機動的な伴走支援が実施できる民間団体として、乳児院において養子縁組に特化したフォスターリング機関の創設を目指します。

4 評価のための指標

項目		現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)				
		R5	R6見込		R11	R7	R8	R9	R10
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	件数(件)	6	3	延25	延25				
					5	5	5	5	5
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数(隣県の児童相談所からのケース移管を含める)	件数(件)	2	2	延15	延15				
					1	2	3	4	5
親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備、申立件数		整備済	整備済	整備済	体制の維持 (評価のための指標) 全対象ケースを申立(率100%)				
里親支援センターやフォスターリング機関、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備、相談支援件数		未整備 (中央児童相談所)	未整備 (中央児童相談所)	乳児院による体制整備	乳児院において養子縁組に特化したフォスターリング機関の創設 (評価のための指標) 対前年度比維持又は増				
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	職員数(延人)	75	75	75	児童福祉司のほか里親支援に関わる全ての職員				
					—	—	—	—	—
民間あっせん機関に対する支援、連携の有無(本県許可機関なし)	実施有無	—	—	—	必要に応じた支援、連携の実施				

※各項目、年度末時点

第8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

第8-1 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 平成29年8月に「新しい社会的養育ビジョン」（新たな社会的養育の在り方に関する検討会、以下「ビジョン」という。）が取りまとめられ、里親等委託率については、「3歳未満は概ね5年以内に、それ以外の就学前のこどもは概ね7年以内に75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に50%以上を実現する」ことが示されました。
- ・ 本県では、中央児童相談所に里親支援を専任する班を設置のうえ、里親養育支援担当児童福祉司、里親委託推進員及び里親リクルート活動員を配置するなど組織体制の強化を図るとともに、乳児院及び全ての児童養護施設に配置された里親支援専門相談員⁴⁰が、地域内で里親家庭への訪問等による相談支援を行っているほか、里親説明会を開催するなど様々な取組を実施しています。加えて、委託後支援として、児童相談所職員や里親支援専門相談員による里親家庭への定期訪問や児童家庭支援センターによる里親レスパイトの取組のほか、里親同士の交流等支援として県里親会による里親サロンの運営などにより、包括的に里親等委託を推進するための支援を行っています。
- ・ 以上を踏まえ、現行計画ではビジョンで示された里親等委託率の目標値を参考に、令和6年度には38%（11年度は40%以上）、また、里親等委託は愛着関係の形成に最も重要な時期である乳幼児期のこどもを最優先することとし3歳未満は75%以上、それ以外の就学前は50%～75%、学童期以降は35%～50%を目標としました。あわせて、受け皿となる里親やファミリーホーム登録数についても目標を設定しましたが、(図表8-1)のとおり、おおむね全ての項目でR6目標を達成する見込です。
- ・ 要因としては、児童相談所において家庭養育優先原則に基づくケースマネジメントを徹底したほか、里親支援専門相談員による里親等へのきめ細かな伴走支援など、関係機関の理解を得ながら協働して里親等委託を邁進した結果によるものです。
- ・ 【再掲】本県では、緊急時の乳幼児の（委託）一時保護先について、従前では県内1か所の乳児院が主にその役割を担ってきましたが、家庭養育への転換を目的に令和3年7月より、日本財団の協力のもと、個々の里親と年間契約を締結のうえ乳幼児の一時保護等における「常時委託可能」な里親を登録する仕組み（乳幼児短期緊急里親事業）を実施しています。
- ・ 【再掲】当該取組について、令和6年度は6組の里親と契約を締結しています。特に、休日・夜間など緊急保護が必要な乳幼児ケースは乳児院に一時保護等を行ってきましたが、居住地によっては長距離移動にならざるを得ない状況にあったため、当該取組によって、緊急保護時に家庭生活の連続性を

⁴⁰ 児童養護施設及び乳児院に、地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所や里親会等と連携して、里親委託の推進及び里親支援の充実を図ることを目的に配置するソーシャルワーカー。

踏まえて地域での里親委託が可能になるなど、家庭養育優先原則に基づいたケース対応が可能となります。

(図表8-1) 現行計画の達成見込

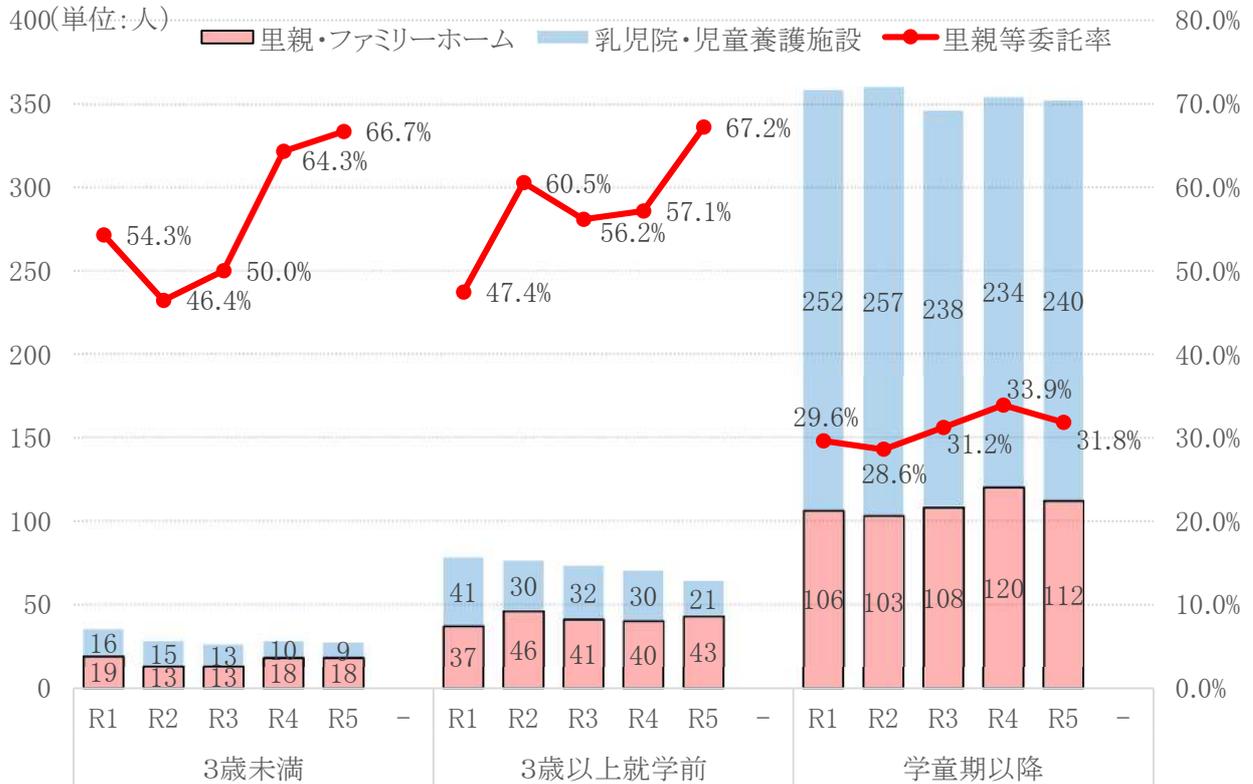
項目		R4	R5	R6見込(目標)		
里親等委託率	全体	39.4%	39.1%	40.0%	(38.0%)	達成見込
	3歳未満	64.3%	66.7%	70.0%	(75.0%)	未達成見込
	3歳以上就学前	57.1%	67.2%	60.0%	(50.0%)	達成見込
	学童期以降	33.9%	31.8%	31.0%	(31.0%)	達成見込
里親登録数 (里親登録区域)		248組 (小学校区)	218組 (小学校区)	230組 (小学校区)	(230組) (小学校区)	達成見込
ファミリーホーム登録数		13箇所	13箇所	13箇所	18箇所 (市町村レベル)	未達成見込

(出典) 厚生労働省「福祉行政報告例」、大分県子ども・家庭支援課調べ

2 地域の現状

- ・ (図表8-2) のとおり、里親等委託率は通増傾向が続いています。

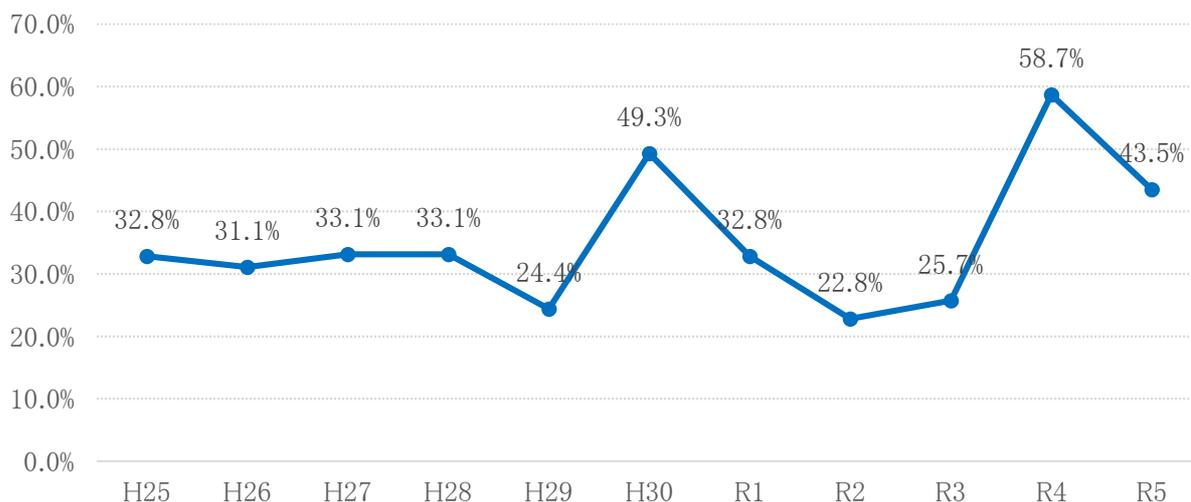
(図表8-2) 3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降の里親等委託率等



(出典) 大分県子ども・家庭支援課調べ

- ・ 単年度の里親等委託率（当該年度中に新たに代替養育が必要になったこどもの里親等委託率）については、(図表8-3) のとおり、年度により増減がありますが、令和4年度には58.7%と高い水準を達成しています。

(図表8-3) 単年度の里親等委託率等



(出典) 大分県子ども・家庭支援課調べ

- ・ 従前より、本県における基本的な考え方として、里親・ファミリーホームへの委託は、愛着関係の基礎を形成する重要な時期である就学前の乳幼児期のこどもたちを対象に、児童養護施設への入所措置は、虐待の影響や発達障がい⁴¹の2次障がい⁴¹等を背景にした複雑な行動上の課題や精神的・心理的問題により、チーム養育を必要とする学童期以降のこどもたちを対象に、相談援助活動を行っています。
- ・ そのような中、「里親等委託の更なる推進について」(令和6年3月12日付けこ支家第126号子ども家庭庁支援局長通知、以下「里親等委託推進通知」という。)により、新たな里親等委託率の数値目標と達成期限として、都道府県社会的養育推進計画の見直しにあたっては、「全ての都道府県等において、令和11年度末までに乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう、数値目標と達成期限を設定されたい」と示されました。
- ・ 里親等委託推進通知等に基づき、里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込みについては、本県の実績等を勘案したうえで、(図表8-4) のとおり推計します。

⁴¹ こどもの場合、発達障がいの特性によっては学習の遅れや対人関係がうまくいかず、学校で孤立状況となり、抗うつや適応障がいなどの精神疾患を引き起こすこと。

(図表8-4) 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み

代替養育先	R5 (a)	計画期間中 措置解除見込 (b)	R11 在籍見込数 (c)=(a)-(b)	計画期間中 新規措置見込 (d)	R11見込 (図表5-9) (e)=(c)+(d)
乳児院・児童養護施設	270 人	85 人	185 人	47 人	232 人
里親・ファミリーホーム	173 人	35 人	138 人	67 人 (114人×58.7%)	205 人
合計 ※()内は里親等委託率	443 人 (39.1%)	120 人	323 人	114 人	437 人 (46.9%)

(出典) 大分県こども・家庭支援課にて推計

- ・ 令和5年度末時点における代替養育中のこども数 443 人（里親等委託 173 人）のうち、120 人（同 35 人）が11年度末までに到達する年齢によって措置解除が見込まれ、差引き 323 人（同 138 人）が、継続して代替養育が必要なこども数の見込みとなります。
- ・ (図表5-8) のとおり、令和11年度末時点における代替養育を必要とするこども数の見込みが437 人のため、差引き 114 人が計画期間中に新たに代替養育が必要となるこども数の見込みとなります。
- ・ そのうち、里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込みについては、単年度の里親等委託率が最も高かった令和4年度実績（58.7%、図表8-3）を達成すると仮定した場合に 67 人となり、11年度末時点で合計 205 人（里親等委託率は 46.9%）が見込まれます。本県では、毎年度、約1%ずつ里親等委託率が増加しており、実績をベースにした当該見込みは、おおむね実情を捉えたものと考えられます。
- ・ 年齢区分毎の里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込みについては、(図表8-5) のとおりです。

(図表8-5) 年齢区分毎の里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み

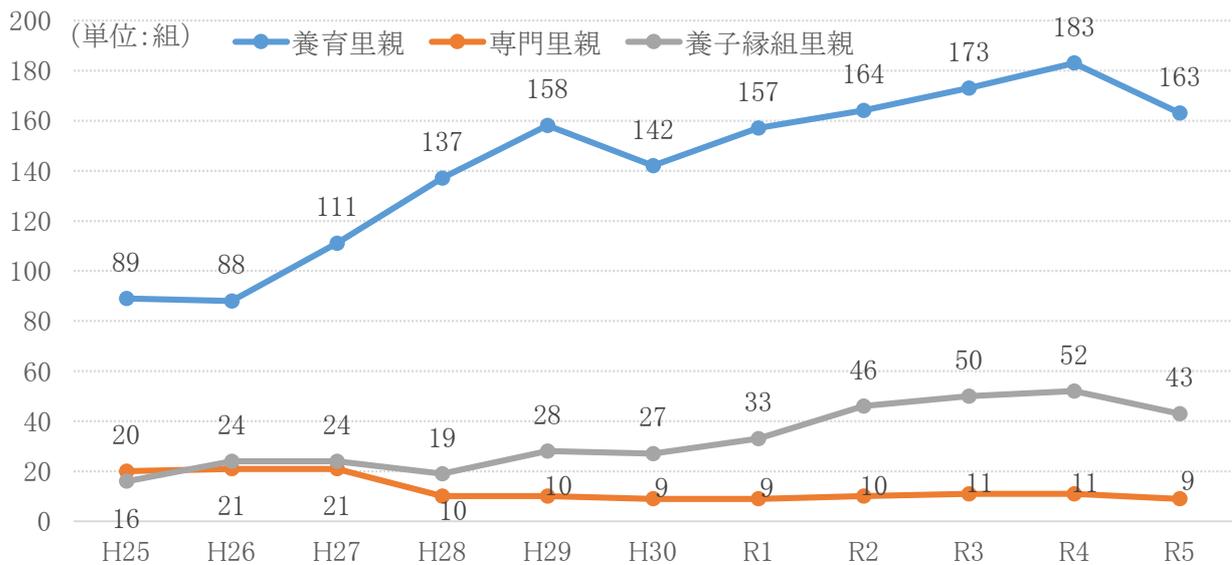
	R5	R11見込 (図表5-9)			里親等委託率
		見込数	見込人数	割合	
合計	173 人(39.1%)	205 人	/ 437 人	=	46.9 %
3歳未満	18 人(66.7%)	20 人	/ 26 人	=	76.9 %
3歳以上就学前	43 人(67.2%)	52 人	/ 70 人	=	74.3 %
学童期以降	112 人(31.8%)	133 人	/ 341 人	=	39.0 %

(出典) 大分県こども・家庭支援課にて推計

- ・ 愛着関係の基礎を形成する時期である就学前の乳幼児期のこどもの里親等委託率について、国が示した数値目標 75%以上を達成した場合、里親・ファミリーホームへの委託こども数は、3歳未満が20 人、3歳以上就学前が52 人となります。

- ・ したがって、学童期以降の里親・ファミリーホームへの委託こども数は133人となり、里親等委託率は39.0%が見込まれます。国の示した数値目標である50%以上に及ばないものの、本県の基本的な考え方やこれまでの実績等を踏まえると、おおむね実情を捉えた推計値であると考えます。
- ・ (図表8-6) のとおり、里親登録(認定)数については通増傾向にあります。5年に1度の更新年度(直近では令和5年度)にあわせて、高齢化など様々な理由による里親登録辞退があるため対前年度比で減となっています。
- ・ なお、里親制度等普及・リクルート業務については、従前より中央児童相談所が一元的に担ってききましたが、日本財団の協力のもと、令和3年度に創設された里親支援専門NPO法人が全県域で実施しています。当該法人による、民間ならではの手法や機動性を活かした県内各地での里親説明会の開催などにより、里親登録数は増加傾向にあります。

(図表8-6) 里親登録(認定)数



(出典) 厚生労働省「福祉行政報告例」、R5年度は大分県こども・家庭支援課で算出

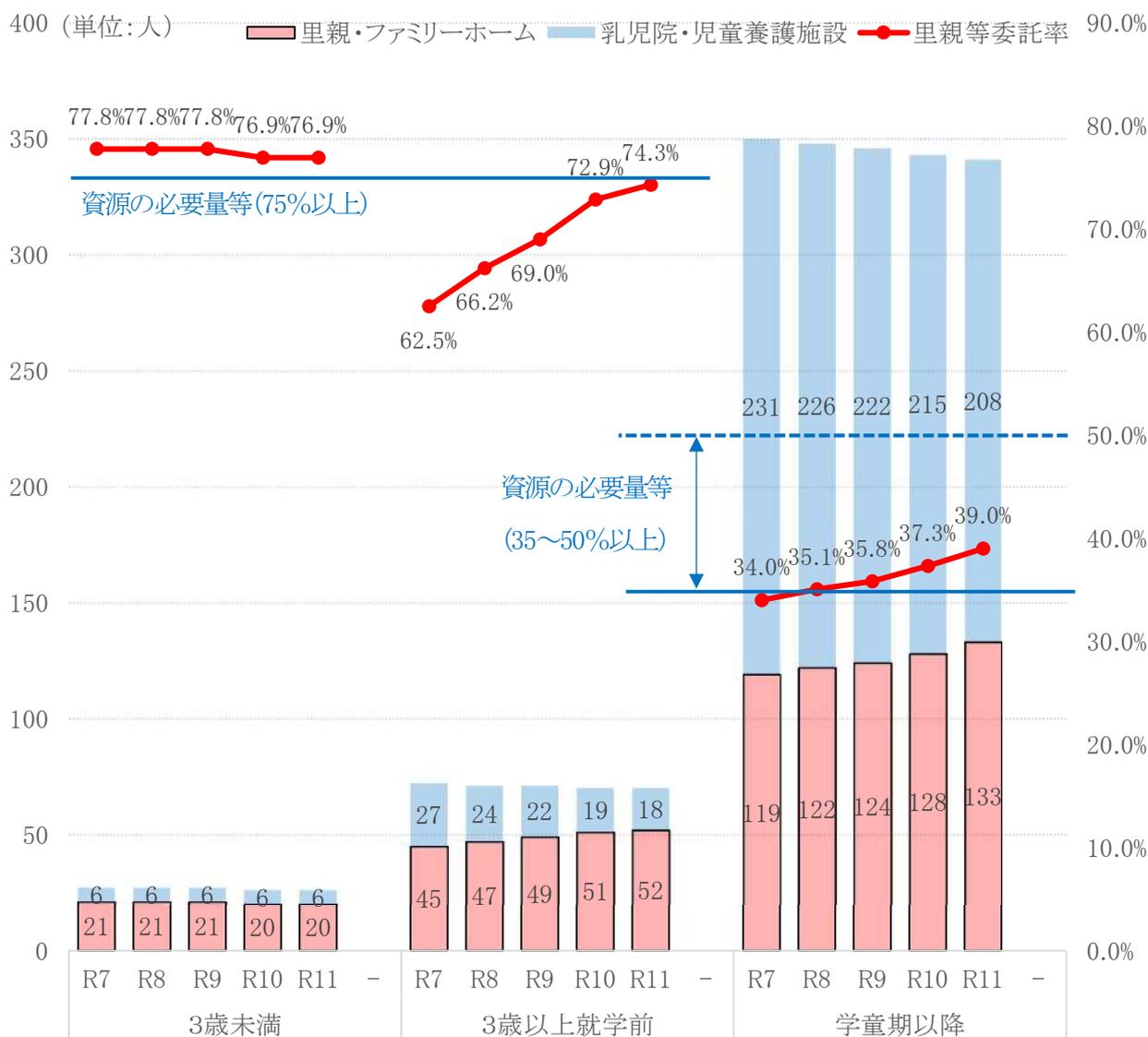
- ・ また、令和3年度には、NPO法人キーアセットが実施主体となり、本県及び福岡市において、養育里親に関心を持つ地域住民を増やすとともに、里親養育中のこどもが地域社会の中で健やかに育つことができるよう里親制度の社会的認知の向上と理解促進を図ることを目的に、「ひらけ！里親プロジェクト」を実施しました。当該プロジェクトでは、日本財団の協力のもと、各種メディアを活用した大規模な広報を展開するとともに、プロジェクト前後の里親認知、興味関心の変化に関する効果測定なども行い、本県の里親登録にも繋がるなど好影響をもたらしました。
- ・ こどもヒアリングでは、理想の里親像について、「自分のことを理解してくれる」「お世話をしてくれる」「意見を聴いてくれる」など、自身に優しく接してくれる里親を望む声が多くありました。

- また、理想の里親家庭像について、「スポーツや勉強などができる」「(様々な行事に)参加・挑戦・体験させてくれる」「一緒に食事する」「休日は外出して一緒に過ごしてくれる」など、子ども自身が安心・安全に過ごすことができる環境を望む声が多くあった一方で、「(呼称が)『お母さん』はハードルが高く、『おばさん』は周りの目が気になる」「名字が違うことを友達から言われて嫌だった」など、里親家庭で生活するうえでの心配や困りごとに関する声もありました。今後、里親等委託をより一層推進するうえで、これらの意見等を踏まえた里親養育支援を実施していく必要があります。

(1) 資源の必要量等

- 里親等委託率については、(図表8-7)のとおり、3歳未満及び3歳以上就学前は75%以上を、学童期以降は35~50%以上を資源の必要量等とします。

(図表8-7) 里親等委託率



(出典) 大分県子ども・家庭支援課で推計

- ・ なお、里親等委託率の数値目標の設定は、こどもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるためのものであり、個々のこどもに対する具体的な措置は目標達成のために恣意的に行われるべきものではないため、引き続き、児童相談所において、こどもの最善の利益を図る観点から、家庭養育優先原則の理念を十分踏まえたアセスメントを行い、こどもの意向を尊重しながら里親等委託を実施します。
- ・ また、児童相談所におけるパーマネンシープラン作成の取組や、市町村におけるこども家庭センターや家庭支援事業等の取組は、令和6年度から開始されたものであり、今後、課題や効果分析等を経て家庭復帰等の実績が進めば、国の示した里親等委託率の数値目標に近づく可能性も考えられます⁴²。
- ・ 代替養育が必要なこどもの生活の場を確保するため、里親登録数について、養育里親は年間新規15組を資源の必要量等としますが、高齢化等により年間5組が里親登録を辞退すると想定し、年間10組の純増を資源の必要量等とします。また、専門里親は登録数を9組、養子縁組里親は登録数45組以上（ともに各年度末時点）を資源の必要量等とします。
- ・ ファミリーホーム数については、18か所を資源の必要量等とします。
- ・ 里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数については、年間4回以上を資源の必要量等とします。
- ・ 以上を踏まえ、(図表8-8)のとおり、登録率⁴³については100%以上を、稼働率⁴⁴については40%以上を資源の必要量等とします。なお、里親等委託推進通知の別紙3によると、「里親登録が進んでいる（登録率が高い）自治体ほど、里親等委託率が高い」傾向にあり、「里親登録が進んでいる（登録率が高い）自治体ほど、委託されていない里親（未委託里親）が増えている（稼働率が低い）」ことが示されています。里親等委託の推進に向けて、委託候補里親の選定や委託に向けた調整などの業務の質の向上を目指していく必要があります。

⁴² 里親等委託率の計算上、施設入所中のこどもが家庭復帰した場合、分母（代替養育を必要とするこども数）は減少するが、分子（里親等委託こども数）は変わらないため、里親等委託率は増加することとなる。

⁴³ 代替養育を必要とするこども数に対する里親等が受託可能なこども数。

⁴⁴ 里親等が受託可能なこども数に対する里親等へ委託されているこども数。

(図表8-8) 登録率及び稼働率

	実績		見込	資源の必要量等				
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
① 里親登録(認定)数	248	218	230	240	250	260	270	280
② 平均里親受託子ども数	1.39	1.35	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30
③ ファミリーホーム定員数 (ファミリーホーム数)	78 (13)	78 (13)	78 (13)	84 (14)	90 (15)	96 (16)	102 (17)	108 (18)
④ 施設入所子ども数	274	270	271	264	256	250	240	232
乳児院	10	7	6	6	6	6	6	6
児童養護施設	264	263	265	258	250	244	234	226
⑤ 里親等委託子ども数	178	173	181	185	190	194	199	205
里親	128	120	126	129	133	136	140	145
ファミリーホーム	50	53	55	56	57	58	59	60
⑥ 登録率 (①*②+③)/(④+⑤)	93.6%	84.0%	83.4%	88.2%	93.0%	97.7%	103.2%	108.0%
⑦ 稼働率 ⑤/(①*②+③)	42.1%	46.5%	48.0%	46.7%	45.8%	44.7%	43.9%	43.4%
里親等委託率 ⑥*⑦	39.4%	39.1%	40.0%	41.2%	42.6%	43.7%	45.3%	46.9%
参考(目標値)		38.0%		41.0%	42.0%	43.0%	44.0%	45~55%

(出典) 大分県子ども・家庭支援課で推計

(2) 現在の整備・取組状況等

- ・ 里親等委託率については(図表8-2)、里親登録(認定)数については(図表8-6)、ファミリーホーム数及び登録率・稼働率については(図表8-8)のとおりです。

(3) 整備すべき見込量等

- ・ 里親等委託率については(図表8-7)、里親登録(認定)数、ファミリーホーム数及び登録率・稼働率については(図表8-8)のとおりです。

3 整備・取組方針等

- ・ 里親等委託率については、社会的養護が必要な全ての子どもを里親等養育の検討対象と捉え、特に就学前の乳幼児期は愛着関係の基礎を形成する重要な時期でもあり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、引き続き、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則としてケースマネジメントを実施します。なお、乳幼児の里親等委託の検討に際しては、里親の就労等により子どもの保育の必要性が生じた場合には、子どもの最善の利益の観点から、引き続き、児童相談所において保育所を所管する市町村と連携した取組を実施します。
- ・ また、施設入所が長期化している子どもについては、子ども自身の意向や家庭状況等に応じて適宜自立支援計画の見直しを行い、家庭養育優先原則に基づく里親等委託(措置変更)の可能性を検討し

ます。

- ・ より良質な里親等委託の環境を整備するため、やむを得ず委託解除となったケースを把握し、要因分析等を踏まえて対応方針を検討します。
- ・ 里親登録（認定）数については、引き続き、里親支援専門 NPO 法人と協働した取組を進めるとともに、対面のみならずオンラインを活用した里親説明会の開催など、より柔軟性を高めた里親募集機会の創出を検討します。あわせて、里親候補となる地域住民に最も近い市町村と連携し、公報等のほか、自治会や子育てボランティア団体等を活用した里親制度の周知等を図ります。
- ・ ファミリーホーム数については、地域における里親支援等の機能も期待される法人型ファミリーホームの新規開設に向けて、社会福祉法人や NPO 法人などに対する制度概要の説明等に努めます。加えて、養育経験が豊富でファミリーホームの開設要件を満たす可能性がある里親がいる場合については、当該里親の意向を確認しながら開設に向けた支援を行います。あわせて、新規開設時における運営・住環境整備支援等のほか、専門性確保のための研修等の実施を検討します。
- ・ 【再掲】乳幼児短期緊急里親事業については、令和7年度までの実施予定ですが、「常時委託可能」な里親環境を継続するためには、全国展開に向けた国による制度化を要望するとともに安定的な委託体制を維持するための乳幼児短期緊急里親への支援（「常時委託可能」の運用研究）など、事業実施で得られた課題の検証等が必要です。
- ・ こどもの養育にあたり必要な支援の内容や程度に応じた柔軟な里親委託を推進するためには、現在の専門里親制度を見直すとともに、ショートステイ里親や一時保護里親などの類型を新たに創設のうえ、類型ごとの加算制度の導入や研修制度の整備等の必要性がビジョンに掲げられており、当該内容の早期実現に向けて国に要望していきます。
- ・ さらに、親子への生活を提供してこどもの安全と親の安定を図る里親や、医療的ケアの必要な子どもや行動障がいのある子どもなどを対象に一定の専門性を有した者が養育に専念して行う里親の類型（里親養育の職業化）の必要性がビジョンに掲げられており、こどもの年齢や状況に応じた里親委託を推進するために、当該内容についても早期実現に向けて国に要望していきます。

4 評価のための指標

項目	現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)					
	R5	R6見込	R11	R7	R8	R9	R10	R11	
里親等委託率(%)	39.1	40.0	45～55.0以上	41.0	42.0	43.0	44.0	45.0	
	3歳未満	66.7	70.0	(図表8-7)のとおり					
	3歳以上就学前	67.2	60.0						
	学童期以降	31.8	31.0						35～50.0以上
登録率(%)	84.0	83.4	100.0以上	(図表8-8)のとおり					
稼働率(%)	46.5	48.0	40.0以上						
登録(認定)数(組)	218	230	280	10	10	10	10	10	
	養育里親	163	173	223	50				
					10	10	10	10	10
	専門里親	9	9	9	-				
					-	-	-	-	-
	養子縁組里親	43	45	45	-				
				-	-	-	-	-	
	親族里親	3	3	3	-				
新規里親登録(認定)数	養育里親(組)	11	15	15	(年間15組)				
	専門里親(組)	0	0	0	-				
	養子縁組里親(組)	7	5	5	-				
委託里親数	養育里親(組)	77	80	120	40				
	専門里親(組)	2	2	3	-				
	養子縁組里親(組)	7	7	5	-				
委託子ども数	養育里親(人)	108	114	134	20				
	専門里親(人)	2	2	3	-				
	養子縁組里親(人)	7	7	5	-				
里親登録(認定)に対する委託里親の割合 (年間に1回でも委託のあった里親数)(%)	49.1	49.1	-	(評価のための指標) 対前年度比維持又は増					
里親登録(認定)に係る都道府県児童福祉 審議会の開催件数(件)	4	3	4以上	1					
				1	-	-	-	-	
ファミリーホーム数	ホーム数(か所)	13	13	18	5				
					1	1	1	1	1
	新規ホーム数(か所)	0	0	5	5				
	委託子ども数(人)	53	55	60	5				

※各項目、年度末時点

第8-2 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 前述のとおり、本県では、里親等支援を専任する班を設置し、里親養育支援担当児童福祉司や里親委託推進員、里親リクルート活動員を配置するなど組織体制の強化を図っている中央児童相談所をフォスタリング業務実施機関に位置付けています。
- ・ また、令和3年度には、日本財団の協力のもと、民間ならではの手法や機動性による里親等支援業務の包括的な実施を目指し、里親支援専門NPO法人が設立されました。
- ・ 以上を踏まえ、現行計画では、児童相談所（1か所）に加え民間機関をフォスタリング機関として位置付けることを目標としましたが、(図表8-9)のとおり、R6目標は未達成見込です。
- ・ 要因としては、里親登録（認定）数の拡充を最優先事項として、当該法人が里親制度等の普及促進やリクルート業務などに注力したことにより、里親等養育支援等を含めたフォスタリング業務の実施体制構築までには至らなかったためです。なお、令和6年度に中央児童相談所において当該法人の職員が包括的な里親等支援業務のノウハウを学ぶための現場研修の機会を設けるなど、法人の組織対応力の強化等を図っています。

(図表8-9) 現行計画の達成見込

項目	R4	R5	R6見込(目標)		
フォスタリング機関	児童相談所 (1か所)	児童相談所 (1か所)	児童相談所 (1か所)	(児童相談所 (1か所) +民間機関)	未達成見込

(出典) 大分県こども・家庭支援課調べ

2 地域の現状

- ・ 令和4年改正児童福祉法において、里親等支援業務を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その養育されるこども並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、委託こども等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的に、新たに里親支援センターが創設されました。
- ・ 里親支援センターにおいては、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援体制を構築する必要があり、現在その体制は、中央児童相談所に備わっています。

(1) 資源の必要量等

- ・ 里親支援センターの設置数については、令和3年度に設立した里親支援専門NPO法人を想定し、1

か所を資源の必要量等とします。

- ・ こどもの養育に関する専門性や親子関係に関するアセスメント、自立支援に関するノウハウ等を有している乳児院や児童養護施設については、里親支援センターによる支援機能を補強・補完する拠点としての役割が期待できます。よって、民間フォスタリング機関の設置数については、里親等養育支援や里親レスパイトを行うフォスタリング機関として、市町村毎の登録里親数や協働できる社会資源の状況等を考慮し、計5か所を資源の必要量等とします。
- ・ 児童相談所における里親等支援体制の整備については、中央児童相談所（令和6年4月1日時点では里親・措置児童支援課）による業務遂行体制を資源の必要量等とします。
- ・ 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数については、里親等の要望に即したテーマ別研修の実施を資源の必要量等とします。

(2) 現在の整備・取組状況等

- ・ 里親支援センターについては設置しておらず、民間フォスタリング機関についても、里親支援センターを補強・補完する拠点としての機関との考えに基づく場合、設置していません。
- ・ 児童相談所における里親等支援体制の整備については、中央児童相談所において包括的な里親等支援業務を行っています。
- ・ 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数については、里親等からの要望に即したテーマ別研修を実施しており、令和4年度は計3回で延べ210人が参加しましたが、令和5年度は里親登録更新年度のため実施していません。

(3) 整備すべき見込量等

- ・ 里親支援センター及び民間フォスタリング機関の設置数については、資源の必要量等が整備すべき見込量等となります。
- ・ 児童相談所における里親等支援体制の整備については、現在の整備・取組状況等の維持及び里親支援センターなど民間との協働体制の強化が整備すべき見込量等となります。
- ・ 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数については、テーマ別研修の継続実施が整備すべき見込量等となります。

3 整備・取組方針等

- ・ 県内の里親登録（認定）数のおおむね4割を大分市が占めており、地理的な移動距離等の制約が比較的少ないものの、きめ細やかな養育ニーズに適宜対応するため、機動性が確保できる里親支援専門NPO法人による大分市を管轄する里親支援センターの設置に向けて、法人の体制強化等の支援を実施します。

- ・ 大分市以外の地域はフォスタリング機関として中央児童相談所が担うこととなりますが、地域における里親等支援機関として、例えば、中央児童相談所から地理的な移動距離等の制約がある地域などを管轄する民間フォスタリング機関の設置を検討します。
- ・ 民間フォスタリング機関については、里親等委託を更に推進するにあたり、里親等の負担が増えることが想定されるため、乳児院や児童養護施設における里親レスパイトの実施とともに、特に本県には、宿泊機能を有する児童家庭支援センターが設置されているため、当該センターの活用もあわせて推進します。また、里親同士の交流等支援を行う県里親会や養子縁組里親に係る包括的支援業務を実施する乳児院について、民間フォスタリング機関としての位置付けを検討します。
- ・ 児童相談所における里親等支援体制の整備については、里親支援センターを民間機関が担う場合であっても、里親登録（認定）及び里親等委託の措置は行政権限の行使であることから、県（児童相談所）に措置権者としての責任があることを踏まえ、中央児童相談所における民間機関との連携強化や組織体制の維持を図ります。
- ・ 毎年度、里親等からの意見や要望を十分に考慮した上で、テーマ別研修の内容を充実するなどして質の向上に努めます。また、中央児童相談所のみならず、里親支援センターやフォスタリング機関によるテーマ別研修の実施を検討します。

4 評価のための指標

項目		現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)				
		R5	R6見込		R11	R7	R8	R9	R10
里親支援センターの設置数	設置数(か所)	—	0	1	1				
	民間委託数(件)	—	0	1	—	1	—	—	—
民間フォスタリング機関の設置数	設置数(か所)	0	0	5	5				
児童相談所における里親等支援体制の整備	体制整備	整備済	整備済	整備済	民間との協働体制の強化				
基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数	実施回数(回)	—	3	3	—				
	受講者数(人)	—	200	200	—	—	—	—	—

※各項目、年度末時点

第9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

第9-1 施設で養育が必要なこども数の見込み

- 施設で養育が必要なこども数の見込みについては（図表9-1）のとおりで、各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み（図表5-8）と里親等委託率（里親等委託が必要なこども数の見込み）（図表8-7）との差になります。
- 各施設においては、こどものニーズに的確に応えられるように、ケアの個別化や親子関係再構築に向けた支援などに加え、こどもの呈する情緒、行動上の問題の解消や軽減を図りながら、生活支援を行う専門的な養育に取り組む必要があります。
- また、児童相談所の援助指針（パーマネンシープランを含む。）を踏まえて作成した自立支援計画に基づく支援方針をこどもや親に明確に提示し、親への支援を行いながら家庭復帰等へつなげられるよう、児童相談所など関係機関と連携した取組が必要です。
- なお、今後の支援として代替養育先を検討する際は、こどもの最善の利益を保障し、こどものウェルビーイングを高めることが重要であるため、保護者の意向のみならず、こどもの年齢や意向なども十分に考慮する必要があります。

（図表9-1）施設で養育が必要なこども数の見込み

（単位：人）	R5	R6見込	計画期間中の見込					
			R7	R8	R9	R10	R11	
乳児院・児童養護施設	270	271	264	256	250	240	232	
3歳未満	9	6	6	6	6	6	6	
3歳以上就学前	21	28	27	24	22	19	18	
学童期以降	240	237	231	226	222	215	208	
（参考）	児童心理治療施設	15	16	16	16	16	16	16
	児童自立支援施設	9	11	11	11	11	11	11
	福祉型障害児入所施設	54	55	55	55	55	55	55
	母子生活支援施設	31	31	33	35	37	37	37

（出典）大分県こども・家庭支援課で推計

第9-2 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- 乳児院や児童養護施設は、これまで専門性を活かし、こどもを養育する重要な役割を担ってきましたが、「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」

(平成30年7月6日付け子発0706第3号厚生労働省子ども家庭局長通知)において、施設での養育を必要とするこどもに対し、できる限り良好な家庭的環境の中で質の高い個別的なケアを実現するとともに、親子関係再構築に向けた保護者等への支援や里親等を含む家庭への支援を行うことなど、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を図り、更に専門性を高めることが求められています。

- ・ また、平成29年8月の「新しい社会的養育ビジョン」(新たな社会的養育の在り方に関する検討会、以下「ビジョン」という。)において、児童養護施設には、家族に対する拒否感が強い高年齢児や、虐待の影響や発達障がい等の2次障がいを背景とした複雑な行動上の課題や精神的・心理的問題により、チーム養育を必要とする学童期以降のこどもに対する養育体制の充実が求められています。そのような中、心理療法担当職員や自立支援担当職員などの専門職員の加配措置等による制度の充実が図られており、施設ケアに対しては今以上に大きな期待が寄せられています。
- ・ 以上を踏まえ、現行計画では、「児童養護施設の地域小規模児童養護施設又は分園型小規模グループケアの箇所数【小規模化かつ地域分散化】」、「児童養護施設等の本園型小規模グループケアの箇所数【小規模化】」を目標指標に設定しましたが、(図表9-2)のとおり、おおむね全ての項目でR6目標を達成する見込みです。

(図表9-2) 現行計画の達成見込

項目		R4	R5	R6見込(目標)		
児童養護施設の地域小規模児童養護施設または分園型小規模グループケアの箇所数【小規模かつ地域分散化】		12か所	13か所	12か所	(14か所)	未達成見込
児童養護施設等の本園型小規模グループケアの箇所数【小規模化】	児童養護施設	33か所	36か所	36か所	(36か所)	達成見込
	※大舎等	1か所	0か所 (小舎有)	0か所 (小舎有)	(0か所)	達成見込
	乳児院	2か所	2か所	3か所 (全ユニット化)	(4か所)	達成見込
	※大舎等	1か所	1か所	0か所	(0か所)	達成見込

(出典) 大分県こども・家庭支援課調べ

- ・ 要因としては、各施設をはじめ関係機関の協働・理解醸成によるものです。本県では、現行計画策定時に、家庭養育優先原則に基づき県児童養護施設協議会、県里親会及び県ファミリーホーム協議会などを代表する各委員との間で協議を積み重ねてきました。背景には、県社会的養育連絡協議会⁴⁵の場において、それぞれの職域や考えを主張するのではなく、代替養育を必要とするこどもの最善の利

⁴⁵ 県児童養護施設協議会、県里親会、県ファミリーホーム協議会等を会員とし、代替養育を必要とするこどもたちのため、会員相互の連携の強化と効果的な活動の推進を目的に、情報の共有や研修等を行う協議会。

益を第一に、それを実現していくために必要な取組や課題解決の方法等を共有するなどして、立場を超えた活動が図られてきたことによります。

- ・ 加えて、児童養護施設等は入所支援のみならず、長きに渡り、相談支援や地域支援などにより高い専門性を持つ人材が育成され、そのような人材を中核にして一時保護専用施設や児童家庭支援センターの設置など多機能化や機能転換を図ることができたことも要因の一つです。

2 地域の現状

- ・ 本県には、乳児院1か所、児童養護施設9か所、児童心理治療施設1か所、児童自立支援施設1か所（県立）、母子生活支援施設3か所（うち1か所市立）が、それぞれ設置運営されています。
- ・ 各施設は、児童福祉法第3条の2の規定に則り、引き続き「できる限り良好な家庭的環境」を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現するとともに、小規模かつ地域分散化された養育環境を確保することが重要です。

<小規模かつ地域分散化>

- ・ 児童養護施設では従前より、里親等による養育が困難なこどもの養育に際し、生活する施設の環境をより家庭的なものとするため、改修や改築に併せて計画的に生活単位の個別化や少人数化、地域への分散化を進めてきました。一方で、代替養育を要するこども数の減少や職員の配置基準等の事情から、施設によっては、地域小規模児童養護施設の休廃止や小舎制⁴⁶による養育形態が継続しています。
- ・ 乳児院では、令和5年度に、日本財団の協力のもと、施設の老朽化対策に加え、多機能化・機能転換を目的とした新築工事を実施し、木質基調の館内は全体的に温かみのある雰囲気となりました。令和6年度より、定員見直し（20名から15名へ）のうえ小舎制から全居室をユニット化したことに加え、多機能化の一環として養子縁組に特化したフォスタリング業務の実施に向けた体制づくり等を進めています。
- ・ また、児童自立支援施設では、令和3年度に3寮全ての居室（相部屋）を個室化する改修工事を実施しました。
- ・ こどもヒアリングでは、地域小規模児童養護施設について、「普通の家庭みたいで良い」「あまり人と関わりたくない子には良いと思う」などの声があった一方で、「大人数の方が多くの子と関係性が築ける」「小さな施設や家の場合、人との関わりが少なくなりそう」など、小規模ならではの生活環境に不安を感じる声もありました。こどもの意向のみならず、年齢や状況に応じた適切な施設ケアを実施していくことが必要です。

<高機能化及び多機能化・機能転換>

- ・ 児童養護施設では、養育機能強化に向けて、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担

⁴⁶ 一つのグループの生活単位が、12名以下の形態をとっている寮舎の形態。20名以上を「大舎」、13～19名を「中舎」という。

当職員等の専門職の加配を進め、多機能化・機能強化を図ってきました。

- ・ 一方で、児童福祉分野における人材確保が昨今の共通課題であり、高機能化や多機能化・機能転換を計画しても、それに伴う必要な職員の配置基準を満たすことができない場合が少なくありません。
- ・ また、令和4年改正児童福祉法により家庭支援事業が制度化されましたが、実施主体となる市町村の事務手続きや予算などの財政事情に加え、受託先として児童養護施設を想定した場合、担当する職員の確保や専門性を持つ人材の育成なども喫緊の課題となっています。
- ・ 一時保護専用施設について、本県では、平成30年度から順次設置が進み、令和6年度には4か所目が運用を開始しました。これまで以上に、児童相談所の一時保護所のみが有する機能や専門性を必要時に十分発揮することができるとともに、こどもの年齢や特性等に応じて委託一時保護先の幅広い検討が可能になりました。加えて、例えば、原籍校への通学など、こどもが長年住み慣れた地域でこどもの最善の利益を考えた支援が可能になりました。
- ・ 児童家庭支援センターは、主に市町村などの関係機関と連携し、支援が必要な家庭への相談対応や支援対象児童等見守り強化事業などの受託先として重要な役割を果たしているとともに、本県の特徴でもある宿泊機能により子育て短期支援事業での活用も進んでいます。
- ・ 地域偏在の課題を抱えながら、県内3か所で児童家庭支援センターが運営されていましたが、令和3年度に、日本財団の協力のもと、社会的資源の乏しい県南地域と県西地域にそれぞれ1か所ずつ新設され、計5か所となりました。
- ・ 令和4年改正児童福祉法で新設された里親支援センターは、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援体制を構築する必要があり、現在その体制は中央児童相談所にあります。
- ・ 特定妊婦等への支援体制を更に強化し、児童虐待の発生予防につなげることを目的に、平成30年度から妊産婦等生活援助事業（旧産前・産後母子支援事業）を実施しています。当該事業では、緊急的に支援が必要となった特定妊婦等に対して、委託先である母子生活支援施設へ必要な期間（おおむね1か月間）の入所により、出産前後の食事や身の回りのお世話などの生活支援を行うなど産後の養育に向けた支援等を行っています。

<家庭支援事業>

- ・ 地域や家族の変化により、家庭の閉鎖性が高まり、児童虐待相談対応件数は増加の一途を辿る中、虐待予防や早期発見・早期対応といった観点からも市町村による家庭支援の体制強化が重要です。
- ・ 令和4年改正児童福祉法により、市町村事業として制度化された家庭支援事業に係る各種支援メニューは、親子を分離しない形でのケアの充実が図られるとともに、在宅のこどもに対しても支援を届けられる環境や仕組みづくりに寄与します。従前より、乳児院と全ての児童養護施設では、近隣市町村等による子育て短期支援事業を実施しているほか、一部の施設で養育支援訪問事業等も実施していますが、今後、地域により受けられるサービスの差が生じないよう、全ての市町村において家庭支援

事業を充実させていくことが重要です。

- ・ 現在、市町村では、同じく令和4年改正児童福祉法で制度化されたこども家庭センターの設置を進めており、今後、こども家庭センターを核とした家庭支援事業の実施等を進めて行く必要があります。

<施設計画の遂行>

- ・ 乳児院と全ての児童養護施設では、委託一時保護や里親レスパイトの積極的な受入れに加え、里親養育の地域拠点として里親支援専門相談員を配置するなど、現行計画策定時に併せて策定した施設計画に基づく取組を進めてきました。
- ・ そのような中、各施設において、令和11年度を終期とした小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた施設計画の見直しを行いました。
- ・ 当該計画では、「求人サイトを活用しており、効果を実感している」や「施設内ユニットを順次別棟に移行していく」、「空きユニットを一時保護専用居室や里親レスパイトで活用したい」など、人材確保に向けた求人募集の工夫や多機能化・機能転換の具体の展望が計画された一方で、「こどもの人口が減っており地域小規模児童養護施設の維持が難しい」や「虐待等の影響によりケアニーズの高いこどもが増えている」、「SNSで採用説明会などの行事等を発信しているが、採用まで繋がらない」など、施設を取り巻く厳しい現状も窺えます。
- ・ 施設計画の実現可能性を高めるため、県において、児童措置費制度や財源対策など施設運営に関して必要な情報提供はもとより、より有効な求人広告の手法や地域バランス等を考慮した多機能化・機能転換に向けた事業実施の提案など、各施設と二人三脚で取組を実施する必要があります。
- ・ こどもヒアリングでは、「今の生活に満足している」という声があった一方で、食事や外出、スマートフォンの所持などに関する生活ルールの改善を求める声があったほか、「意見を否定することや話を遮ることをやめてほしい」「こども会議での意見をもっと聴いてほしい」「自分の意見や話を親身に聴いてくれたうえで指導は納得できる」など、施設内におけるこども会議の運用やこどもの意見・意向を異にする意思決定を行う場合の理由説明等に関して、こどもアドボケイトなどを活用した更なる充実を図っていく必要があります。

(1) 資源の必要量等

- ・ 小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数について、新築後間もない乳児院では見込まず、児童養護施設は15か所64名を資源の必要量等とします。
- ・ 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数について、乳児院は1か所6名を、児童養護施設は9か所103名を資源の必要量等とします。
- ・ 養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数について、乳児院は1か所を、児童養護施設は9か所を資源の必要量等とします。

- ・ 一時保護専用施設の整備施設数について、乳児院では見込まず、児童養護施設は5か所を資源の必要量等とします。
- ・ 児童家庭支援センターの設置施設数について、乳児院では見込まず、児童養護施設は5か所を資源の必要量等とします。
- ・ 里親支援センター、里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施施設数について、里親支援専門相談員を配置しており、里親レスパイトを実施している施設として、乳児院は1か所を、児童養護施設は9か所を資源の必要量等とします。
- ・ 妊産婦等生活援助事業の実施施設数について、母子生活支援施設が実施中であるため、乳児院及び児童養護施設では見込みません。
- ・ 市町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）については、次のとおり資源の必要量等とします。

子育て世帯訪問支援事業	乳児院1か所、児童養護施設5か所
児童育成支援拠点事業	乳児院1か所、児童養護施設5か所
親子関係形成支援事業	乳児院1か所、児童養護施設9か所
養育支援訪問事業	乳児院1か所、児童養護施設5か所
子育て短期支援事業	乳児院1か所、児童養護施設9か所
一時預かり事業	乳児院1か所、児童養護施設5か所

(2) 現在の整備・取組状況等

- ・ 小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数について、令和6年4月1日時点では、乳児院では該当がなく、児童養護施設は12か所59名です。
- ・ 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数について、令和5年度末時点（以下、同様）で乳児院は1か所5名、児童養護施設は9か所88名です。
- ・ 養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数について、乳児院は1か所で、児童養護施設は4か所です。
- ・ 一時保護専用施設の整備施設数について、乳児院では未整備で、児童養護施設は4か所（令和6年4月1日時点）です。
- ・ 児童家庭支援センターの設置施設数について、乳児院では未設置で、児童養護施設は5か所です。
- ・ 里親支援センター、里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施施設数について、里親支援専門相談員を配置しており、里親レスパイトを実施している施設として、乳児院は1か所で、児童養護施設は9か所です。
- ・ 妊産婦等生活援助事業の実施施設数については、乳児院及び児童養護施設ともに未実施です。

- ・ 市町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）については、次のとおりです。

養育支援訪問事業	乳児院1か所、児童養護施設1か所
子育て短期支援事業	乳児院1か所、児童養護施設9か所
一時預かり事業	乳児院未実施、児童養護施設1か所

(3) 整備すべき見込量等

- ・ 乳児院及び児童養護施設ともに、資源の必要量等と現在の整備・取組状況等との差が整備すべき見込量等となります。

3 整備・取組方針等

<小規模かつ地域分散化>

- ・ 児童養護施設については、引き続き、生活単位の個別化や少人数化、地域への分散化を進め、家庭養育優先原則に基づく「できる限り良好な家庭的環境」の実現に向けた取組を推進します。

<高機能化及び多機能化・機能転換>

- ・ 児童養護施設には、専門的なケアニーズの高い高齢児など学童期以降のこどもの入所が見込まれるため、引き続き、本体施設や地域小規模児童養護施設等の安定した運営体制を強化します。具体的には、家庭支援専門相談員や心理療法担当職員などの専門職員の加配を進めるため、各施設で実施する求人募集等の効果を分析のうえ、より有効な広告媒体やイベントの実施方法などを検証するとともに、長く働きやすい勤務環境の整備について、県児童養護施設協議会等とも連携した好事例の横展開を図ります。
- ・ 児童養護施設における人材確保に向けて、県内の福祉系学部を有する大学や短期大学、専門学校等と連携した取組を検討します。特に、インターンシップについては、学生等の希望を踏まえたうえで、児童養護施設で働くことの意義や喜びを感じてもらうため、比較的長期にわたりこどもと関わることができ、保護者や関係機関との調整を行う社会福祉相談援助業務（ソーシャルワーク）を体験できる機会を提供するなど、実施方法を研究します。
- ・ なお、児童養護施設の定員数については、九州各県と比較して相対的に少ないことや、こども人口及び虐待相談対応件数の状況を鑑みても、積極的に見直しを進める必要性は低いと考えられます。近年では、虐待等により家庭復帰が困難なこどもが増加していることも踏まえ、計画期間中の各施設の暫定定員等を参考に、地域において代替養育の受け皿確保のため慎重な検討を進めます。あわせて、施設を退所するこどもが安心して地域で生活できるよう、市町村による家庭支援事業を活用した環境整備が重要です。
- ・ 乳児院については、入所こども数の減少が見込まれる中、里親支援や地域支援に係る多機能化・機能転換に向けた取組を推進します。具体的には、特別養子縁組里親フォスターリング業務や市町村によ

る児童育成支援拠点事業の実施など、令和6年度に完成した新たな施設・設備を最大限に活用した、地域住民に開かれた事業展開を目指します。

- ・ なお、乳児院の定員数については、計画期間中の入所こども数等の実績に基づき、更なる定員規模の見直しを検討します。
- ・ 児童心理治療施設及び児童自立支援施設については、ケアニーズの非常に高いこどもへの対応などその性質や実態等に鑑み、今後国から施設の運営や新たな設置（改築）についての方向性が示される予定であり、本県においては、当該方向性を踏まえ地域の実情に応じた多機能化・高機能化の在り方等を検討します。
- ・ 母子生活支援施設については、従来から母子を分離せず入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念のもとに、令和4年改正児童福祉法により妊産婦等生活援助事業が制度化されたことを踏まえ、そのニーズに応じて利用されるよう、改めて市町村（母子保健担当）や要保護児童対策地域協議会等の場において周知します。
- ・ 児童虐待に適切に対応しながらも、こどもや家庭の状況にあわせた一時保護が実施できるよう、児童養護施設等の多機能化・機能転換の一環として、引き続き、空きユニット等を活用した一時保護専用施設の設置を進めていくとともに、児童相談所をはじめとした関係機関との連携強化を図ります。
- ・ 地域偏在を更に解消し、各地域で市町村による家庭支援事業が実施できるよう、児童家庭支援センターの適正な設置のあり方について検討を進めます。
- ・ 里親等委託の推進のため、里親支援センターや児童相談所と協働して家庭養育の推進に取り組むことができる里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施を検討します。なお、大分市以外の地域はフォスタリング機関として中央児童相談所が担うこととなりますが、例えば、中央児童相談所から地理的な移動距離等の制約がある地域などを管轄する民間フォスタリング機関による里親等委託推進事業の実施可能性を検討します。
- ・ 多胎世帯の子育て短期支援事業や里親レスパイトを積極的に実施するほか、特別養子縁組を希望する家庭や妊産婦等への支援を強化するため、乳児院による妊産婦等生活援助事業の実施を検討します。

<家庭支援事業>

- ・ 各施設が児童相談所と連携のうえ、こどもの最善の利益を第一に考慮したパーマネンシープランに基づくケースマネジメントを行う際には、市町村が家庭支援事業を積極的に実施し、地域において充実した在宅支援サービスが受けられる環境整備が必要です。代替養育に関する専門性を有した乳児院や児童養護施設は、市町村が実施する家庭支援事業の重要な担い手であると考えられます。県においては、市町村が家庭支援事業を実施する上での課題整理や財源対策などの支援を検討するとともに、地域バランス等を考慮した上で、高機能化及び多機能化・機能転換の一環として、乳児院や児童養護施設が家庭支援事業を受託し、その専門性を発揮できるよう、市町村との協議の場を設けるなど取組を進めます。

4 評価のための指標

項目 (乳:乳児院) (児:児童養護施設)		現在の整備・取組 状況等【基準値】		資源の必要量 等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)					
		R5	R6見込		R11	R7	R8	R9	R10	R11
小規模かつ地域分散化した 施設数、入所児童数	乳	施設数 (か所)	0	0	0	-				
		入所児童 数(人)	0	0	0	-				
	児	施設数 (か所)	13	12	16	4				
		入所児童 数(人)	59	59	64	5				
養育機能強化のための専門 職(家庭支援専門相談員、 心理療法担当職員、自立支 援担当職員等)の加配施設 数、加配職員数	乳	加配施設 数(か所)	1	1	1	-				
		加配職員 数(人)	5	5	6	1				
	児	加配施設 数(か所)	9	9	9	-				
		加配職員 数(人)	88	91	103	12				
養育機能強化のための事業 (親子支援事業、家族療法 事業等)の実施施設数	乳	施設数 (か所)	1	1	1	-				
	児	施設数 (か所)	4	5	9	4				
一時保護専用施設の整備 施設数	乳	施設数 (か所)	0	0	0	-				
	児	施設数 (か所)	3	4	5	1				
児童家庭支援センターの設 置施設数	乳	施設数 (か所)	0	0	0	-				
	児	施設数 (か所)	5	5	5	-				
里親支援センター、里親養 育包括支援(フォスタリング) 事業※の実施施設数	乳	施設数 (か所)	1	1	1	-				
	児	施設数 (か所)	9	9	9	-				
妊産婦等生活援助事業の 実施施設数	乳	施設数 (か所)	0	0	0	-				
	児	施設数 (か所)	0	0	0	-				

項目 (乳:乳児院) (児:児童養護施設)		現在の整備・取組 状況等【基準値】		資源の必要量 等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)					
		R5	R6見込		R7	R8	R9	R10	R11	
市町村の家庭支援事業を委託されている施設数 (子育て世帯訪問支援事業)	乳	施設数 (か所)	—	1	1	—				
	児	施設数 (か所)	—	1	5	4				
〃 (児童育成支援拠点事業)	乳	施設数 (か所)	—	1	1	—				
	児	施設数 (か所)	—	0	5	5				
〃 (親子関係形成支援事業)	乳	施設数 (か所)	—	0	1	1				
	児	施設数 (か所)	—	1	9	8				
〃 (養育支援訪問事業)	乳	施設数 (か所)	1	1	1	—				
	児	施設数 (か所)	1	1	5	4				
〃 (子育て短期支援事業)	乳	施設数 (か所)	1	1	1	—				
	児	施設数 (か所)	9	9	9	—				
〃 (一時預かり事業)	乳	施設数 (か所)	0	0	1	1				
	児	施設数 (か所)	1	1	5	4				

※各項目、年度末時点

第10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

第10-1 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

- 令和4年改正児童福祉法において、社会的養護経験者等（社会的養護経験者や被虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等をいう、以下同じ。）の実情を把握することが、都道府県が行わなければならない業務として位置付けられました。
- （図表10-1）は、令和6年3月31日時点で代替養育中のこどものうち、（A）各年度中に18歳を迎える者及び（B）各年度に措置延長されている者並びに（C）措置延長等を必要とする者により、自立支援を必要とする社会的養護経験者等数を見込んだものです。計画期間中、毎年約50人が措置解除等により社会に巣立つこととなります。

（図表10-1）自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み

	R5	R6見込	計画期間中の見込				
			R7	R8	R9	R10	R11
（A）各年度中に18歳を迎える者（人）	22	22	33	45	39	37	29
（B）各年度に措置延長されている者（人）	24	22	17	21	21	18	16
（C）（A）のうち措置延長等を必要とする者（人）	9	6	6	9	6	5	5
（A）+（B）-（C）	37	38	44	57	54	50	40

（出典）大分県中央児童相談所、大分県中津児童相談所調べ

- （図表10-1）の者に対しては、後述する社会的養護自立支援拠点事業所において、措置解除前の段階で相互交流の場や生活相談等の窓口の紹介に加え、児童養護施設退所者等自立支援資金貸付制度の周知のほか、措置解除後には定期的なアウトリーチ（訪問、電話、メール等）による実情把握等を引き続き実施します。
- 本県では令和4年度に、日本財団の協力のもと、児童養護施設等への入所措置や里親委託等を解除された者の生活状況・支援ニーズ等を把握するため「大分県施設等退所者の実態に関する調査」を実施しました。（平成24年4月～令和4年3月に中学卒業以降で措置解除となった18歳以上の530人を対象、回答者数78人（回答率14.7%））
- 生活状況について、収支バランスでは「支出の方が多い（赤字）」（21.8%）や、健康面では「通院している」（14.1%）、また、通院の有無にかかわらず心理的な不調・ストレス、孤独感等といった心理的な葛藤を抱える者の存在も確認されました。

- ・ 支援ニーズについて、退所に向けて不安や心配だったことは「仕事のこと」(47.4%)、「生活費や学費のこと」(41.0%)、「住まいのこと」(24.4%)の順に多く、自立に向けては就労・就学、生活費や住まいについて特に支援する必要があると考えられます。
- ・ 今後、経済情勢の変化等に伴い、当該調査結果との相関度合いも変化することが見込まれます。そのため、計画期間中に、就労・就学、生活費や住まいの状況などの実態把握調査の再度実施を検討するとともに、その際は、社会的養護経験者等をはじめ、自立支援に携わる関係機関等が参画する協議の場(社会的養護自立支援協議会)の設置を検討します。

第10-2 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 本県では、「児童アフターケアセンターおおいた」(平成23年度開設、以下「アフターケアセンター」という。)に配置された支援コーディネーターを中心に、毎年度、措置解除者全員を対象に作成する社会的自立に向けた計画(以下「継続支援計画」という。)に基づき、生活や就労に関する相談に応じた支援等を行っています。
- ・ 平成25年度から全ての児童養護施設に職業指導員が配置されており、児童相談所の児童福祉司等も参画のうえ毎月開催する職業指導員連絡会を通じて措置解除者の近況や課題等を情報共有するなど、アフターケアセンターとの連携体制を構築しています。
- ・ 以上を踏まえ、現行計画では、「継続支援計画に基づく支援の実施率」「継続支援計画対象者の施設退所後の就労・就学率」を目標指標に設定しましたが、(図表10-2)のとおり、全ての項目でR6目標を達成する見込みです。
- ・ 要因としては、措置解除予定者の同席のもと、児童相談所の担当児童福祉司や施設職員等が参画する会議において継続支援計画を策定し、当該計画に基づき、アフターケアセンターが定期的なアウトリーチ(訪問、電話、メール等)による近況確認を実施するなど、きめ細かな対応によるものです。なお、半年後の就労・就学率は、措置解除時期によっては年度を跨ぐことになり、年度毎の統計算出が困難なため掲載していません。

(図表10-2) 現行計画の達成見込

項目		R4	R5	R6見込(目標)	
継続支援計画に基づく支援の実施率		100.0%	100.0%	100.0% (100.0%)	達成見込
継続支援計画対象者の施設退所後の就労・就学率	半年後	—	—	— (90.0%)	—
	1年後	88.0%	87.1%	90.0% (85.0%)	達成見込
	3年後	91.9%	86.2%	90.0% (75.0%)	達成見込

(出典) 大分県こども・家庭支援課調べ

2 地域の現状

- ・ 令和4年改正児童福祉法において、社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県の業務として位置付けられました。
- ・ 具体的には、児童自立生活援助事業について、従前の20歳や22歳といった年齢ではなく児童等の置かれている状況等を踏まえ支援を受けることができるよう年齢や実施場所の要件に関する弾力化等が行われたほか、相互に交流等を行う場所の提供や日常生活や就労等に関する悩み等の相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う社会的養護自立支援拠点事業が創設されました。
- ・ 児童自立生活援助事業については、令和5年9月末時点で、県外の自立援助ホームに入居中の者が3人、高校中退後にアルバイト等を行うも継続できず直近での自立が難しい状況等にある者が7人、中高生以上の高年齢児でもあり代替養育不適合状態の際に委託一時保護など受入れ先の確保が困難な状況等にある者が8人、合計18人（男性8、女性10）の利用が見込まれます。（各児童相談所調べ）
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業について、アフターケアセンターにおける相談受案件数は、令和3年度に182人から延3,498件、4年度に285人から延3,512件、5年度には252人から延2,935件と高止まりの傾向にあります。このような状況に対応するため、令和5年度には支援コーディネーターを1名追加配置し、生活相談支援員を含めて4名体制で相談支援等を行っています。さらに、前述した実態調査結果を踏まえ、相談者等に心理療法が必要な場合に適切な支援が実施できるよう、令和6年度には心理職等を配置しています。
- ・ さらに、アフターケアセンターでは、日本財団の協力のもと、令和4年度に社会的養護経験者等が相互に交流等を行う拠点としてCONETステーションを開設しました。代替養育経験者がスタッフとして運営に携わっており、SNS等を活用し情報発信するなど、居場所の提供のみならず、引っ越しの手伝いや寄付物品の受渡しなど、アウトリーチも含めて精力的な活動を展開しています。
- ・ また、アフターケアセンターの元受託法人等の有志が任意団体を設立し、代替養育経験者に対して、民家を活用した居場所を提供するサロン活動のほか、四季折々の行事や野外活動を通じて当事者同士の交流機会を創出する取組などを行っています。当該団体の運営はボランティアのため、県においては、一般寄付等の呼びかけや取組紹介など関係機関との情報共有等を通じた活動支援を行います。
- ・ こどもヒアリングでは、措置解除後に困るかもしれないことや心配なことについて、仕事やお金、学校（進学や卒業）に関する声が多くあったほか、「1人暮らしが怖い」「料理や病院も心配」「心配ごとがない人が信じられない」など、多くのこどもが将来に向けて不安を抱えている状況が見受けられました。また、相談相手や方法について、施設の職員など現在身近にいる者に「直接会って相談したい」「直接会いに行くか、会いに来てほしい」という声が多くありました。代替養育経験者にとって、アフターケアセンターや相互交流の場等が身近な存在となるために、引き続き、アウトリーチや施設訪問等を通じた利用しやすい環境づくりを行っていくことが必要です。

(1) 資源の必要量等

- ・ 児童自立生活援助事業については、対象者が入居先等を選択できるよう、Ⅰ型（自立援助ホーム）、Ⅱ型（児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設）及びⅢ型（里親・ファミリーホーム）の全施設類型を実施します。
- ・ Ⅰ型については、男女それぞれ1か所ずつ（計2か所）、定員6名ずつ（計12名）を資源の必要量等とします。
- ・ Ⅱ型については、県央（大分・由布）や県北（中津・豊後高田・宇佐）などのブロックごとにおおむね1か所ずつの計6か所、定員2名ずつ（計12名）を資源の必要量等とします。なお、入居ニーズ等に応じて、児童自立支援施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設での実施も検討します。
- ・ Ⅲ型については、対象者からの相談に応じた個別判断を想定し、資源の必要量等は見込みません。
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業については、複数拠点を設置することによる業務量の分散等の利点も考えられますが、社会的養護経験者等が相談先を迷わないよう、県下一円で相談窓口をワンストップ化する目的で、1か所を資源の必要量等とします。

(2) 現在の整備・取組状況等

- ・ 児童自立生活援助事業については、Ⅰ型が1か所（定員6名、男性）、Ⅱ型及びⅢ型の実施はありません（令和6年5月1日時点）。
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業については、アフターケアセンターが実施しています。

(3) 整備すべき見込量等

- ・ 児童自立生活援助事業について、Ⅰ型（定員6名、女性）が1か所、Ⅱ型及びⅢ型は資源の必要量等が整備すべき見込量等となります。
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業については、アフターケアセンターによる継続実施が整備すべき見込量等となります。

3 整備・取組方針等

- ・ 児童自立生活援助事業Ⅰ型については、県内法人のみならず、全国的に自立援助ホームを展開している県外法人の参入開設等も視野に、更なる整備を検討します。
- ・ 児童自立生活援助事業Ⅱ型については、入居定員を児童養護施設本体の定員外に設定する必要があるため、各児童養護施設の多機能化・機能転換計画に基づき、施設本体の定員数とあわせて整備を検討します。
- ・ また、社会的養護自立支援拠点事業所との連携体制を維持・強化するため、Ⅰ型及びⅡ型に配置された管理者や指導員等の職業指導員連絡会への参画を進めます。

- ・ 児童自立生活援助事業Ⅲ型については、入居定員に里親・ファミリーホーム委託児童を含める必要があるため、家庭養育優先原則に基づき乳児等の新たな措置先として一定程度の定員枠を確保する必要性があることから、入居ニーズ等に応じて慎重な整備を検討します。
- ・ 児童自立生活援助事業の入居人数については、計画期間中の経済・社会情勢等に左右されるため、目標達成のために恣意的に入居を推進するものではなく、定員数の7割程度を想定入居人数として参考掲載するものです。
- ・ また、児童自立生活援助事業による自立支援を実効性のあるものとし、可能な限り対象者の早期自立を目指すために、Ⅲ型を希望する者に対しても、指導員等の配置要件が付されるⅠ型又はⅡ型を推奨します。ただし、本人と里親等との信頼関係のもとで実施する自立支援が効果的である場合も考えられるため、対象者の状況等に応じて慎重な判断を行います。
- ・ 児童自立生活援助事業については、県外で代替養育を経験した者や、幼少期に一時保護・解除され、その後児童相談所が関与しておらずケース記録が残っていない者など、様々な対象者が考えられます。自立支援を効果的に行うためには、ケース記録の保存や情報共有の仕組みなど、全国的な基準整備が求められます。
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業については、アフターケアセンターによる事業実施を継続するとともに、社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに適宜提供できる一時避難的かつ短期間の居場所の確保を検討します。
- ・ また、利用者等の意見を聴取のうえ、社会的養護経験者等の相互交流の場として CONET ステーション及び任意団体が運営する居場所サロンの継続的かつ安定的な運営のための支援を検討します。

4 評価のための指標

項目			現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)				
			R5	R6見込		R11	R7	R8	R9	R10
児童自立生活援助事業	I型	実施か所数(か所)	—	1	2	1				
		入居人数(人)	—	4	8	—	—	1	—	—
	II型	実施か所数(か所)	—	0	6	4				
		入居人数(人)	—	0	8	—	—	4	—	—
	III型	実施か所数(か所)	—	0	6	6				
		入居人数(人)	—	0	8	1	1	1	1	2
III型	実施か所数(か所)	—	0	個別判断	8					
	入居人数(人)	—	0	個別判断	1	1	2	2	2	
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数(か所)			(1) 前身事業	1	1	個別判断				
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた連携体制の整備状況			有	有	有	—	—	—	—	—
						職業指導員連絡会の継続実施				

※各項目、年度末時点

第1-1 児童相談所の強化等に向けた取組

第1-1-1 県(児童相談所)における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- 児童虐待防止対策については、平成30年に発生した東京都目黒区児童虐待死亡事件を受けて、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定、以下「プラン」という。)が策定され、児童相談所の体制と専門性強化等を一層進めていくことが示されました。
- そうした中でも、全国で児童虐待死亡事件が後を絶たない状況を鑑み、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」(平成31年2月8日関係閣僚会議決定)や「児童虐待防止対策の抜本的強化」(平成31年3月19日関係閣僚会議決定)等が策定され、児童相談所の抜本的体制強化など対策の強化が示されました。
- 本県では、これまでも児童相談所の体制整備に取り組んできましたが、プランや通増傾向が続く児童虐待相談に対応するため、更なる体制強化が求められてきました。
- 以上を踏まえ、現行計画では、プランで示された職員の配置基準に基づき、「児童福祉司の配置率」「指導教育担当児童福祉司(スーパーバイザー)の配置率」「児童心理司の配置率」を目標指標に設定しましたが、図表(1-1-1)のとおり、全ての項目でR6目標を達成する見込です。
- 要因としては、平成23年に発生した別府市児童虐待死亡事件を受けて策定した再発防止策に真摯に取り組む、本県で二度と児童虐待死亡事件を起こさないという強い決意のもと、児童相談所の体制強化について、県の組織内で理解醸成が図られたことによるものです。

(図表1-1-1) 現行計画の達成見込

項目	R4	R5	R6見込(目標)		
児童福祉司の配置率	100% (59人)	100% (69人)	100% (78人)	(配置基準以上)	達成見込
指導教育担当児童福祉司 (スーパーバイザー)の配置率	100% (10人)	100% (10人)	100% (10人)	(配置基準以上)	達成見込
児童心理司の配置率	109% (25人)	108% (28人)	100% (35人)	(配置基準以上)	達成見込

(出典) 大分県こども・家庭支援課調べ、()内は配置職員数

2 地域の現状

- 本県では、児童相談所を2か所(中央、中津)設置しています。

- ・平成23年に発生した別府市児童虐待死亡事件を受け、県が大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会の意見等を踏まえとりまとめた再発防止策は、「情報共有の徹底」「関係機関同士の緊密な連携による支援の強化」「相談支援技術向上のための研修の強化」を柱とし、24年度から児童相談所において児童虐待防止に向けた取組を強化してきました。
- ・国においては、児童相談所や市町村の組織体制強化を計画的に進め、児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府庁連絡会議決定、以下「新プラン」という。）が策定され、令和8年度までの間、児童相談所の児童福祉司やスーパーバイザー、児童心理司の更なる増員のほか、弁護士との配置、一時保護の体制強化、AI等の活用による児童福祉司等の負担軽減などが示されました。
- ・一方で、児童相談所の虐待相談対応件数は遞増傾向が続いており、虐待により子どもが死亡する事件が全国で後を絶ちません。そのような中、本県においても、令和5年1月に中津市で7歳女児が実母から殺害されるという痛ましい虐待死亡事件が発生しました。
- ・当該事件を受け、大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会がとりまとめた「虐待が疑われる重大事例等検証報告書」（令和5年10月16日）では、児童相談所が本事案の発生を予測し、防止することはかなり困難であったと総括したうえで、再発防止に向けた提言として、児童相談所の体制強化や関係機関との更なる協働が示されました。
- ・従前より、児童相談所には精神科医師等を非常勤配置し、子どもや保護者の状態等について医学的見地からの助言を得て相談援助業務に生かしており、令和6年度から精神科医師等を増員のうえ月勤務日数の延伸（中央：4日から5日へ、中津：2日から3日へ）を図っています。
- ・また、精神医療分野のアセスメント能力及び対応力向上を図るため、令和6年度から新たに児童心理司を精神科医療機関に研修派遣しています。
- ・子どもの健康チェックや感染症対策など保健衛生上の必要性から、一時保護所では常勤保健師を配置してきましたが、精神的に不安定な保護者等への支援にあたっては母子保健や精神保健福祉分野からの技術的助言が必要なため、令和元年度に中津児童相談所に保健師を配置し、中央児童相談所においても保健師の増員を進めています。
- ・また、両児童相談所に非常勤弁護士を輪番配置していますが、近年、法的対応が必要な困難事例が増加していることを踏まえ、令和元年度から非常勤弁護士の配置日数を倍増しています。
- ・現在、本県では、児童福祉司、児童心理司、市町村支援児童福祉司、里親養育支援児童福祉司及び児童福祉司スーパーバイザーについては、いずれも新プランなど国が示した職員配置基準を満たしていますが、現体制を過信することなく、量のみならず質の向上も踏まえた組織力の強化を進めていく必要があります。
- ・新任の児童福祉司等が相談援助活動を行うに際し必要となる知識や技術の習得を目的として、児童福祉司任用前・任用後研修の受講に加え、日頃より経験豊富な児童福祉司によるOJTを行っています。

また、困難事例により確実に対応するためには職員のスキルアップをはじめ、相談援助業務において的確な支援を実施できる十分な知識や技術を身に付ける必要があるため、長く経験を積んだ職員の更なる資質向上策として、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得を検討する必要があります。

- ・ さらに、専門的知見を持つ人材の確保・育成に計画的に取り組むため、令和6年度から新たに福祉専門職の採用試験を実施しています。
- ・ こどもヒアリングでは、担当の児童福祉司や児童心理司の理想像について、「話（自分のこと）を理解してくれる人」という声が多くありました。一方で、人事異動等で定期的に担当者が変わることへの不満や、「若い人だと心配」「約束を破られ信頼できなくなった」「(措置先を)勝手に決められた」「反抗的で決めつけたような言い方や聞き方をされた」など、自身への対応や処遇に関する不満の声も多くありました。中には、「自分のために一生懸命動いてくれる今のケースワーカーに感謝している」といった声もあり、こどもの最善の利益を第一に、引き続き、こどもや家庭の支援を行うことができる児童福祉司等の育成など児童相談所の体制強化を進めていく必要があります。

(1) 資源の必要量等

- ・ 児童相談所の管轄人口については、両児童相談所ともに50万人以下を資源の必要量等とします。
- ・ 第三者評価を実施している児童相談所数については、両児童相談所を想定し、2か所を資源の必要量等とします。
- ・ 児童福祉司、児童心理司、市町村支援児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザーの配置数については、新プランや今後国において検討することとされている新プランの見直しに基づく配置基準以上を資源の必要量等とします。
- ・ 医師、保健師、弁護士の配置数については、それぞれ8名、4名、18名を資源の必要量等とします。
- ・ こども家庭福祉行政に携わる県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修）の受講者数について、前者については延べ1,450人、後者については若干名を資源の必要量等とします。
- ・ 専門職採用者数については、福祉専門職採用試験の実施による若干名を資源の必要量等とします。

(2) 現在の整備・取組状況等

- ・ 児童相談所の管轄人口については、中央児童相談所(10市3町1村)は882,334人(県全体の80.5%)で、うち18歳未満のこども数は125,806人(同79.9%)を占めており、中津児童相談所(4市)は213,901人(同19.5%)、うち18歳未満のこども数は21,372人(同20.1%)を占めています。なお、中央児童相談所のうち城崎分室の管轄人口については、472,606人で、うち18歳未満のこども数は74,194人を占めています。(県統計調査課「大分県の人口推計(令和5年10月1日時点)」)
- ・ 第三者評価を実施している児童相談所数については、該当がなく、毎年自己評価を実施しています。

- ・ 児童福祉司、児童心理司、市町村支援児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザーの配置数については、令和6年4月1日時点で、それぞれ78人、35人、1人、10人です。
- ・ 医師については、令和6年7月1日時点で9名（うち1名は保健所兼務）、保健師及び弁護士については、4月1日時点で、それぞれ4名及び18名です。
- ・ こども家庭福祉行政に携わる県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修）の受講者数について、令和5年度実績で、前者については延べ1,476人、後者については制度開始前のため実績がありません。
- ・ 専門職採用者数については、令和6年度から新たに福祉専門職採用試験を実施しています。

(3) 整備すべき見込量等

- ・ 児童相談所の管轄人口については、大分市を管轄する児童相談所の設置に向けた検討が、整備すべき見込量等となります。
- ・ 第三者評価を実施している児童相談所数については、2か所が整備すべき見込量等となります。
- ・ 児童福祉司、児童心理司、市町村支援児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザーの配置数については、新プラン及び今後国において検討することとされている新プランの見直しに基づく配置基準以上の配置数が整備すべき見込量等となります。
- ・ 医師、保健師、弁護士の配置数については、現在の整備・取組状況等の維持が整備すべき見込量等となります。
- ・ こども家庭福祉行政に携わる県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修）の受講者数について、前者については現在の整備・取組状況等の維持が、後者については若干名が整備すべき見込量等となります。
- ・ 専門職採用者数については、福祉専門職採用試験を継続実施することが整備すべき見込量等となります。

3 整備・取組方針等

- ・ 児童福祉法施行令では、児童相談所が虐待予防や早期発見など、こどもとその家庭に対して専門的な知識・技術を必要とする支援を適切に行うことができるよう、管轄人口はおおむね50万人以下を基本とすべきことが規定されています。大分市を管轄する児童相談所が設置された場合、全ての児童相談所の管轄人口が50万人以下となり、機動性向上のほか、きめ細かな組織マネジメント力の更なる強化に繋がることが期待されます。後述する中核市（大分市）の児童相談所設置に向けた取組に加え、城崎分室における意思決定等の迅速化を目的とした方策も検討します。
- ・ 令和元年改正児童福祉法に基づき、児童相談所が行う業務の質の評価を行い、その業務の質の向上を図ることを目的に、両児童相談所においておおむね3年に1回、第三者評価の実施を検討します。

- ・ 児童相談所の職員（児童福祉司、児童心理司、市町村支援児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー）は、新プランなど国基準以上の配置を行い児童相談所の体制整備に努めます。
- ・ こどもの最善の利益を第一に考慮し、こどもがウェルビーイングの状況を保ち生活できるよう、保護者支援等を含めたケースマネジメントが可能な児童相談所職員の育成を進めるとともに、所長など管理職が組織内マネジメントを徹底し、特に、新任児童福祉司等にはスーパーバイザーが丁寧に業務フォロー及びOJTを行うなど、全ての児童相談所職員が働きやすい、風通しの良い雰囲気づくりを目指します。また、職員の希望等に応じて、児童養護施設等と連携した現場実習の機会の提供等について検討します。
- ・ 医師や保健師などについては、引き続き確保に努め、児童相談所の更なる医学的専門性の強化を図ります。特に、精神科医の常勤配置に向けたリクルート活動等に努めます。
- ・ 令和4年改正児童福祉法に基づく一時保護開始時の司法審査が令和7年度までに導入されることも踏まえ、弁護士については、輪番による週勤体制の維持又は拡充を検討します。
- ・ 令和4年改正児童福祉法により新設された認定資格（こども家庭ソーシャルワーカー）は、こども家庭福祉の様々な場面・立場で活用や実践できるソーシャルワークの専門性を担保する有効なツールであるため、児童福祉司スーパーバイザーなどを中心に、実務経験年数等の要件を満たす児童相談所職員の意向を尊重したうえで、研修受講など資格取得に必要な支援を行います。
- ・ 本県では、主に行政職（いわゆる一般事務）として採用された職員が定期異動等で児童相談所に配属され、児童福祉司として業務を行うことが通例です。様々な行政分野を経験することで、より多角的な視点で児童相談所業務を遂行できることが利点として考えられます。
- ・ 一方で、こどもや保護者にとっては、担当児童福祉司が数年で交代することや、相談援助活動の経験が浅い職員が担当することへの不安材料もあります。そのため、児童相談所業務をはじめ、福祉行政の政策形成等にも携わる福祉専門職の採用を継続するとともに、異動サイクルや行政職との配置バランスなど、先行自治体等を参考に引き続き研究します。
- ・ 児童相談所の児童福祉司等の業務負担の軽減と質の向上を目的に、AI等を活用した電話相談内容の書き起こしや緊急度判断ツールの導入などを検討します。

4 評価のための指標

項目			現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)				
			R5	R6見込		R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所の管轄人口 (10月1日時点)	中央 (城崎分室)	人口	88万人 (47万人)	87万人 (47万人)	50万人以下	〔大分市を管轄する児童相談所の設置〕				
	中津	人口	21万人	21万人						
第三者評価を実施している児童相談所数(年度末時点)	所数(か所)	— (自己)	— (自己)	2	2 中央 — 中津 中央 —					
児童福祉司の配置数	人数(人)	69	78	配置基準以上	(配置基準以上) 国プラン等に基づき配置					
児童心理司の配置数	人数(人)	28	35	配置基準以上	(配置基準以上) 国プラン等に基づき配置					
市町村支援児童福祉司の配置数	人数(人)	1	1	配置基準以上	(配置基準以上) 国プラン等に基づき配置					
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	人数(人)	10	10	配置基準以上	(配置基準以上) 国プラン等に基づき配置					
医師の配置数	常勤(人)	—	1(兼務) (R6.7.1付)	—	— — — — — —					
	非常勤(人)	6	8	8	— — — — — —					
保健師の配置数	人数(人)	3 (うち1名一時保護所兼務)	4 (うち1名一時保護所兼務)	4 (うち1名一時保護所兼務)	— — — — — —					
弁護士の配置数	常勤(人)	—	—	—	— 国プラン等に基づき配置					
	非常勤(人)	18 (中央:週4回 中津:週1回)	18 (中央:週4回 中津:週1回)	18 (中央:週4回 中津:週1回)	— 国プラン等に基づき配置					
こども家庭福祉行政に携わる県(児童相談所)職員における研修(①児童福祉司任用後研修、②こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修)の受講者数(年度末時点)	①受講者数(延人)	1,476	1,476	1,450	— — — — — —					
	②受講者数(人)	—	—	若干名	若干名 若干名					
専門職採用者数(福祉)	採用者数(人)	—	—	若干名	若干名 若干名					
	割合(%)	—	—	0%超え	0%超え					

※各項目、各年度当初時点

第11-2 中核市の児童相談所設置に向けた取組

1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 本項は、「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」(令和6年3月12日付けこ支家第125

号こども家庭庁支援局長通知)に基づき新たに追加したため、現行計画に記載がありません。

2 地域の現状

- ・ これまで累次の改正児童福祉法で、中核市の児童相談所設置が可能となり（平成16年）、中核市が児童相談所を設置できるよう、政府が児童相談所の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講じる（令和元年）こととされました。
- ・ 令和元年6月の県と大分市との政策協議において、大分市が児童虐待防止の取組の更なる強化を目的に児童相談所の設置に向けた検討を進めることについては評価をしつつも、知識や経験を十分に積んだ職員を育て活躍できるようにすることや、要保護児童対策地域協議会を通じた情報共有の徹底などを考慮して、慎重に進めていく必要があることを確認しました。
- ・ 平成25年度以降、市町村の児童相談援助技術の向上と連携強化を図るため、市町村職員と児童相談所職員との交流型派遣研修を実施していますが、大分市については、26年度及び28年度以降は毎年度実施しており、令和2年度以降は、大分市からの派遣職員数を増員するなど、双方連携のうえ人材育成を図ってきました。
- ・ 令和4年度には、大分市事案を専任する中央児童相談所城崎分室を大分市中央子ども家庭支援センター（現大分市中央こども家庭センター）と同一建物内に設置したことで、合同会議の随時開催による迅速な対応方針の決定や同行訪問等による情報の即時共有、必要な助言・指導など、日常的に双方円滑な連携が可能となりました。
- ・ 令和5年度の児童相談所における虐待相談対応件数は、現行の統計開始以降最多となり、そのうち中央児童相談所対応件数の約6割が城崎分室の事案であり、引き続き、大分市との連携は必要不可欠です。
- ・ そのような中、令和6年2月の県と大分市との政策協議において、大分市ではこども家庭センターの設置等に取り組むとともに、引き続き、児童虐待防止に対する双方の連携強化を確認しました。
- ・ なお、全国状況として、全62中核市のうち児童相談所を設置している市は、神奈川県横須賀市、石川県金沢市、兵庫県明石市及び奈良県奈良市の4市となっています（令和5年4月時点）。

3 整備・取組方針等

- ・ 県においては、国の動向を注視しながらも、大分市の意向を最大限尊重したうえで、引き続き人事交流等を通じた大分市職員のスキル向上に努めるなど適切な対応を確実に実行する体制づくりに協力していくとともに、大分市における児童相談所設置に向けた検討状況について、情報を共有し、必要な助言等を行います。

第12 障害児入所施設における支援

- ・ 障害児入所施設においても、被虐待児童が生活しているなど、障がい児の養育の特質に鑑みれば、できる限り良好な家庭的環境の中で養育が行われる必要があります。

1 地域の現状

- ・ 福祉型障害児入所施設（3か所）のうち、ユニット化等によりできる限り良好な家庭的環境を整備している施設⁴⁷数及び当該環境で生活している障がい児の数は、（図表12-1）のとおりです。
- ・ なお、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）で居室定員は4人以下と定められている中、より小さな生活単位の2人部屋が26人分、更に個室も15人分整備されており、2人以下の居室定員は全体の約7割に相当します（参考）。

（図表12-1）福祉型障害児入所施設のユニット化等の状況

項目	現在の 整備・取組状況等	
	R5	R6見込
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数(か所)	—	1
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障がい児の数(人)	—	10

※各項目、各年度当初時点

（参考）福祉型障害児入所施設の個室等の整備状況（令和6年度末見込）

項目	定員数	割合
1人部屋	15	68.3%
2人部屋	26	
3人以上部屋	19	31.7%
計	60	100.0%

（出典）大分県障害福祉課調べ

⁴⁷ 「障害児入所施設における小規模グループケア加算費について」（平成24年8月20日付け障発0820第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、小規模グループケア加算を取得している施設。

2 整備・取組方針等

- ・ 県においては、引き続き、障がい特性に応じた養育環境を提供するとともに、「大分県障がい者計画（第2期）⁴⁸」に基づいて、入所施設での権利擁護や短期入所の充実など、障がい児やその家族への支援等を推進します。
 - ① 社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した施設整備を推進します。
 - ② 個別の支援ニーズに応じた短期入所等の提供体制の整備を推進します。
 - ③ 利用者が権利として適切なサービスを受けられるよう、福祉サービスに関する苦情解決制度の充実と周知に一層努めます。
 - ④ 障がい者が生活の様々な場面で権利を侵害されることなく安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使を支援する関係機関、団体等とのネットワーク化を図ります。
 - ⑤ 平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」と「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」の趣旨、目的等を県民や事業所等へ啓発する効果的な活動を行います。
 - ⑥ 障がい者に対する差別、人権・財産侵害等の事案に県が主体的に関係機関と連携し、適切に対応します。
 - ⑦ 障がい福祉サービス事業所等における処遇改善を図り、職員の資質向上や職場定着を推進します。また、業務に従事するために必要となる資格を取得するための研修を実施し、サービス提供に必要な人材を養成します。
- ・ 福祉型障害児入所施設に在籍するこどもの権利擁護に関する取組については、新たに意見表明等支援事業を実施するため、サポートツール等を用いて、より分かりやすい制度趣旨等の説明を行い、こどもの権利についての理解促進を図ります。
- ・ 家庭養育優先原則に基づき、代替養育を必要とする障がい児の里親等委託が進むことが考えられます。県においては、里親支援センターやフォスタリング機関と連携し、障がい児を養育する里親等の支援ニーズを把握し、訪問などを通じて障害児入所施設との連絡調整・連携等による支援を行うことで、障がい児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制の構築を推進するとともに、障がい児を受入れる（子育て短期支援事業の委託を含む。）里親等のリクルート活動を積極的に行います。

⁴⁸ 障害者基本法に基づいて新たに策定する大分県障がい者基本計画（第6期）、障害者総合支援法等に基づく大分県障がい福祉計画（第7期）・大分県障がい児福祉計画（第3期）及び障害者文化芸術推進法に基づく大分県障がい者芸術文化推進基本計画（第2期）等を統合した計画。令和6年度～11年度までの6年間を計画期間としており、大分県長期総合計画（令和6年10月公表）の部門計画に位置付けられている。